

高知県廃棄物処理計画

(平成23年度～平成27年度)

(案)

平成 年 月

高知県林業振興・環境部

目 次

第1章 計画策定に当たって	1
1.計画策定の趣旨	1
2.計画期間	2
3.計画の対象	2
第2章 廃棄物の現況	3
1.一般廃棄物の現況	3
2.産業廃棄物の現況	25
第3章 前回の計画目標の達成状況と課題	41
1.前回の計画目標の達成状況	41
2.廃棄物処理の課題	47
第4章 廃棄物排出量の見込みと減量化目標	49
1.一般廃棄物の将来予測	49
2.産業廃棄物の将来予測	52
3.一般廃棄物の減量化目標	55
4.産業廃棄物の減量化目標	57
第5章 施策の展開	59
1.施策の基本方針	59
2.施策の内容	61
第6章 計画を円滑に推進するための役割	68
1.関係者の役割	68
2.県の役割	70

第1章 計画策定に当たって

1. 計画策定の趣旨

近年、世界的な資源制約の顕在化や、地球環境問題への対応が急務となっており、わが国においても「循環型社会形成推進基本法」の制定や各種リサイクル法の制定、排出事業者処理責任の強化や不適正処理への対策を主眼とした「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）」の改正を行い、廃棄物の適正処理を確保するとともに資源として循環利用するための制度的な枠組みを整え、「循環型社会」への転換を図る取組が行われてきました。

廃棄物をめぐる情勢は刻々と変化しており、今日的な状況変化に対応し、諸課題に対処するためにも、今後、循環型社会への転換をさらに進めるとともに、低炭素社会との統合についても配慮し、環境と経済成長とが両立する社会づくりにつなげていくことが求められています。

近年においては、太陽光・風力発電等新エネルギー開発やこれらの利活用への取組、グリーン購入の広がり、レジ袋削減の取組、県民への啓発と地域の環境美化を図る美化活動の広まり等、取組みの成果も徐々に現れてきています。

本県では、「循環」を基調する社会経済システムの構築に取組むために、平成13年度、18年度に一般廃棄物と産業廃棄物を併せた「高知県廃棄物処理計画（計画期間：平成13年度～平成17年度、平成18年度～平成22年度）」を策定し、県内で発生する廃棄物の減量、リサイクル、適正処理等の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

引き続き、廃棄物を取り巻く情勢の変化に適切に対応し、循環型社会の形成を推進するため、平成23年度から平成27年度までを計画期間とする新たな廃棄物処理計画を策定し、本県の廃棄物処理にかかわる課題に対処することとしました。

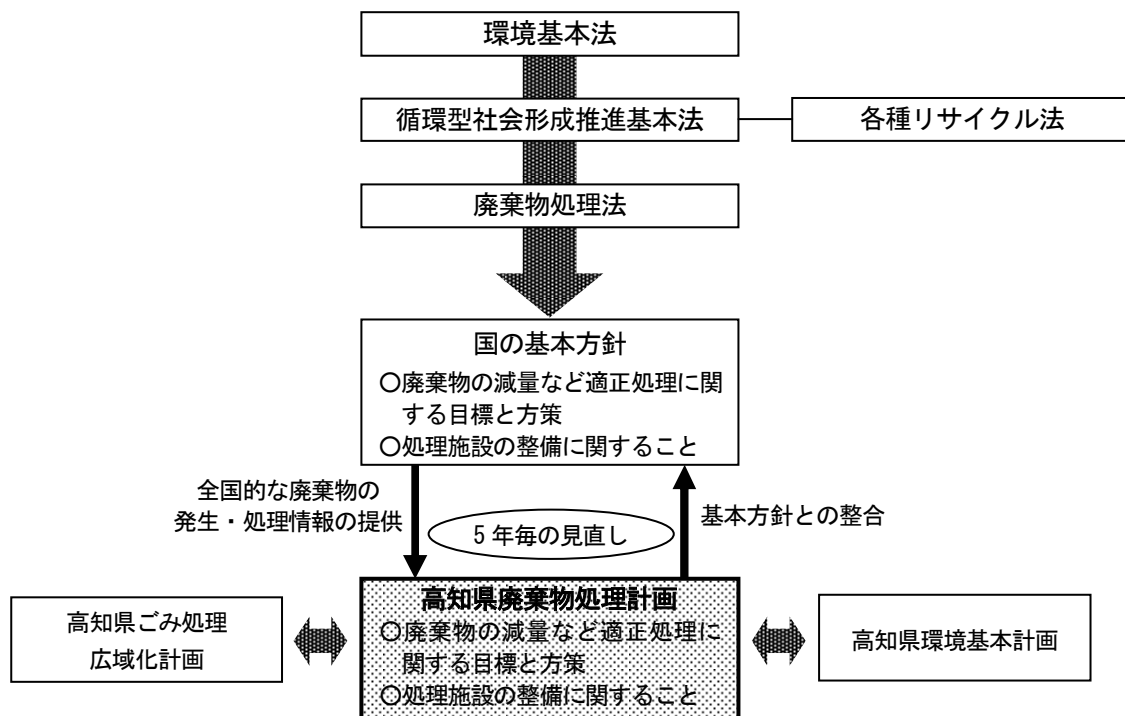


図 1-1-1 本計画の位置づけ

2. 計画期間

本計画の対象期間は、平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間とし、平成 27 年度を目標年次とします。

3. 計画の対象

本計画で対象とする廃棄物は、廃棄物処理法に定める一般廃棄物及び産業廃棄物とします。

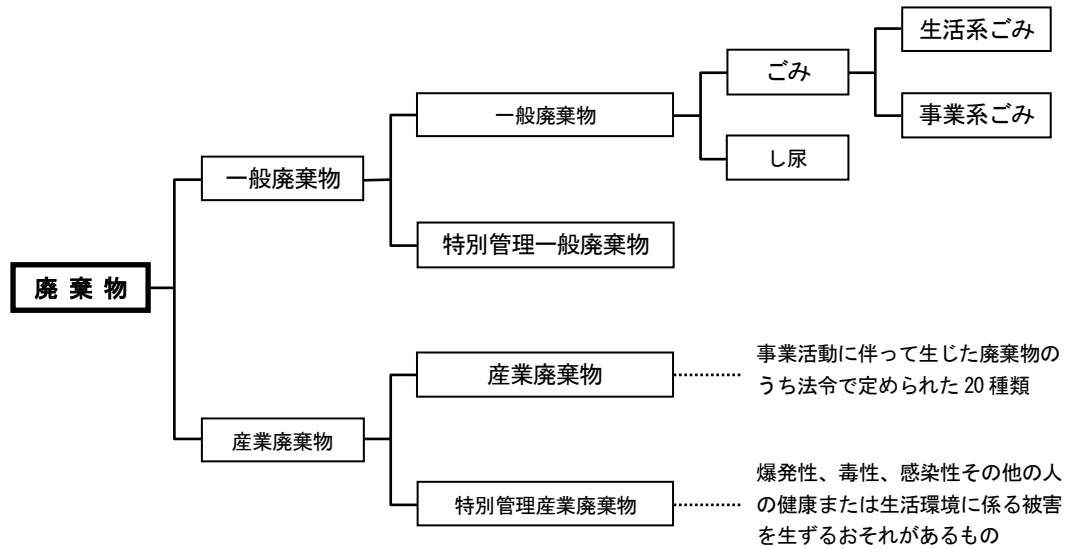


図 1-3-1 本計画の対象廃棄物

第2章 廃棄物の現況

1. 一般廃棄物の現況

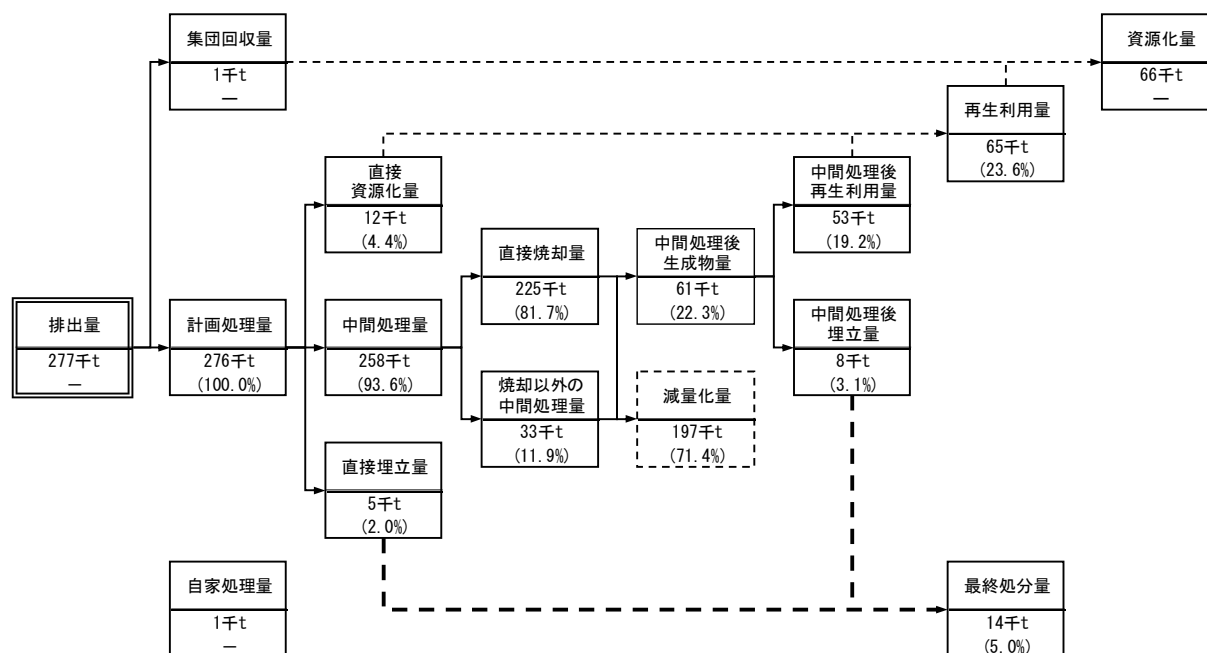
(1) ごみ

平成 21 年度に環境省が実施した「一般廃棄物処理事業実態調査」によると、本県の平成 20 年度のごみの排出量は、約 277 千トンで、集団回収量を除いた計画処理量は 276 千トンとなっています。

処理・処分量についてみると、熔融及び選別・破碎・圧縮等により資源化された再生利用量は合計 65 千トン（計画処理量の 23.6%）、焼却などの中間処理による減量化量は 197 千トン（同 71.4%）、最終処分量は 14 千トン（同 5.0%）となっています。

表 2-1-1 ごみの排出及び処理・処分状況のまとめ

項目	数量	比率	備考
排出量	277 千トン	—	計画収集量+直接搬入量+集団回収量
計画処理量	276 千トン	100.0%	計画収集量+直接搬入量
再生利用量	65 千トン	23.6%	熔融生成物含む
減量化量	197 千トン	71.4%	計画処理量-再生利用量-最終処分量
最終処分量	14 千トン	5.0%	直接最終処分量+中間処理後最終処分量
資源化量	66 千トン	—	集団回収量を含む
自家処理量	1 千トン	—	



※ () は計画処理量に対する比率を示します。

※※数量は小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

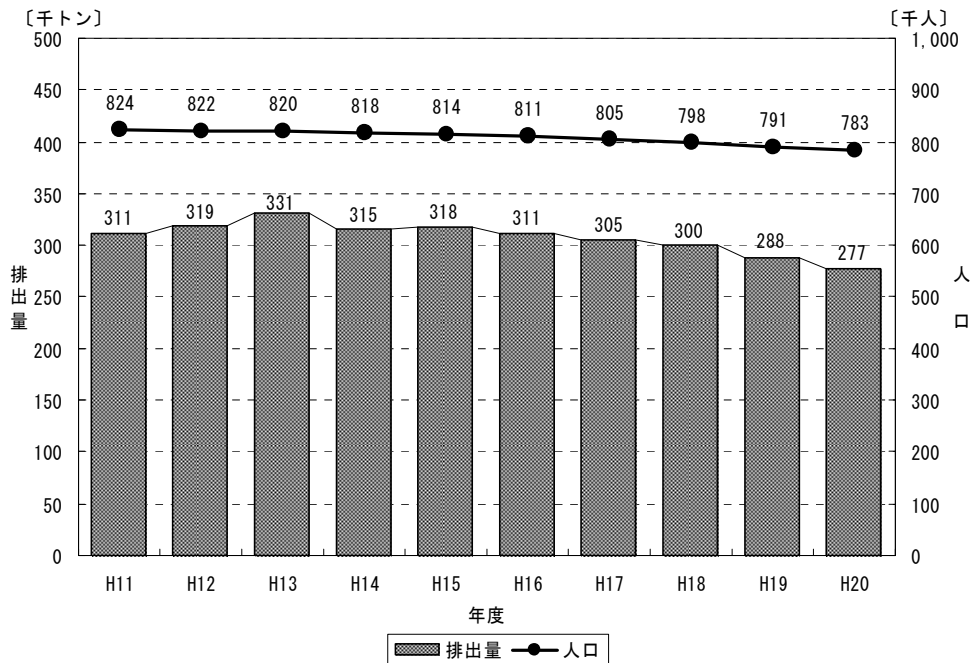
計画処理量：市町村等により収集されたごみ（計画収集量）と排出者が直接処理施設等に搬入したごみ（直接搬入量）の合計。
 集団回収量、自家処理量は含まない。
 自家処理量：自宅等で堆肥化などにより処理されるごみの量
 集団回収量：再資源化や社会福祉活動等の目的で学校、地域などで回収され、資源化されるものの量
 再生利用量：市町村等で収集された後に資源として利用されるごみの量。直接資源化に供される量（直接資源化量）と処理施設等で熔融または破碎・選別・圧縮等資源化利用可能な形に処理されたものの量（中間処理後資源化量）を合わせたもの。

図 2-1-1 ごみ処理フロー（平成 20 年度）

ア. ごみ排出の概況

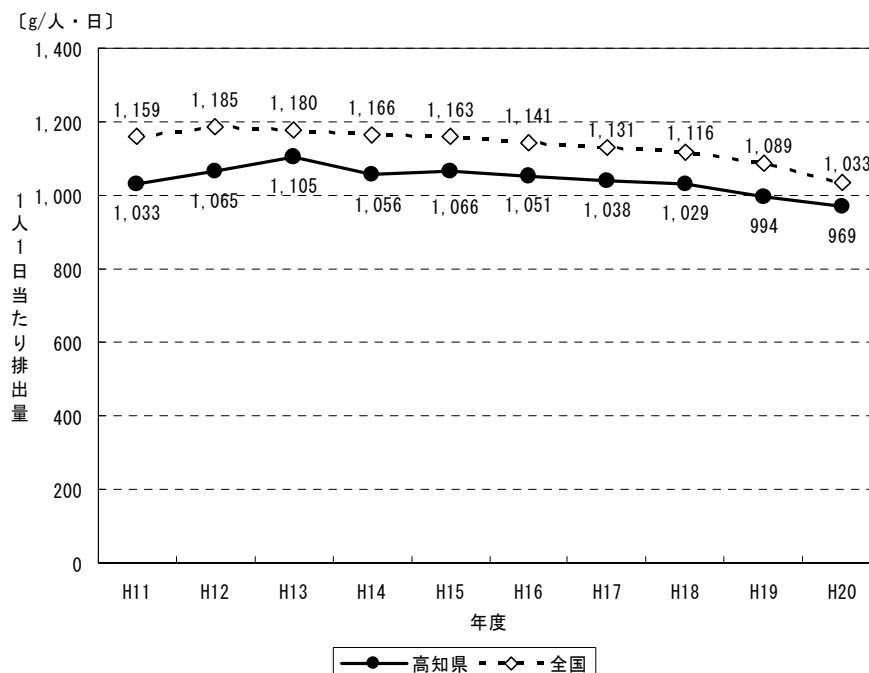
平成20年度の本県の1人1日当たりのごみ排出量は969g/人・日で、全国平均1,033g/人・日を下回っています。

また、平成11年度～平成20年度の10年間における排出量及び1人1日当たりのごみ排出量は、平成14年度以降概ね減少傾向で推移しています。



※ごみ排出量：計画収集量+直接搬入量+集団回収量

図 2-1-2 人口とごみ排出量の推移（平成11年度～平成20年度）



出典：「一般廃棄物処理事業実態調査結果（環境省）」

図 2-1-3 1人1日当たりごみ排出量の推移（平成11年度～平成20年度）

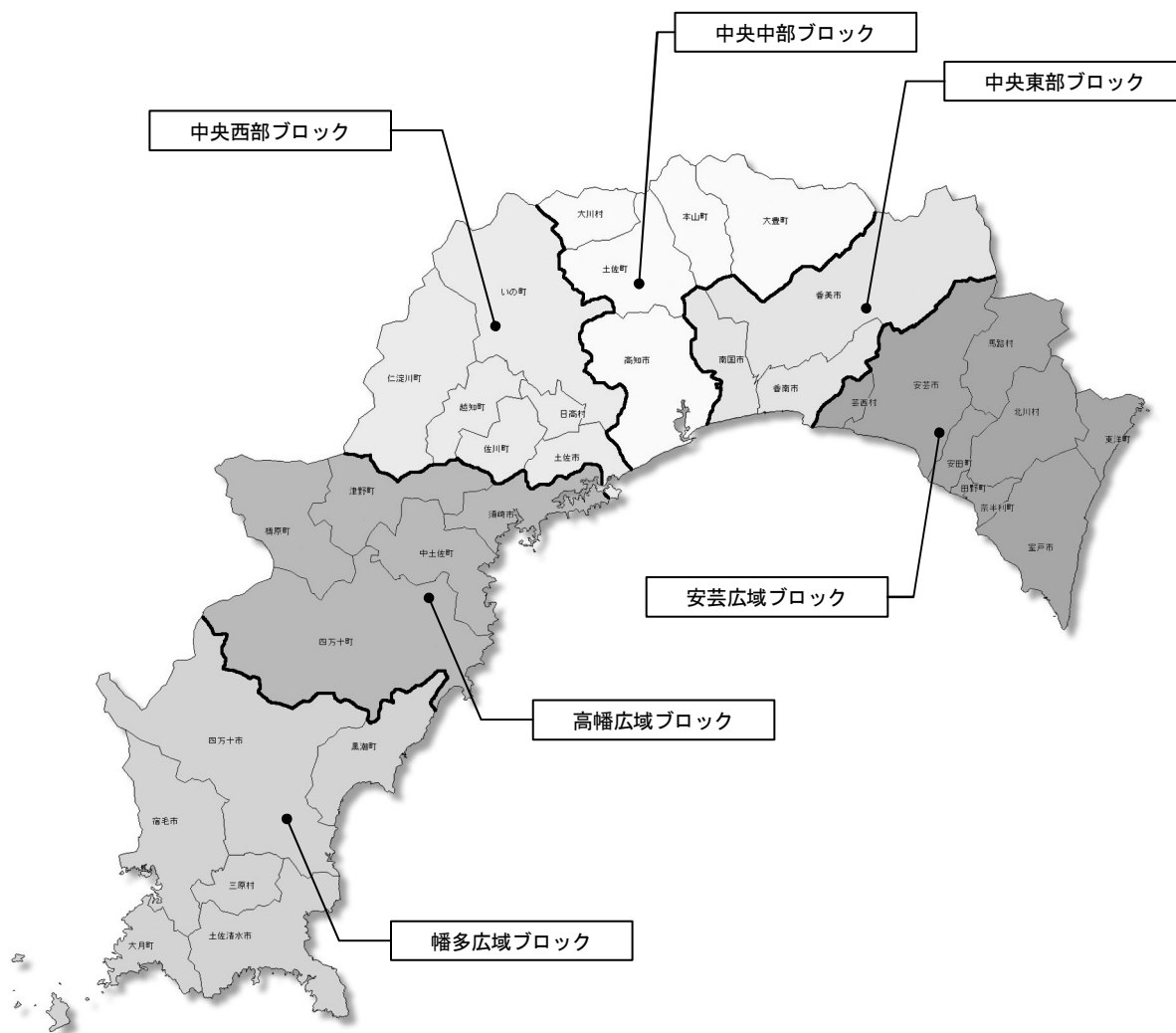
県内の地域区分は、平成 11 年 6 月に策定した「高知県ごみ処理広域化計画」に示された広域ブロックを原則としました。

表 2-1-2 広域ブロックの概要

ブロック	人口 (千人) ※	面積 (km ²) ※※	構成市町村
安芸広域	58	1,129	室戸市、安芸市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村
中央東部	113	790	南国市、香南市、香美市
中央中部	356	1,066	高知市、本山町、大豊町、土佐町、大川村
中央西部	91	1,153	土佐市、いの町、仁淀川町、佐川町、越知町、日高村
高幡広域	65	1,405	須崎市、中土佐町、橋原町、津野町、四万十町
幡多広域	99	1,562	四万十市、宿毛市、土佐清水市、黒潮町、大月町、三原村

※ 平成 20 年 10 月 1 日現在の住民基本台帳人口

※※平成 20 年 10 月 1 日現在（「平成 21 年度高知県統計書」抜粋）



※市町村区分は平成 22 年 4 月 1 日現在

図 2-1-4 地域区分の状況

平成 20 年度のごみ排出量を地域別に見ると、中央中部ブロックが 138 千トンで最も多く、全体の約 50%を占めています。

1 人 1 日あたりのごみ排出量は、中央中部ブロックが 1,056g/人・日で最も大きく、次いで安芸広域ブロックが 1,027g/人・日、幡多広域ブロックが 944g/人・日となっており、本県平均 (969g/人・日) を上回っているのは、中央中部ブロック、安芸広域ブロック、全国平均 (1,033g/人・日) を上回ったのは中央中部ブロックとなっています。

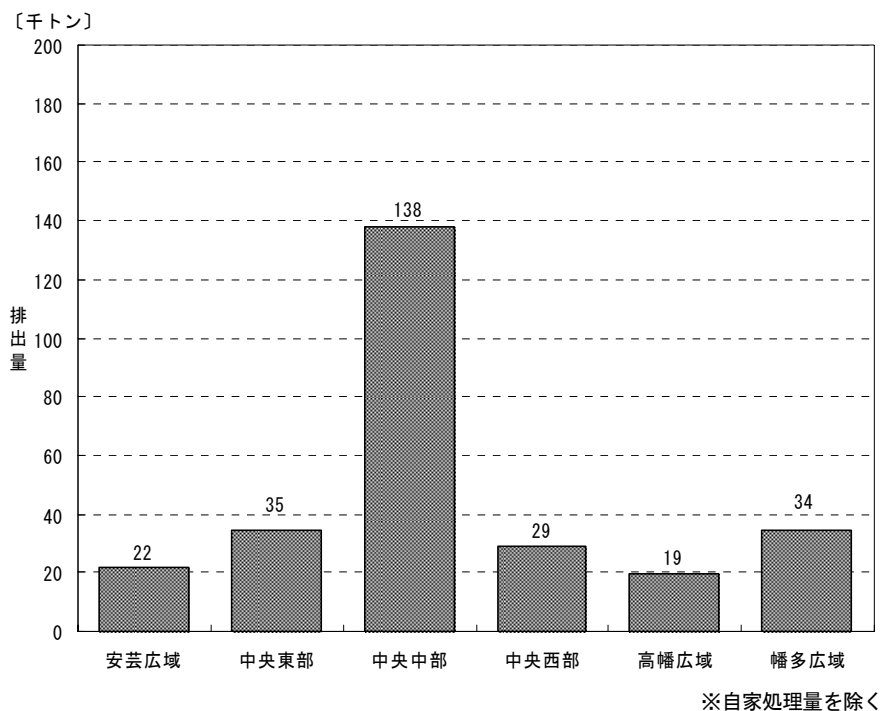


図 2-1-5 地域別ごみ排出量 (平成 20 年度)

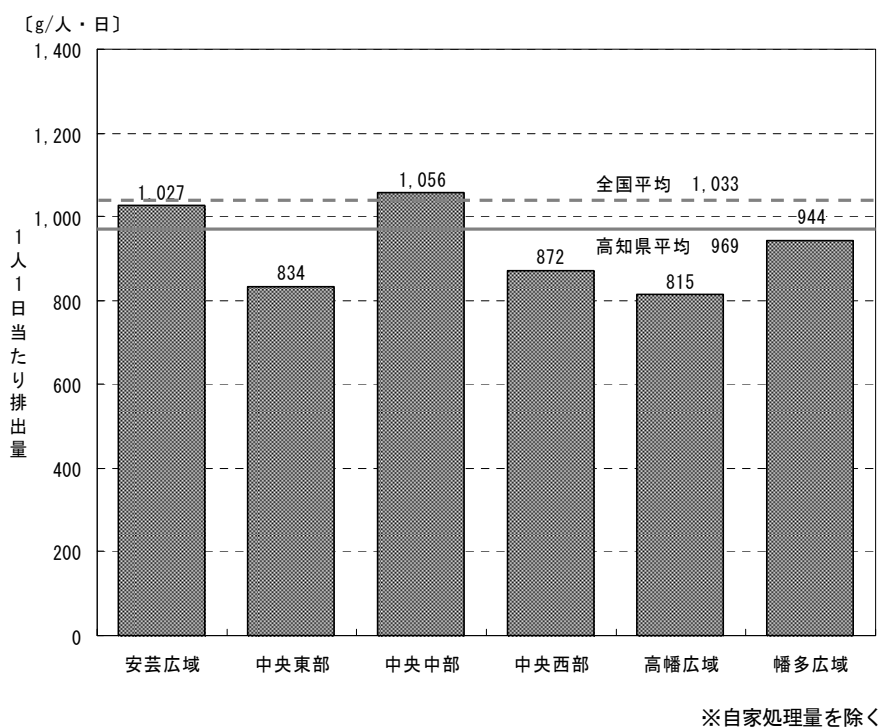
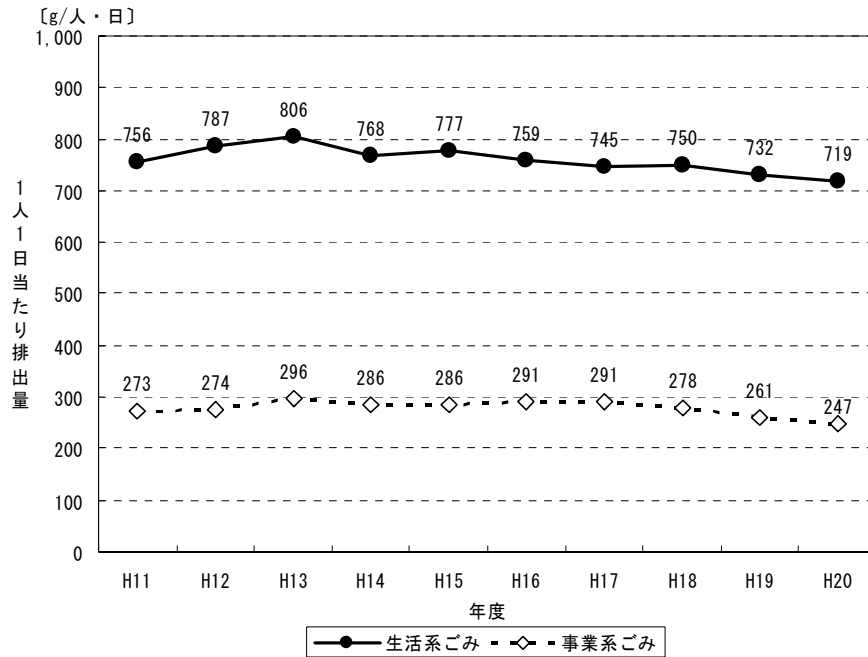


図 2-1-6 地域別 1 人 1 日 当 た り 排 出 量 (平成 20 年度)

イ.生活系ごみ・事業系ごみの概況

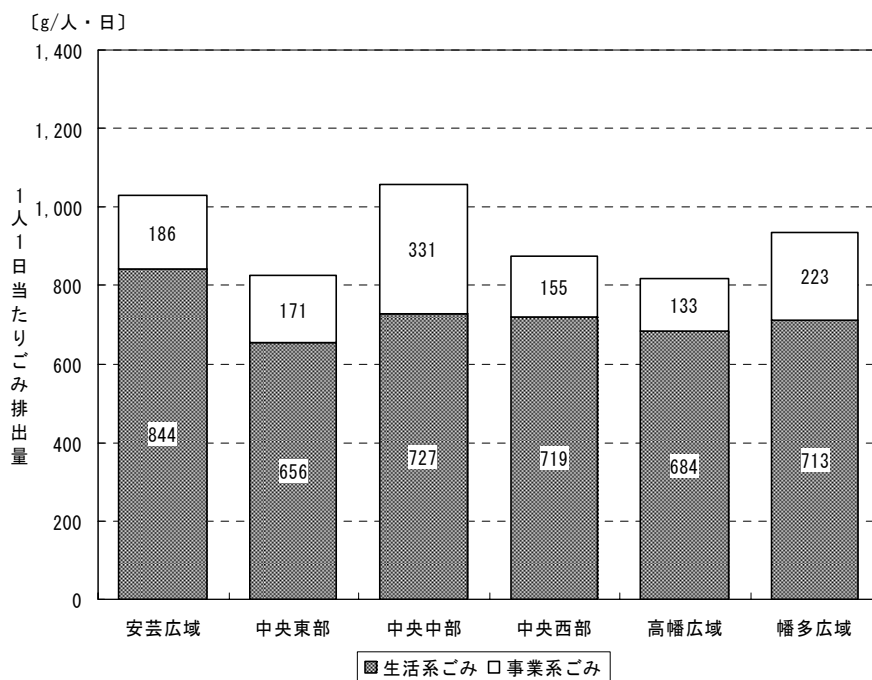
ごみの計画処理量における「生活系ごみ」と「事業系ごみ」の推移は、以下に示すように、生活系ごみは平成14年度以降増減があるものの減少傾向となっています。一方、事業系ごみは平成17年度まで横ばい傾向で推移していましたが、平成18年度以降減少に転じています。

地域別に見ると、平成20年度における生活系ごみは、安芸広域が最も大きく、844g/人・日となっており、中央東部が656g/人・日と最も小さくなっています。一方、事業系ごみは中央中部が331g/人・日と最も大きくなっています。



※集団回収量・自家処理量を除く

図 2-1-7 1人1日当たり生活系ごみ・事業系ごみ排出量の推移（平成11年度～平成20年度）



※集団回収量・自家処理量を除く

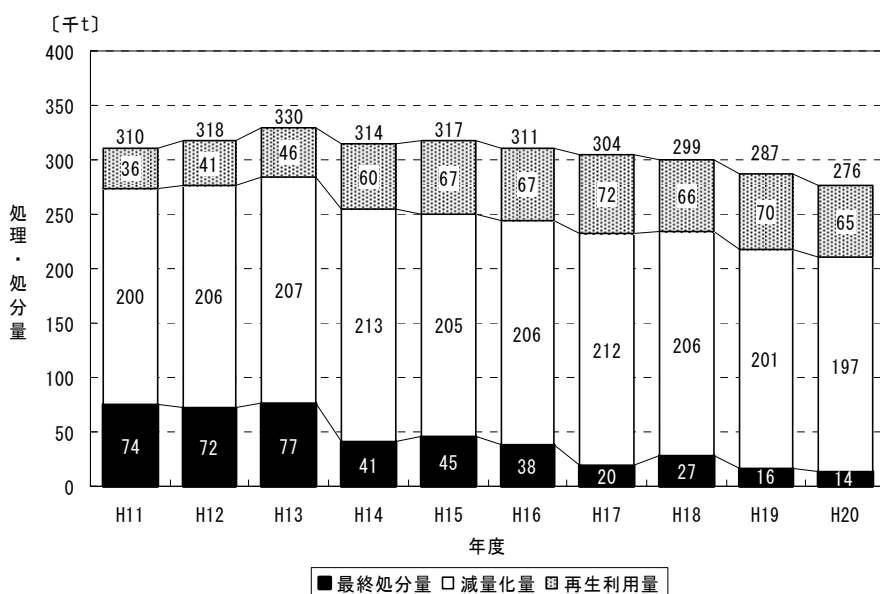
※数値は小数点以下を四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。

図 2-1-8 地域別1人1日当たり生活系ごみ・事業系ごみ量（平成20年度）

ウ. 処理・処分の状況

平成 20 年度の計画処理量（計画収集量＋直接搬入量）における再生利用量は 65 千トン、減量化量は 197 千トン、最終処分量は 14 千トンとなっています。平成 11 年度～平成 20 年度の 10 年間では、再生利用量が増加、最終処分量が減少傾向となっており、減量化量は増減があるもののほぼ横ばいで推移しています。

一方、平成 20 年度における再生利用率（再生利用量÷計画処理量）は 23.6%、最終処分率（最終処分量÷計画処理量）は 5.0%となっています。平成 11 年度～平成 20 年度の 10 年間では、再生利用率は増減があるものの増加傾向となっており、最終処分率は減少傾向になっています。平成 14 年度には固形燃料化施設（高幡広域）及び溶融処理施設（高知市、幡多広域）が、平成 18 年度には溶融処理施設（安芸広域）が稼動を開始しており、この年次の前後においては、再生利用率、最終処分率が大きく変動しました。



再生利用量：直接資源化量＋中間処理後再生利用量

図 2-1-9 処理・処分量の推移（平成 11 年度～平成 20 年度）

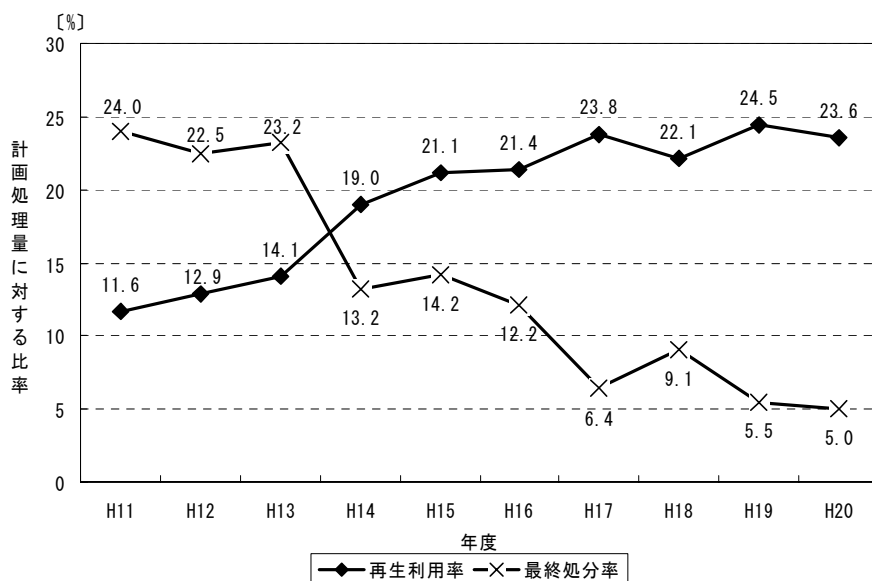
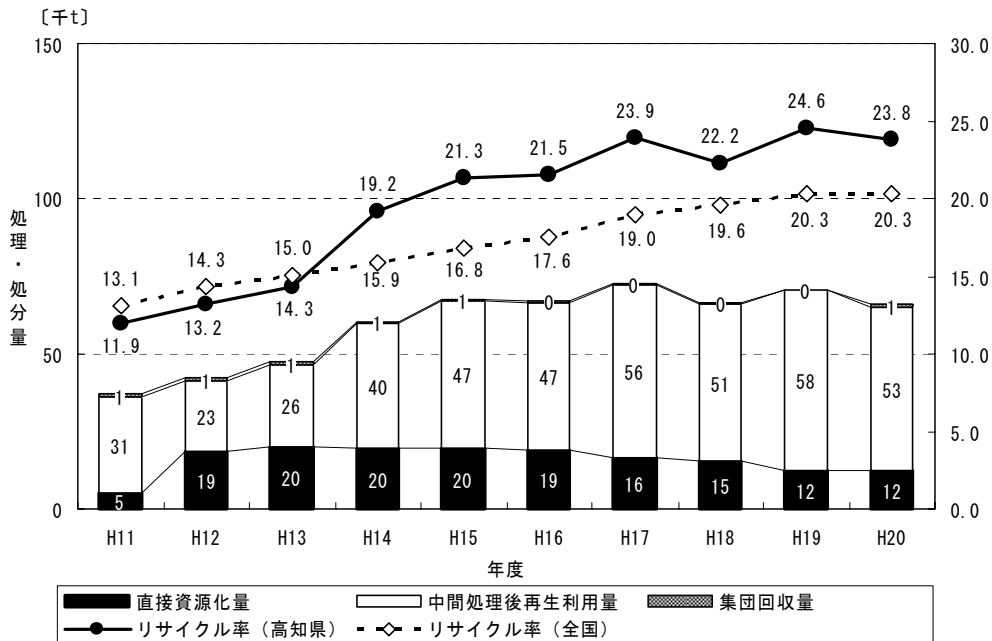


図 2-1-10 再生利用率、最終処分率の推移

エ. 資源化の概況

平成 20 年度の資源化量（直接資源化量、中間処理後再生利用量、集団回収量）は 66 千トンで、内訳は直接資源化量 12 千トン、中間処理後再生利用量 53 千トン、集団回収量 1 千トンとなっています。平成 11 年度～平成 20 年度における資源化量は、全体的には平成 17 年度まで増加傾向が見られましたが、これ以降は増減を繰り返しています。内訳では、直接資源化量が平成 16 年度以降減少傾向となっている一方で、中間処理後再生利用量は、平成 17 年度まで増加して以降、増減を繰り返しています。

地域別に見ると、平成 20 年度のリサイクル率は高幡広域が最も高く 62.4%となっており、次いで安芸広域が 27.1%となっています。これ以外の地域はいずれも県平均のリサイクル率 23.8%を下回っています。



リサイクル率：(直接資源化量+中間処理後再生利用量(溶融、固形燃料を含む)+集団回収量)÷(計画処理量+集団回収量)

出典：「一般廃棄物処理事業実態調査(環境省)」

図 2-1-11 資源化量、リサイクル率の推移

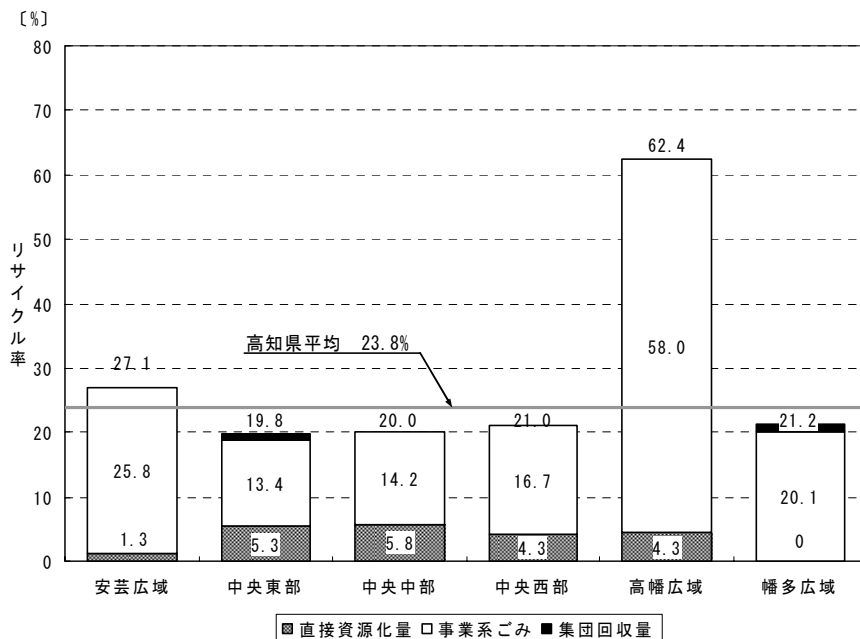
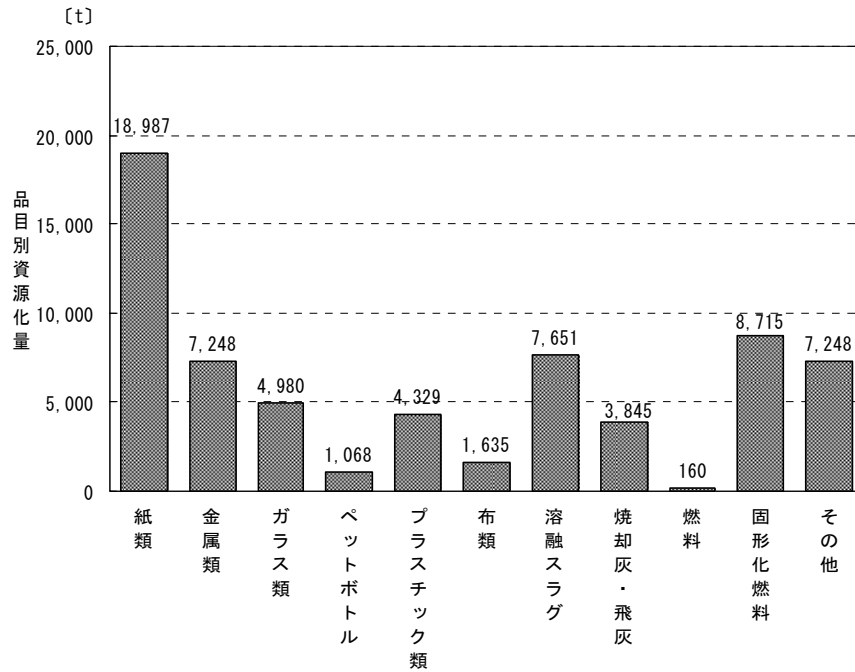


図 2-1-12 地域別リサイクル率(平成 20 年度)

平成 20 年度の資源化量を品目別に見ると、紙類が 18,987 トンで最も多く、次いで固形化燃料が 8,715 トン、溶融スラグが 7,651 トンとなっています。1 人 1 日当たりの資源化量を地域別に見ると、高幡広域が 474g/人・日で最も大きく、次いで安芸広域ブロックが 266g/人・日、幡多広域が 193g/人・日となっています。

高幡広域は固形化燃料（RDF）の資源化量が計上されているため、他の地域よりも資源化量が多くなっています。また、安芸広域、中央中部、幡多広域では溶融処理による溶融スラグ、焼却灰・飛灰が計上されています。



※紙類 : 紙パック、紙製容器包装、その他の紙類を併せたもの
 プラスチック類 : 白色トレイ、その他プラスチックを併せたもの
 焼却灰・飛灰 : 焼却灰・飛灰のセメント原料化、飛灰の山元還元を併せたもの

図 2-1-13 品目別資源化量（平成 20 年度）

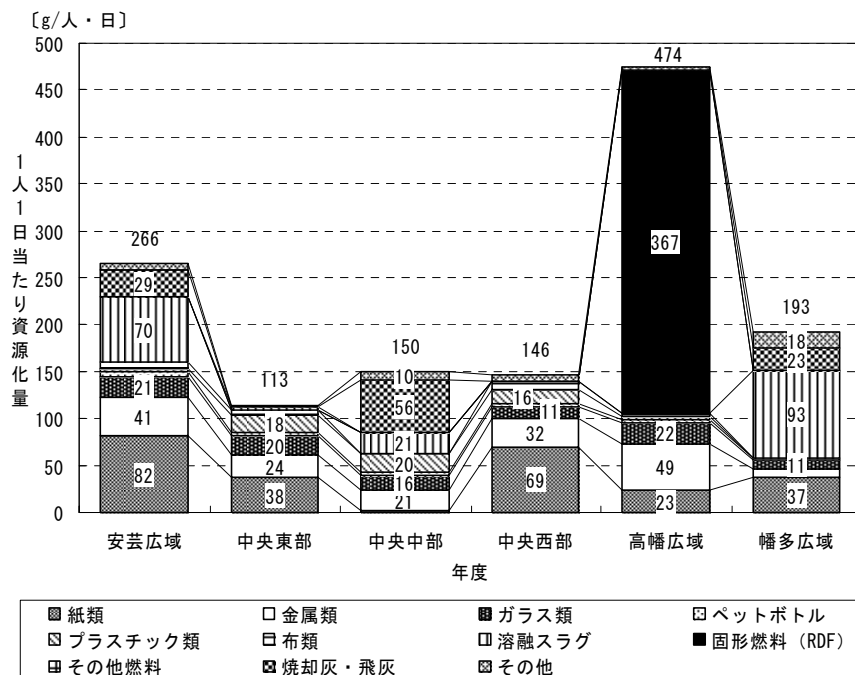


図 2-1-14 地域別・品目別 1 人 1 日当たり資源化量（平成 20 年度）

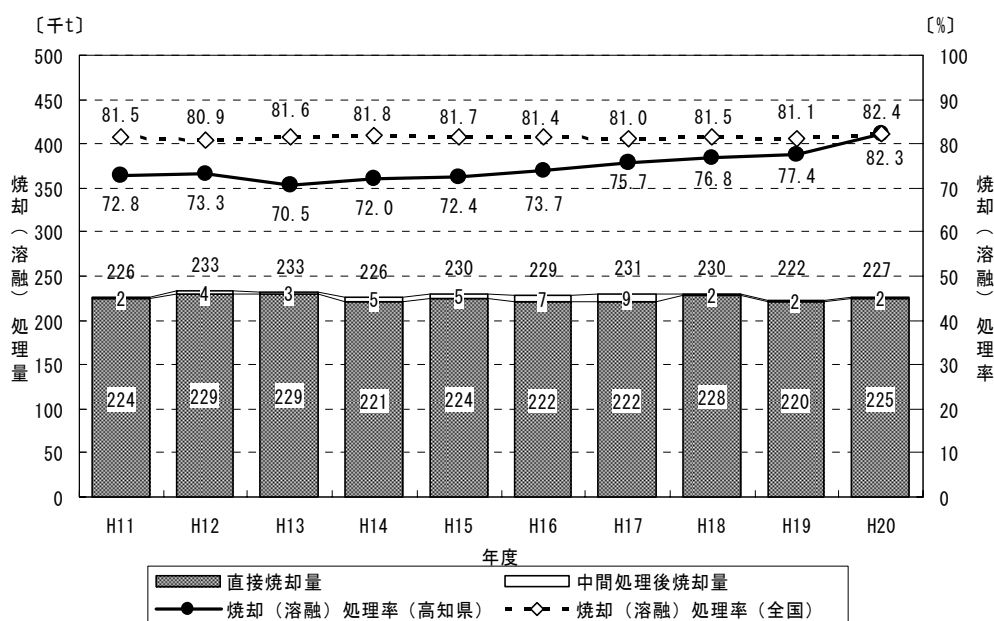
オ. 中間処理の概況

平成 20 年度の焼却（溶融）処理量は 227 千トンでほとんどが直接焼却（溶融）処理されています。

計画処理量に対する焼却（溶融）処理率は平成 20 年度では、82.3%で全国平均（82.4%）と同程度になっています。平成 11 年度～平成 20 年度における焼却（溶融）処理率は、全国平均は平成 20 年度に増加するまでほぼ横ばいで推移していたのに対し、高知県平均では平成 14 年度以降増加傾向を示しており、全国平均に近づいています。

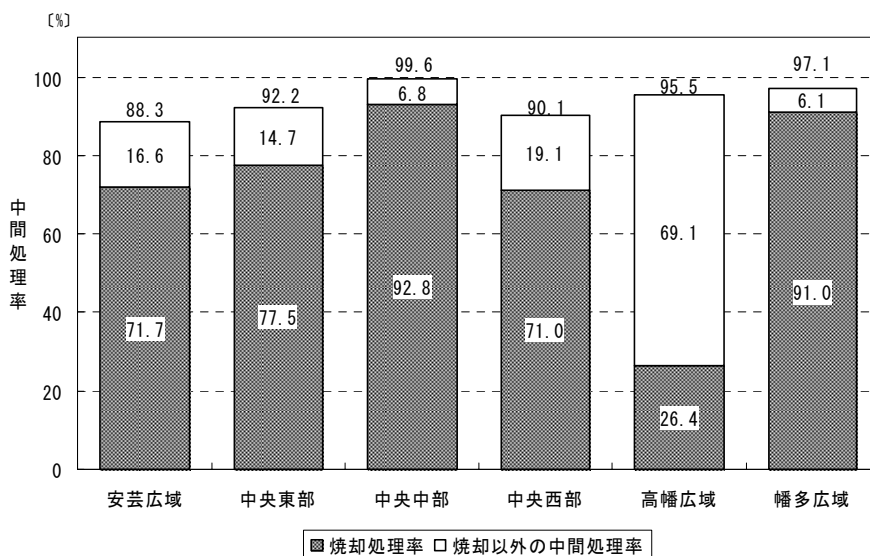
平成 20 年度の計画処理量に対する中間処理率を地域別に見ると、中央中部が 99.6%と最も高く、次いで幡多広域となっています。

中間処理率の内訳では、概ね焼却（溶融）処理の比率が高くなっていますが、高幡広域ではごみ固形燃料化処理を行っているため、他の地域より焼却処理率（中間処理後焼却を含む）が低くなっています。



出典：「一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）」

図 2-1-15 焼却（溶融）処理量、焼却（溶融）処理率の推移（平成 11 年度～平成 20 年度）



※焼却以外の中間処理率は中間処理後焼却分を除く

図 2-1-16 地域別中間処理率（平成 20 年度）

カ. 最終処分概况

平成 20 年度における高知県の最終処分量は 14 千トンで、その内訳は直接最終処分量 5 千トン、焼却残渣を含む中間処理後最終処分量が 8 千トンとなっています。1 人 1 日当たりの最終処分量は 49g/人・日で、平成 11 年度水準に比べると約 20%と 10 年間で大きく減少しています。これは溶融処理施設及び固形燃料化施設の稼働によるものです。

計画処理量に対する最終処分率は、平成 13 年度まで全国平均を上回っていましたが、平成 14 年度に大きく低下し、平成 20 年度最終処分率は 5.0%と全国平均（12.2%）を下回っています。

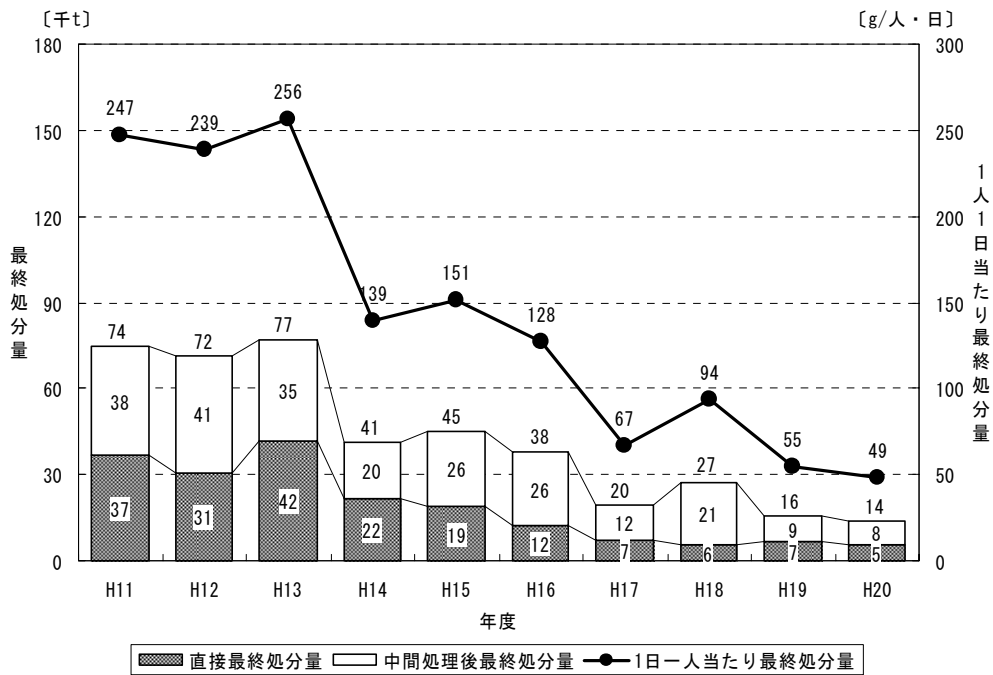
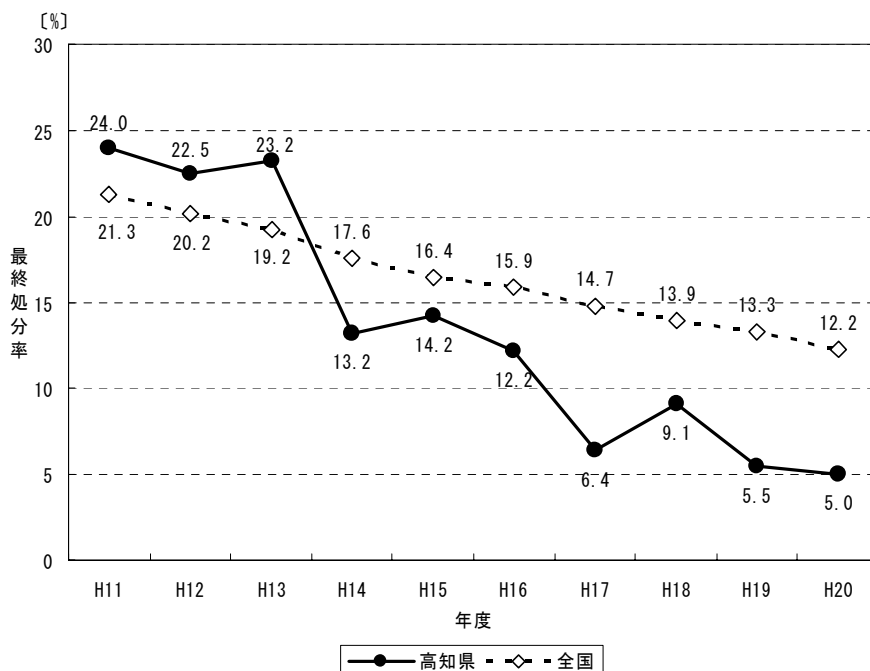


図 2-1-17 最終処分量の推移（平成 11 年度～平成 20 年度）



※最終処分率：最終処分量÷計画処理量

出典：「一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）」

図 2-1-8 最終処分率の推移（平成 11 年度～平成 20 年度）

平成 20 年度における地域別最終処分率は、中央西部が 11.2%で最も高く、中央中部が 2.3%で最も低くなっていますが、いずれの地域においても全国平均を下回っています。

1 人 1 日当たりの最終処分量を地域別に見ると、中央西部が 98g/人・日、安芸広域が 97g/人・日とこれら 2 地域が最も高くなっていますが、内訳では中央西部は中間処理後最終処分量が多く、安芸広域は直接最終処分量が多くなっています。また、溶融処理施設がある安芸広域、幡多広域ではいずれも中間処理後最終処分量が少なくなっています。

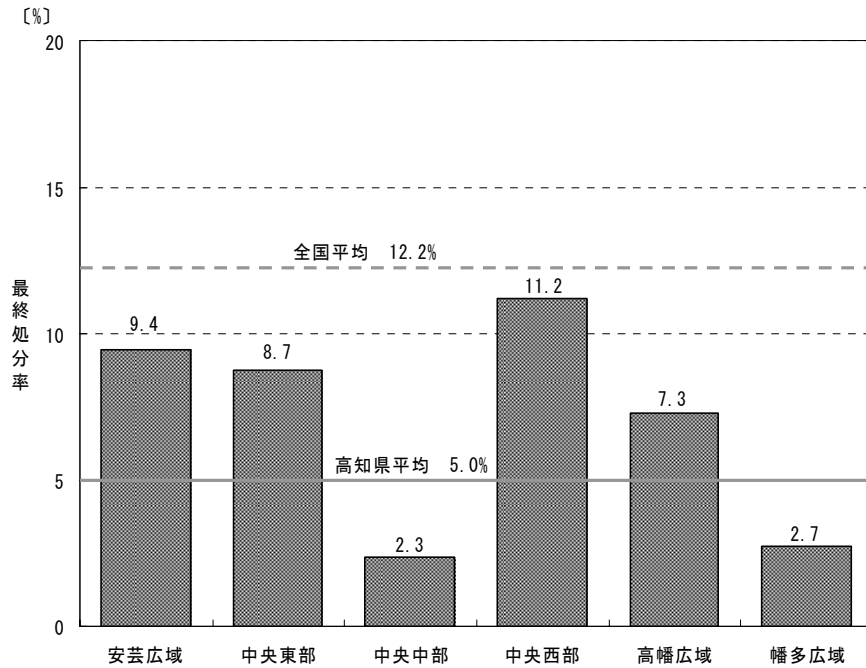


図 2-1-19 地域別最終処分率（平成 20 年度）

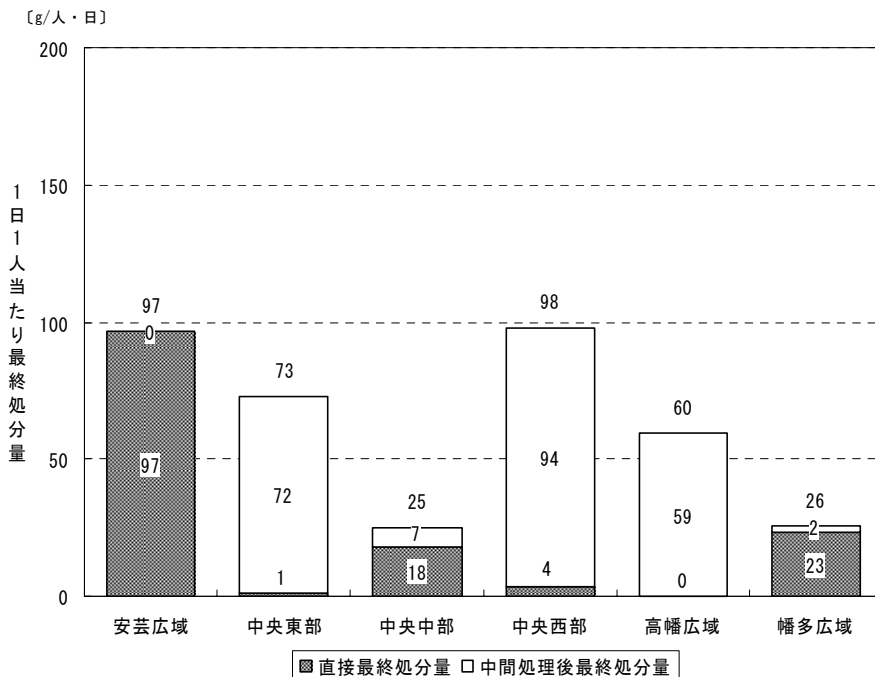


図 2-1-20 地域別 1 人 1 日当たり最終処分量（平成 20 年度）

キ. ごみ処理施設の設置状況

①ごみ処理施設

平成 22 年度現在、高知県内の稼働中のごみ焼却施設は 8 施設となっており、各ブロック 1～2 施設が稼働しています。

これらの 8 施設のうち、2001 年以降に稼働を開始した新しい施設は 5 施設あり、一方 15 年以上を経過している施設が 2 施設となっています。また、これらのうちごみの熔融処理施設は 2 施設、発電を行うものが 3 施設、熱利用を行うものが 6 施設となっています。

表 2-1-3 ごみ焼却施設の状況

ブロック	事業主体	施設名	処理能力 (t/日)	年間処理量 (t/年度)	施設の種類	炉数	使用開始 年度	発電	熱利用
安芸広域	安芸広域市町村圏 事務組合	安芸広域メルトセンター	80	17,027	ガス化熔融 改質	2	2006	○	○
中央東部	香南清掃組合	香南清掃組合 ごみ処理施設	160	25,666	焼却	2	1991	—	○
中央中部	高知市	高知市清掃工場	600	110,320	焼却	3	2001	○	○
	嶺北広域行政 事務組合	嶺北広域清掃センター	16	3,000	焼却	1	1996	—	—
中央西部	高知中央西部 焼却処理事務組合	北原クリーンセンター	120	17,243	焼却	2	2001	—	○
	高吾北広域町村 事務組合	高吾北清掃センター	120	7,133	焼却	2	1993	—	○
高幡広域	四万十町	クリーンセンター銀河	25	4,848	焼却	2	2002	—	—
幡多広域	幡多広域市町村圏 事務組合	幡多クリーンセンター	140	33,118	ガス化熔融 改質	2	2002	○	○

※年間処理量は平成 20 年度実績

②不燃・粗大ごみ処理施設

平成 22 年度時点で、不燃・粗大ごみ処理施設は 6 施設が稼働しています。

表 2-1-4 不燃・粗大ごみ処理施設の状況

ブロック	事業主体	施設名	処理能力 (t/日)	年間処理量 (t/年度)	処理方式	処理対象廃棄物	使用開始 年度
中央中部	嶺北広域行政 事務組合	嶺北広域清掃センター 粗大ゴミ処理工場	6	241	併用	粗大ごみ	1996
中央西部	土佐市	土佐市北原クリーンセンター 粗大ごみ処理施設	10	1,113	併用	粗大、不燃、資源ごみ	1998
	土佐市	土佐市一般廃棄物最終処分場 粗大ごみ圧縮機	3	28	圧縮	粗大、資源ごみ	1988
	高吾北広域町村 事務組合	高吾北清掃センター 粗大ごみ処理施設	10	402	併用	粗大、不燃ごみ	1993
幡多広域	幡多中央 環境施設組合	幡多中央環境施設組合 幡多中央環境センター	10	39	併用	資源ごみ	1991
	幡多広域市町村圏 事務組合	幡多クリーンセンター	5	780	破碎	粗大ごみ	2002

※年間処理量は平成 20 年度実績

③ごみ固形燃料化施設

平成 22 年度末時点で、ごみ固形燃料化施設は 2 施設が稼動しています。

表 2-1-5 ごみ固形燃料化施設の状況

ブロック	事業主体	施設名	処理能力 (t/日)	年間処理量 (t/年度)	施設の種類	処理対象廃棄物	使用開始 年度
高幡広域	津野山広域事務組合	津野山広域事務組合 クリーンセンター四万十	6	1,064	固形燃料化 (RDF)	可燃ごみ	1998
	高幡東部清掃組合	ごみ固形燃料化施設	53	9,026	固形燃料化 (RDF)	可燃ごみ、 生ごみ（厨芥類）	2002

※年間処理量は平成 20 年度実績

④資源化施設

平成 22 年度時点で資源化施設は 17 施設が稼動しています。

表 2-1-6 資源化施設の状況

ブロック	事業主体	施設名	処理能力 (t/日)	年間処理量 (t/年度)	施設区分	処理対象廃棄物	使用開始 年度
安芸 広域	安芸市	安芸市 リサイクルプラザ	18.2	1,229	リサイクル プラザ	紙類、金属類、ガラス類、 その他資源ごみ、ペットボトル、 布類、不燃ごみ、粗大ごみ	2000
	奈半利町	奈半利町クリーンセンター 不燃物処理施設	16	55	その他	金属類	1988
	芸東衛生組合	芸東衛生組合 佐喜浜リサイクルセンター	5	1,261	容器包装 リサイクル 推進施設	紙類、金属類、ガラス類、 ペットボトル、布類	1983
中央 中部	高知市	高知市草蒲谷 プラスチック減容工場	27	4,654	容器包装 リサイクル 推進施設	ペットボトル、プラスチック	1990
	嶺北広域行政 事務組合	嶺北広域清掃センター 資源化処理工場	6	264	その他	金属類、ガラス類	1996
中央 西部	いの町	吾北塵芥処理場	1	112	その他	紙類、金属類、布類	1997
	高吾北広域町村 事務組合	高吾北清掃センター 資源ごみ選別施設	10	522	その他	紙類、金属類、ガラス類、 ペットボトル、布類、不燃ごみ、 その他	1995
	仁淀川中央 清掃事務組合	仁淀川中央清掃事務組合 不燃物処理施設	8	399	容器包装 リサイクル 推進施設	金属類、ガラス類	1976
高幡 広域	須崎市	須崎市 クリーンセンター横浪	6.2	1,252	リサイクル プラザ	金属類、ガラス類、ペットボトル、 プラスチック、可燃ごみ、 不燃ごみ	2004
	中土佐町	中土佐町 ストックヤード施設	2	320	容器包装 リサイクル 推進施設	紙類、金属類、ガラス類、 その他資源ごみ、ペットボトル、 布類	2003
	中土佐町	中土佐町適正処理困難物 積替保管施設	1	7	その他	プラスチック、その他	2004
	橋原町	橋原町土づくりセンター	10	1,072	ごみ堆肥化 施設	し尿	1994
	四万十町	クリーンセンター銀河	6	908	ストック ヤード	紙類、金属類、ガラス類、 ペットボトル、プラスチック、 布類、不燃ごみ、粗大ごみ	2002
幡多 広域	宿毛市	宿毛市不燃物処理施設	20	69	ストック ヤード	金属類	1982
	土佐清水市	土佐清水市 リサイクルセンター	4	172	リサイクル センター	金属類、ガラス類	1999
	四万十市	西土佐ごみ処理場	9	149	ストック ヤード	紙類、金属類、ガラス類、 その他資源ごみ、ペットボトル	1975
	幡多広域市町村圏 事務組合	幡多クリーンセンター リサイクルプラザ	19	1,425	リサイクル プラザ	紙類、その他資源ごみ、 ペットボトル	2003

※年間処理量は平成 20 年度実績

ク. 一般廃棄物最終処分場の設置状況

平成 22 年度時点で、供用中の最終処分場は 23 施設となっており、このうち 6 施設は休止の状態となっています。

表 2-1-7 一般廃棄物最終処分場の状況

ブロック	事業主体	施設名	埋立地面積 (㎡)	全体容積 (㎡)	埋立容量 (㎡/年度)	残余容量 (㎡)	処理対象廃棄物	埋立開始 年度	埋立終了 年度	処分場の 現状	施設の 改廃
安芸広域	安芸市	安芸市一般廃棄物 最終処分場	12,500	48,000	0	18,577	焼却残渣(主灰)、破碎ごみ・処理残渣	1995	2015	埋立中	休止
	奈半利町	奈半利町茄子谷 廃棄物処分場	4,500	20,528	134	5,463	その他	1990	2050	埋立中	
	田野町	田野町築地 不燃物処理場	960	7,000	143	5,001	不燃ごみ、破碎ごみ・処理残渣	2001	2015	埋立中	
	安田町	安田町不燃物 埋立処分場	8,462	90,000		81,538	不燃ごみ	1980	2016	埋立中	休止
	北川村	北川村長山 ゴミ処理場	5,850	17,550	5	40	その他	1971	2008	埋立中	
	芸西村	芸西村竹敷 埋立処分場	1,840	2,470	5	13	不燃ごみ、破碎ごみ・処理残渣	1984	2010	埋立中	
	芸東衛生組合	芸東衛生組合室津埋立地	4,700	19,800	1,685	831	不燃ごみ	1996	2010	埋立中	
中央東部	南国市	南国市一般廃棄物 最終処分場	16,300	83,000	740	72,260	焼却残渣(主灰)、不燃ごみ、破碎ごみ・処理残渣	2002	2017	埋立中	
	香南市	西佐古不燃物 処理場	1,381	5,320	0	464	不燃ごみ、粗大ごみ	1971	2018	埋立中	休止
	香美市	香美市立 一般廃棄物処理場	9,000	54,000		14,343	不燃ごみ、粗大ごみ	1970	2011	埋立中	休止
中央中部	高知市	高知市 三里最終処分場	63,300	698,000	4,672	144,821	不燃ごみ、その他、溶融スラグ、破碎ごみ・処理残渣	1985	2030	埋立中	
	大川村	大川村 朝谷最終処分場	800	500		395	その他	1993	2009	埋立中	休止
	嶺北広域行政 事務組合	嶺北広域一般廃棄物 最終処分場	3,200	16,000	3,132	3,897	焼却残渣(主灰、飛灰)、その他、破碎ごみ・処理残渣	2001	2014	埋立中	
中央西部	土佐市	土佐市一般廃棄物 最終処分場	15,000	122,000	1,361	93,856	焼却残渣(主灰、飛灰)、不燃ごみ、破碎ごみ・処理残渣	1994	2017	埋立中	
	高吾北広域 町村事務組合	高吾北広域町村事務組合 高吾北処理センター	2,400	19,000	1,032	9,065	焼却残渣(主灰、飛灰)、 破碎ごみ・処理残渣	2002	2017	埋立中	
高幡広域	須崎市	須崎市廃棄物 埋立処分場	33,930	319,000	1,898	77,044	焼却残渣(主灰)、不燃ごみ、破碎ごみ・処理残渣	1973	2018	埋立中	
	中土佐町	中土佐町七浦 不燃物埋立処理場	4,600	24,000	27	3,629	不燃ごみ	1995	2010	埋立中	
	中土佐町	中土佐町桐ノ川 不燃物埋立処理場	800	5,600	3	582	不燃ごみ	1987	2010	埋立中	
	四万十町	クリーンセンター銀河	2,100	12,700	577	8,217	焼却残渣(主灰、飛灰)	2002	2017	埋立中	
幡多広域	宿毛市	宿毛市環境管理 センター	13,700	115,000	1,263	74,187	不燃ごみ、粗大ごみ	1996	2010	埋立中	
	宿毛市	宿毛市母島 不燃物処理場	760	1,700	0	400	不燃ごみ	1990	2010	埋立中	休止
	土佐清水市	土佐清水市不燃物 処理センター	13,600	114,707	248	21,802	不燃ごみ、その他、 破碎ごみ・処理残渣	1989	2013	埋立中	
	大月町	大月町環境 クリーンセンター	7,000	21,000	500	11,966	焼却残渣(主灰、飛灰)、溶融飛 灰、不燃ごみ、粗大ごみ	1999	2013	埋立中	

※埋立容量及び残余容量は平成 20 年度実績

ケ. ごみ広域処理化計画の進捗状況

平成10年から概ね10年間の計画期間として、ダイオキシン類発生防止対策として、高度な処理機能を有する大規模施設への集約化、温暖化対策などの地球環境保全面に対応するため、広域的な視点に立った総合的、効率的な処理体制の構築を目指しごみ処理の基本的なあり方を示すとともに、連携していく地域ブロックを設定し集約化を図ってきました。

可燃ごみ処理施設については、計画で県下を6つに分けたブロックのそれぞれの地域内で、1施設に集約することが目標とされていました。平成22年度現在、安芸広域ブロック、中央東部ブロック、幡多広域ブロックについては1施設で処理が行われていますが、中央中部ブロック、中央西部ブロック、高幡広域ブロックでは複数の可燃ごみ処理施設で処理が行われています。現在までの広域化計画の進捗状況を次図に示します。

市町村合併が当時の想定どおりに進まなかったことなどが要因で、地域によってはこのブロック分けが現状にそぐわないところもあり、今後の施設整備については、調整が必要とされています。

また、最近ではストックマネジメントの考え方がより重要視されるようになり、施設の延命化対策を検討するとともに、地球温暖化対策に配慮した施設への改良について検討されています。

	広域化計画当時 (平成9年度)	広域化計画の目標	現状 (平成22年度)
安芸広域ブロック	東洋町 50t/16h S57 室戸市 芸東衛生組合 奈半利町 50t/8h S63 田野町 安芸市 20t/8h S48 馬路村 4t/8h S61 安田町 8t/8h S56 北川村 2t/8h S57 芸西村 6t/8h S63	新施設整備	東洋町 室戸市 奈半利町 田野町 安芸市 馬路村 安田町 北川村 芸西村 80t/24h H18 安芸広域市町村圏 事務組合
中央東部ブロック	南国市 赤岡町 香我美町 土佐山田町 野市町 夜須町 香北町 吉川村 物部村 160t/24h H4 香南清掃組合	新施設整備	香南市 香美市 南国市 160t/24h (継続使用) 香南清掃組合
中央中部ブロック	高知市 450t/24h S55 鏡村 0.4t/日 土佐山村 1t/8h H6 本山町 16t/8h H8 土佐町 嶺北広域行政事務組合 大豊町 6t/8h S63 大川村 2t/8h H5 本川村 4t/8h S52	新施設整備	高知市 (旧春野町を除く) 600t/24h (継続使用) 高知市 大豊町 本山町 土佐町 大川村 いの町本川 16t/8h (継続使用) 嶺北広域行政事務組合
中央西部ブロック	吾北村 6t/8h S49 土佐市 40t/8h H10 伊野町 30t/8h S51 日高村 仁淀川中央清掃組合 春野町 30t/8h S57 佐川町 40t/8h H6 越知町 高吾北広域町村事務組合 池川町 吾川村 仁淀村	新施設整備	土佐市 高知市春野 いの町 (旧本川村を除く) 日高村 120t/24h (継続使用) 高知中央西部焼却処理 事務組合 佐川町 越知町 仁淀川町 120t/24h 継続使用 高吾北広域町村事務組合
高幡広域ブロック	須崎市 45t/8h S51 中土佐町 高幡東部清掃組合 葉山村 大野見村 窪川町 20t/8h H3 (窪川) 3t/8h S48 (興津) 大正町 4t/8h S58 十和村 5t/8h S58 橋原町 6t/8h H10 (RDF) 東津野村 津野山広域町村事務組合	新施設整備	須崎市 中土佐町 津野町葉山 53t/8h (RDF) (継続使用) 高幡東部清掃組合 四万十町 25t/8h (継続使用) 高幡西部環境施設組合 橋原町 津野町東津野 6t/8h (RDF) (継続使用) 津野山広域町村事務組合
幡多広域ブロック	宿毛市 40t/8h S53 中村市 50t/8h H3 大方町 幡多中央環境施設組合 佐賀町 4t/8h S63 土佐清水市 30t/8h S63 大月町 12t/8h S58 西土佐村 5t/8h S50 三原村	新施設整備	四万十市 宿毛市 土佐清水市 黒潮町 大月町 三原村 140t/24h (継続使用) 幡多広域市町村圏事務組合

図 2-1-21 ごみ処理広域化進捗状況

(2) し尿

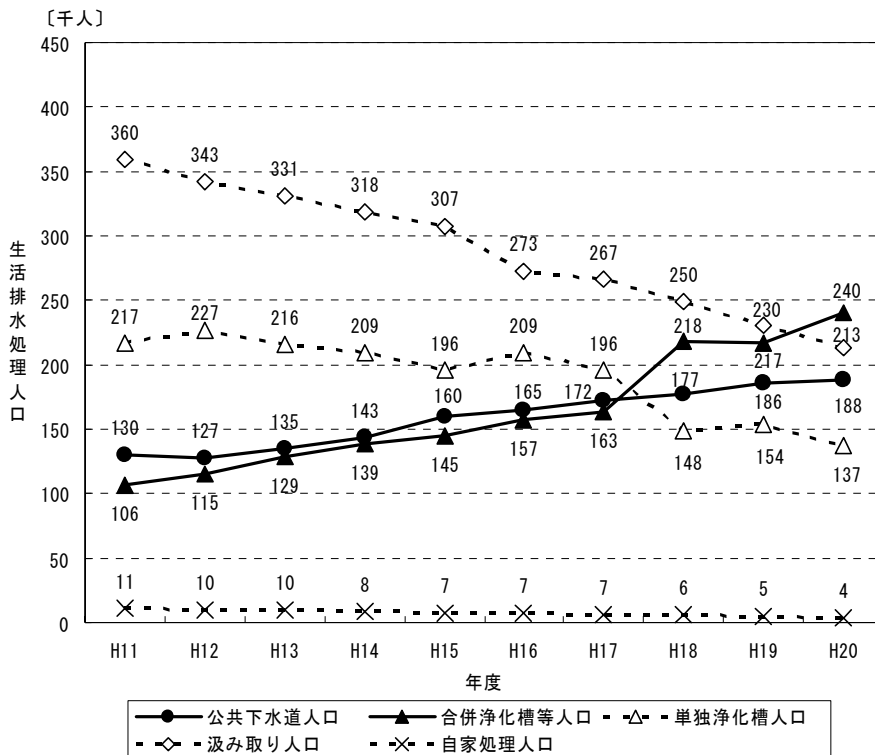
ア. し尿の排出、処理等の概況

①生活排水処理人口

生活排水処理人口のうち、公共下水道人口及び合併処理浄化槽等（コミュニティプラント含む）人口は増加傾向で推移していますが、平成18年度には合併処理浄化槽等人口が大きく増加し、公共下水道人口を上回っています。

これに伴い、汲み取り人口は一様に減少傾向を示し、単独処理浄化槽人口も汲み取り人口と異なった傾向ですが、概ね減少傾向で推移しています。さらに、自家処理人口も緩やかな減少傾向を示しています。

平成20年度末時点で、公共下水道人口は188千人、合併処理浄化槽等人口は240千人となっています。



出典：「一般廃棄物処理事業実態調査結果（環境省）」

図 2-1-22 生活排水処理人口の推移

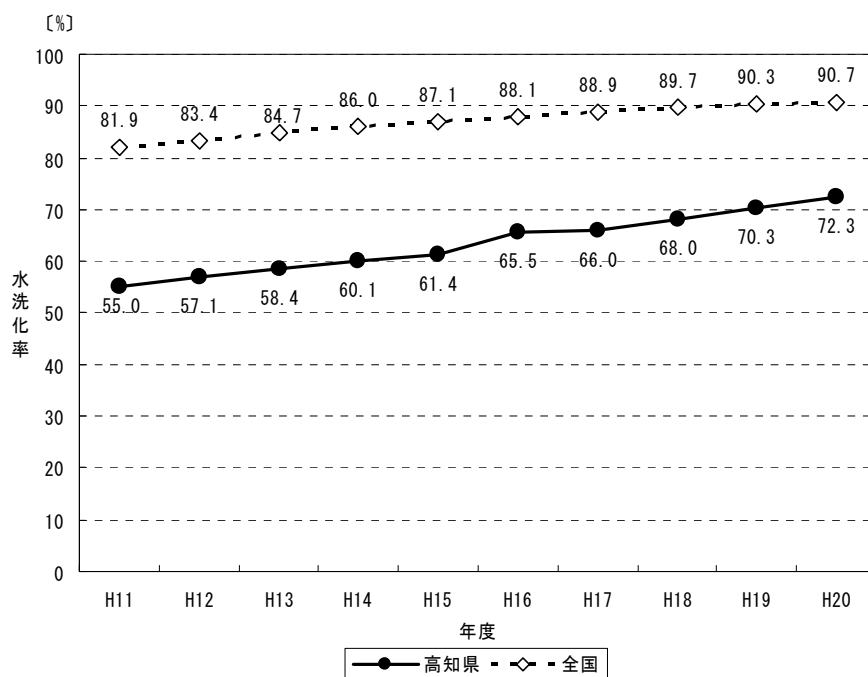
生活排水の処理は、①公共下水道、②合併処理浄化槽等（合併処理浄化槽、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント）、③単独処理浄化槽、④し尿処理施設（汚泥再生処理センターを含む）で行われています。

公共下水道や合併処理浄化槽等は、し尿と併せて生活雑排水（台所や風呂場からの排水）の処理が可能で、これらを整備している人口を「水洗化・生活雑排水処理人口」といいます。

全人口に対する水洗化・生活雑排水処理人口の比率を「水洗化・生活雑排水処理率」といい、一般に「生活排水処理率」といいます。

②水洗化率

平成 20 年度末時点の高知県の水洗化率は 72.3%で、全国平均より約 18 ポイント低くなっていますが、増加傾向で推移しています。



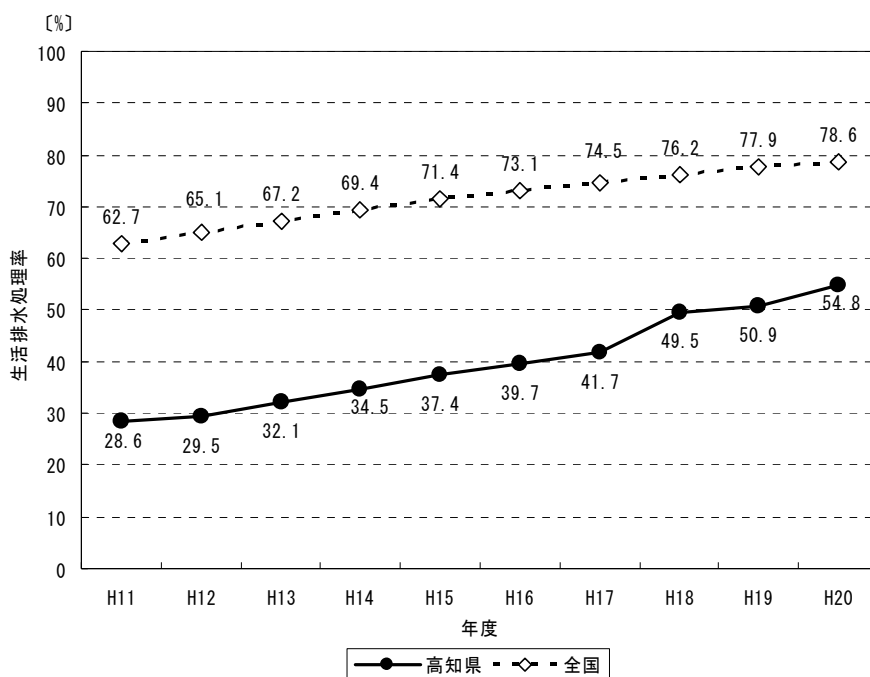
出展：「一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）」

図 2-1-23 水洗化率の推移

③生活排水処理率

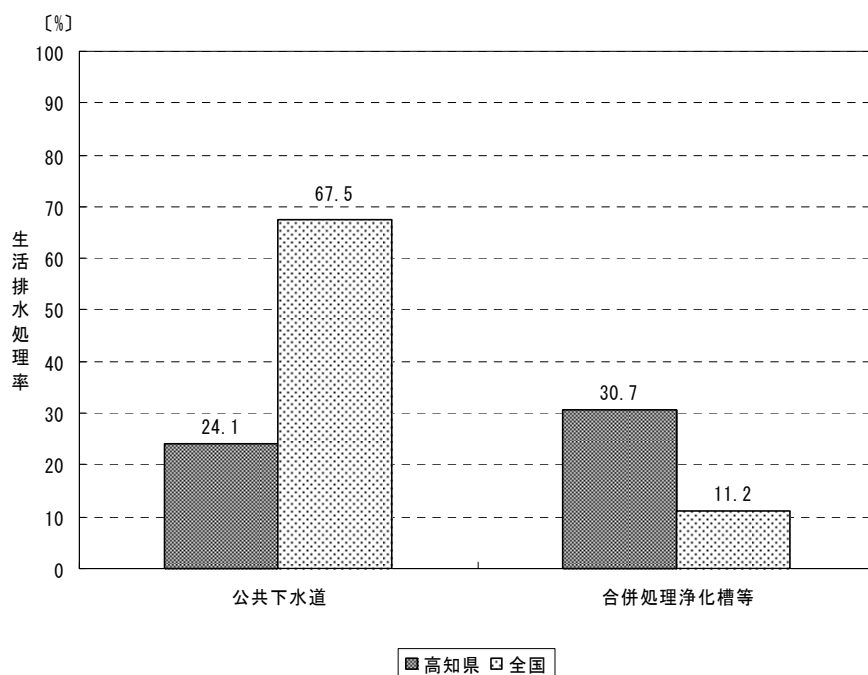
平成 20 年度末時点の高知県の生活排水処理率は 54.8%で、全国平均より 20 ポイント以上低くなっています。

また、生活排水処理率の内訳を見ると、全国平均では公共下水道が 67.5%、合併処理浄化槽等が 11.2%と公共下水道によるものがほとんどなのに対し、高知県では公共下水道が 24.1%、合併処理浄化槽等が 30.7%と合併処理浄化槽等が公共下水道をやや上回る構成となっています。



出展：「一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）」

図 2-1-24 生活排水処理率の推移



出展：「一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）」

図 2-1-25 生活排水処理の内訳

④し尿等処理量

平成20年度のし尿及び浄化槽汚泥処理量は、し尿が186千kL（処理量全体の49.3%）、浄化槽汚泥が191千kL（同50.7%）、合計378千kLとなっており、平成19年度以降浄化槽汚泥がし尿を上回るようになっています。

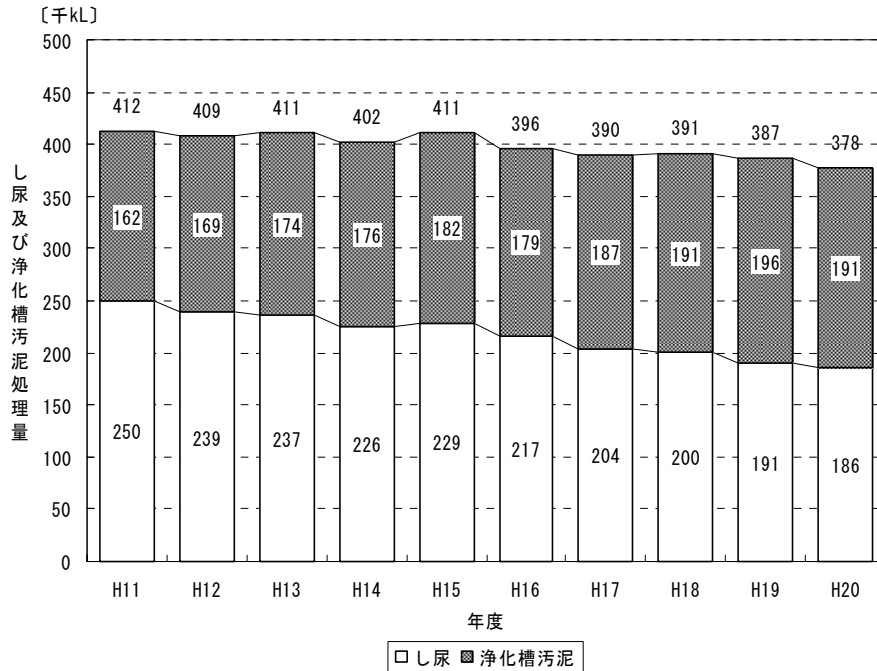


図 2-1-26 し尿等処理量の推移

⑤し尿等の処理・処分方法

し尿や浄化槽汚泥は、バキューム車で収集された後、し尿処理施設、ごみ堆肥化施設、メタン化施設、下水道投入、農地還元等により処理・処分されています。

平成20年度のし尿等の処理・処分について見ると、収集したし尿等のほぼ全量がし尿処理施設等で処理されています。海洋投入については、平成19年2月以降禁止されたため、計上されていません。

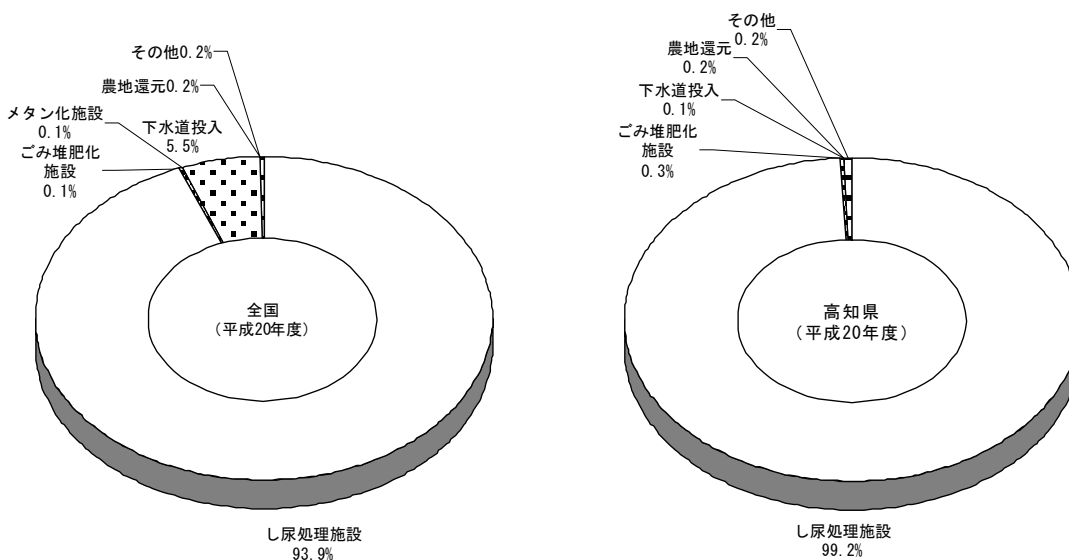


図 2-1-27 し尿等の処理・処分方法

イ. し尿処理施設の設置状況

平成 22 年度時点で、し尿処理施設は 19 施設が稼動しています。

また、資源の有効利用の観点から、し尿及び浄化槽汚泥だけではなく、生ごみ等の有機性廃棄物を併せて処理するとともに資源（堆肥、メタンガス等）回収を行う施設である「汚泥再生処理センター」へ転換することが推進されています。

平成 22 年度時点での高知県における汚泥再生処理センターは、安芸市清浄苑、仁淀川下流衛生事務組合衛生センター、幡西衛生処理センターの 3 施設が稼動しています。これらは全てし尿及び浄化槽汚泥を処理対象としており、生ごみ等の有機性廃棄物は今のところ処理対象となっていませんが、検討が進められている地域もあります。

また、これら以外にも資源化処理として堆肥化を行っている施設があります。

表 2-1-8 し尿処理施設の状況

ブロック	事業主体	施設名	汚水処理						資源化処理		使用開始年度	
			処理方式	処理能力 (kL/日)	処理量			処理方式	資源化能力			
					1日 当たり (kL/日)	年間 (kL/年度)	し尿 (kL/年度)		浄化槽 汚泥 (kL/年度)	汚泥等 (t/日)		有機性 廃棄物 (t/日)
安芸広域	安芸市	安芸市汚泥再生処理センター清浄苑	高負荷膜分離	30	27	9,947	8,502	1,445	堆肥化	0.1		2004
	芸東衛生組合	芸東衛生組合室戸清浄園	好希釈	20	19	6,806	4,688	2,118				1979
	芸東衛生組合	芸東衛生組合相間衛生センター	好希釈	20	13	4,784	3,270	1,514				1976
	中芸広域連合	中芸広域連合衛生センター	高負荷膜分離	25	27	9,731	5,772	3,959				1996
中央東部	南国市	南国市環境センター	高負荷	70	73	26,627	16,108	10,519				1996
	香南香美衛生組合	香南香美衛生組合衛生センター	標脱	100	105	38,209	20,263	17,946	堆肥化			1988
中央中部	高知市	高知市東部環境センター	標脱	390	304	110,835	26,505	84,330	堆肥化		390	1984
	嶺北広域行政事務組合	嶺北衛生センター	標脱	40	28	10,332	7,014	3,318				1982
中央西部	仁淀川下流衛生事務組合	衛生センター	標脱	120	113	41,227	18,295	22,932	堆肥化	1		1999
	高吾北広域町村事務組合	高吾北広域町村事務組合高吾北衛生センター	嫌気	47	43	15,803	9,584	6,219	堆肥化	2		1966
高幡広域	四万十町	若井グリーンセンター	標脱	35	39	14,171	11,221	2,950				1978
	津野町	津野町高度し尿処理施設	その他	4	4	1,450	348	1,102				1997
	高幡東部清掃組合	し尿処理施設	高負荷	60	50	18,212	10,037	8,175	堆肥化	0.5		1990
幡多広域	四万十市	衛生センター中村	標脱	62	58	21,226	10,798	10,428	堆肥化			1984
	四万十市	クリーンセンター西土佐	高負荷	9	9	3,122	1,702	1,420				2003
	四万十市	四万十市有機物供給施設	その他	7	1	443	18	425	堆肥化	3		1991
	土佐清水市	土佐清水市衛生センター	高負荷膜分離	31	31	11,492	9,612	1,880				2002
	黒潮町	黒潮町衛生センター	高負荷膜分離	28	30	11,067	7,485	3,582				1998
	幡多西部消防組合	幡西衛生処理センター	標脱	62	51	18,451	11,732	6,719	助燃剤製造	3		2006

※汚水処理量は平成 20 年度実績

2. 産業廃棄物の現況

ア. 発生状況

「平成 21 年度京都議定書目標達成のための産業廃棄物緊急調査事業」によると、平成 20 年度における高知県内の事業所等から発生した不要物等発生量は、1,485 千トンと推計されています。

業種別に見ると、建設業が 549 千トンで最も多く、全体の 37.0%を占めています。これに電気・ガス・熱供給・水道業が 336 千トン（不要物等発生量の 22.7%）、農業が 262 千トン（同 17.7%）、製造業が 238 千トン（同 16.1%）、鉱業が 72 千トン（同 4.8%）と続いており、これらが上位 5 業種となっています。

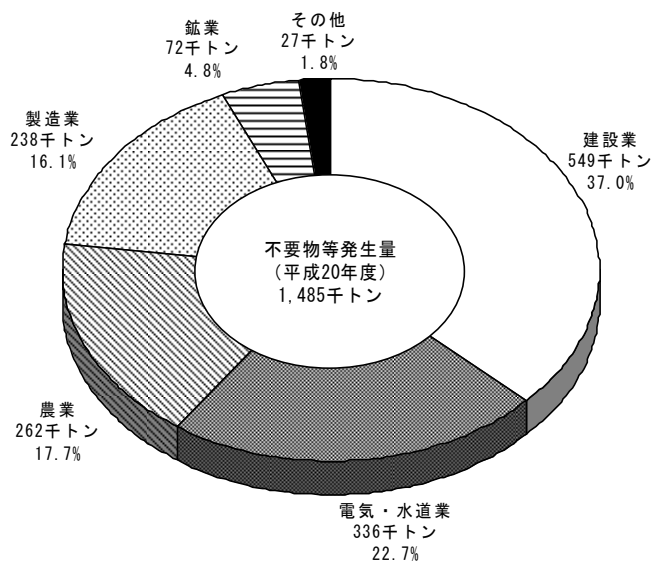


図 2-2-1 発生量（業種別）

種類別に見ると、がれき類が 503 千トンで最も多く、全体の 33.9%を占めています。これに汚泥が 423 千トン（不要物発生量の 28.5%）、動物のふん尿が 261 千トン（同 17.6%）、燃えがらが 77 千トン（同 5.2%）、木くずが 73 千トン（同 4.9%）と続いており、上位 5 品目で全体の 90.0%を占めています。

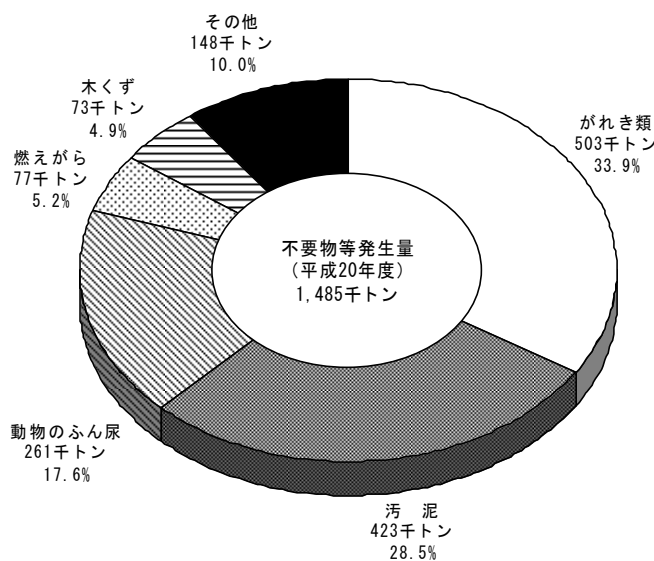
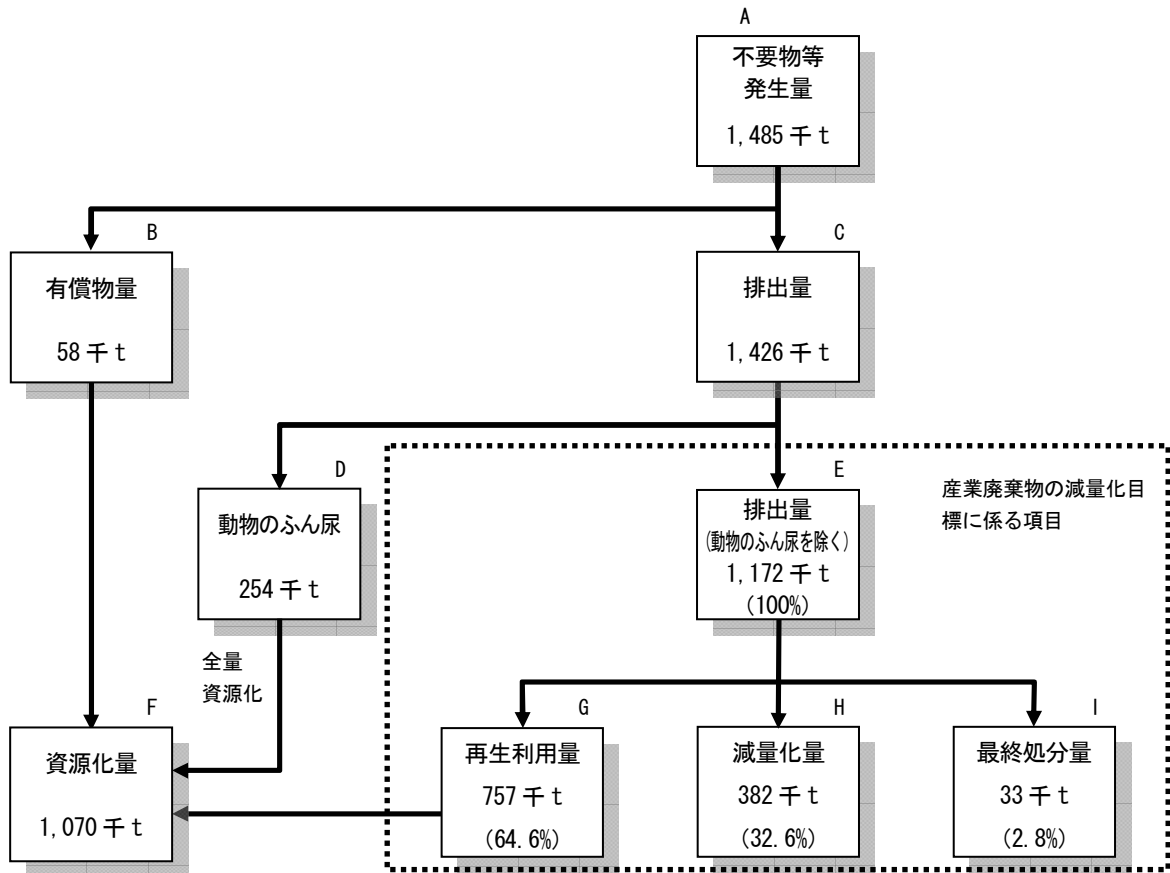


図 2-2-2 発生量（種類別）

発生した産業廃棄物の処理・処分の概略を下図に示します。



- 注 1. () は排出量に対する比率を示します。
 2. 量は少数を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

○動物のふん尿の取り扱い

動物のふん尿については、発生量が多いものの、ほぼ全量が堆肥として利用若しくは畜舎内で減量化されているため、中間処理、最終処分といった処理体系に厳密に区分することが困難であること、排出形態が家畜の飼養に伴って発生することから、他の生産活動に伴って生じる産業廃棄物のように排出抑制が生産者の努力により達成されることが困難であることが考えられます。これらの理由により、原則として次の「イ. 排出状況」以降は動物のふん尿を除外して取り扱うこととします。

イ. 排出状況

不要物等発生量から有償物量（中間処理されることなく有償で売却された量）を除いた排出量（産業廃棄物として処理・処分される量）は1,172千トンとなっています。

業種別に見ると、建設業が542千トンで最も多く、全体の46.3%を占めています。これに電気・ガス・熱供給・水道業が336千トン（排出量の28.7%）、製造業が194千トン（同13.6%）、鉱業が71千トン（同6.1%）、医療・福祉が14千トン（同1.2%）と続いています。

排出量に対するそれぞれの業種の比率を全国と比較すると、全排出量に対する比率が最も高い業種は、高知県では建設業であるのに対し、全国では製造業となっています。これら以外の上位の業種における比率は、電気・ガス・熱供給・水道業は同程度ですが、鉱業、医療・福祉の比率は高知県が全国を上回っています。

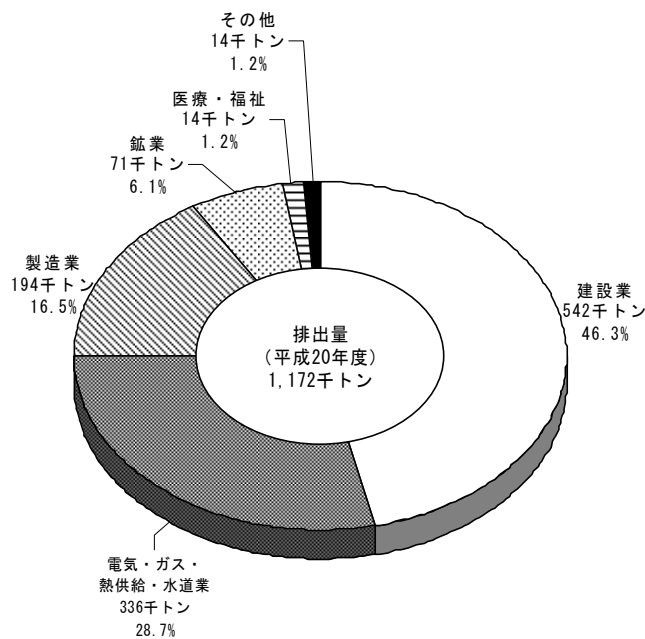
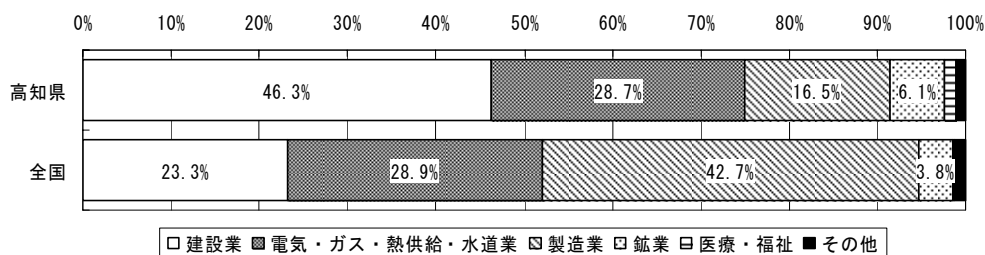


図 2-2-5 排出量（業種別）



対象年次

高知県 : 平成20年度

全国 : 平成19年度

出展：「産業廃棄物の排出及び処理状況等（平成19年度実績）について（平成22年1月14日 環境省）」

図 2-2-6 排出状況（全国との比較 業種別）

排出量を種類別に見ると、がれき類が496千トンで最も多く、全体の42.4%を占めています。これに汚泥が423千トン（排出量の36.1%）、燃えがらが77千トン（同6.6%）、木くずが50千トン（同4.3%）、ガラス・陶磁器くずが33千トン（同2.9%）と続いています。

排出量に対するそれぞれの種類の比率を全国と比較すると、最も比率が高い種別は、高知県ではがれき類であるのに対し、全国では汚泥となっています。また、全国では高知県での上位以外の項目（その他）の比率が高くなっています。

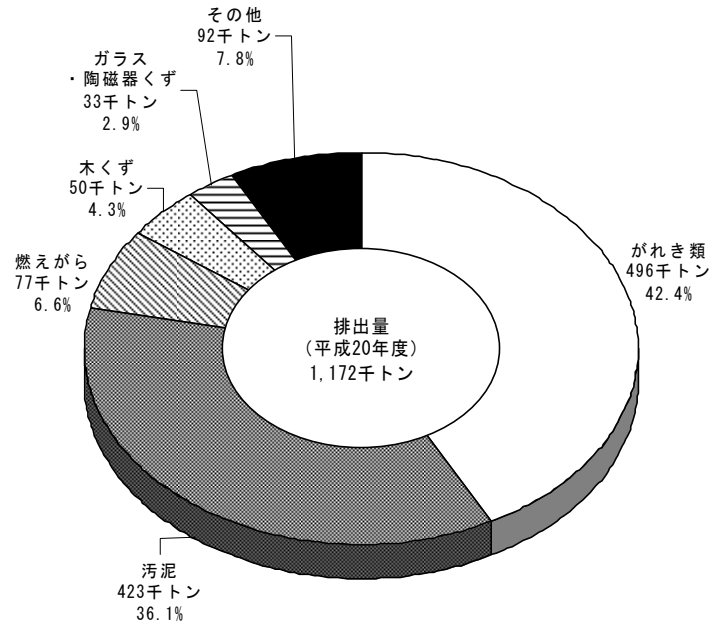
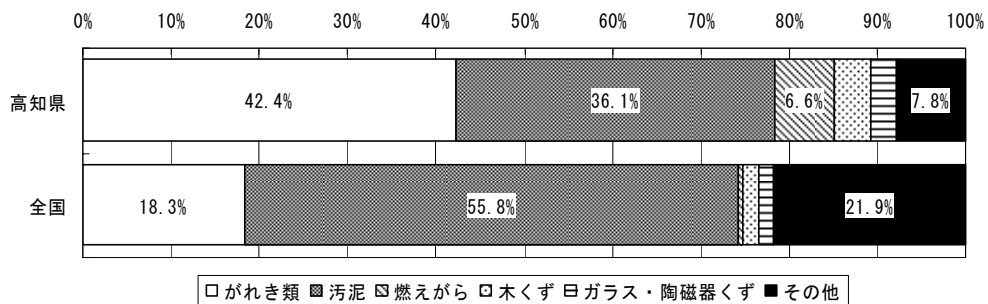


図 2-2-5 排出量 (種類別)



対象年次

高知県 : 平成20年度

全国 : 平成19年度

出展: 「産業廃棄物の排出及び処理状況等 (平成19年度実績) について (平成22年1月14日 環境省)」

図 2-2-6 排出状況 (全国との比較 業種別)

前計画時における平成17年度の産業廃棄物量は、1,238千トンであるのに対し、平成20年度実績における産業廃棄物排出量は、1,172千トンに減少しています。

排出量の多い業種についてみると、建設業、医療・福祉は前回（平成17年度）調査に比べ減少していますが、電気・ガス・熱供給・水道業、製造業、鉱業は増加しています。特に電気・ガス・熱供給・水道業の増加量が多くなっています。

また、排出量の多い廃棄物の種類についてみると、燃えがら、ガラス・陶磁器くずが増加しており、それ以外の品目は減少しています。

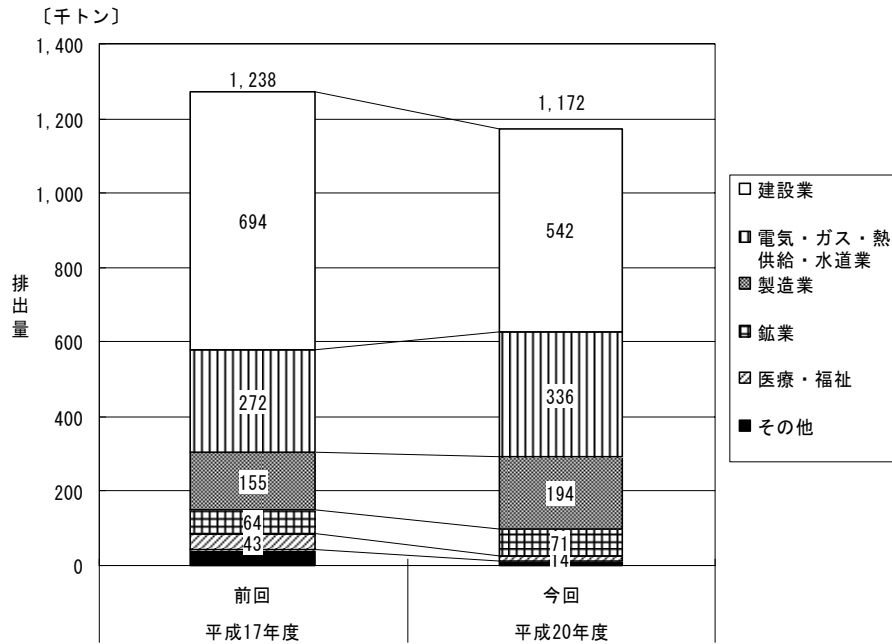


図 2-2-11 排出量の推移状況（業種別）

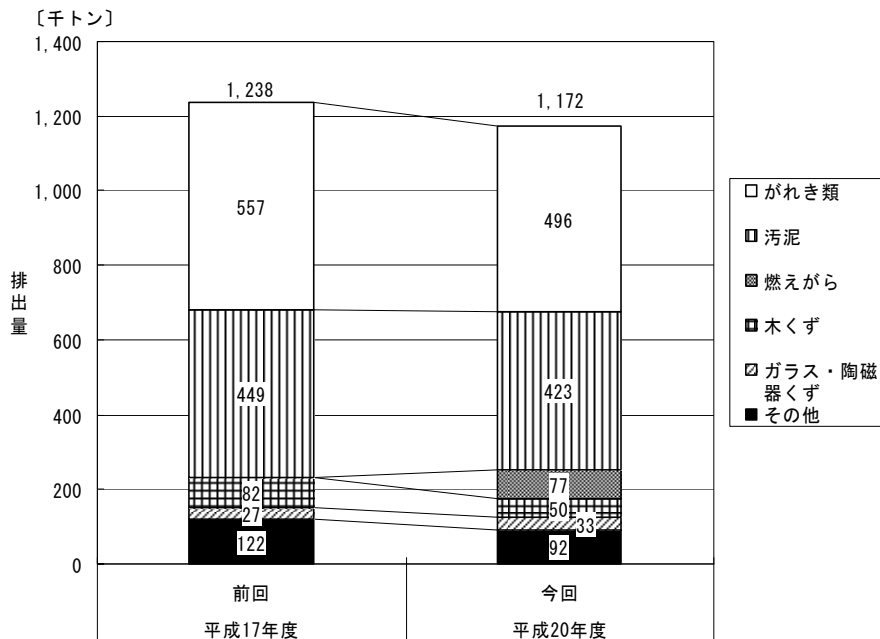


図 2-2-12 排出量の推移状況（種類別）

ウ. 処理・処分状況

処理・処分状況の内訳を見ると、堆肥や建設資材等にリサイクルされた再生利用量は 757 千トン（処理・処分量全体の 64.6%）、脱水や焼却により中間処理された減量化量が 382 千トン（同 32.6%）、最終処分量が 33 千トン（同 2.8%）となっています。

処理・処分量全体に対するそれぞれの比率を全国と比較すると、本県は再生利用率の比率（64.6%）が全国（40.6%）に比べて高くなっています。また、最終処分量の比率（2.3%）は全国（6.1%）よりも低くなっています。

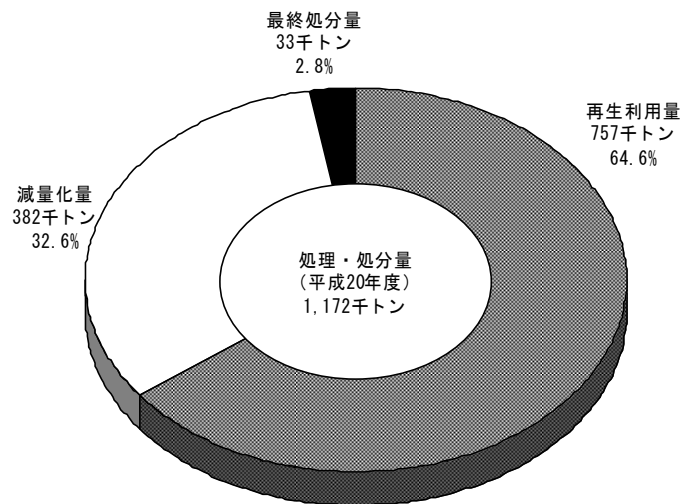
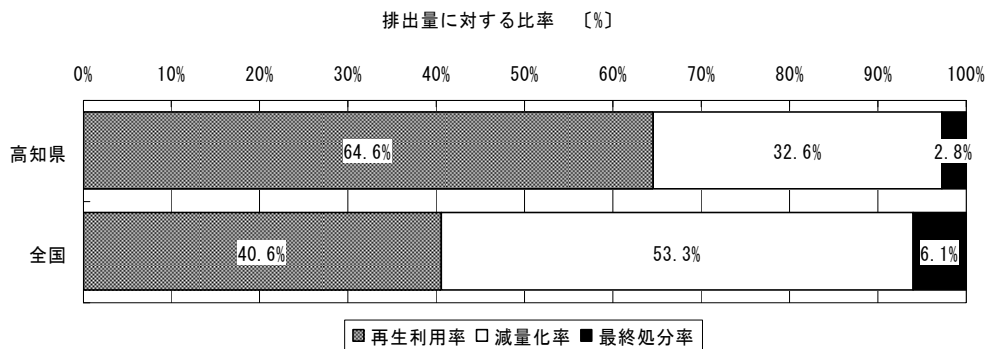


図 2-2-13 処理・処分量



対象年次

高知県 : 平成 20 年度

全国 : 平成 19 年度

出展 : 「産業廃棄物の排出及び処理状況等 (平成 19 年度実績) について (平成 22 年 1 月 14 日 環境省)」

図 2-2-14 処理・処分状況-全国との比較

再生利用量 757 千トンを種類別に見ると、がれき類が 482 千トンで最も多く、全体の 63.6% を占めています。汚泥が 84 千トン（再生利用量の 11.1%）、燃えがらが 77 千トン（同 10.2%）、木くずが 36 千トン（4.8%）、ガラス・陶磁器くずが 28 千トン（同 3.7%）と続いています。

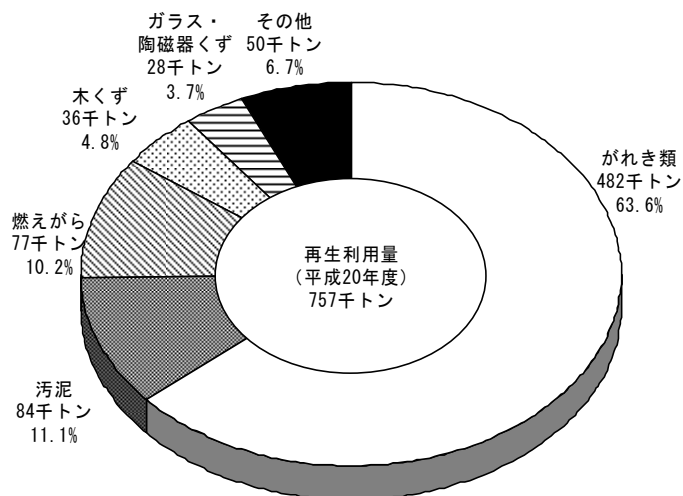


図 2-2-15 再生利用量（種類別）

減量化量 382 千トンを見種類別に見ると、汚泥が 338 千トンで最も多く、全体の 88.4% を占めています。これに木くずが 13 千トン（減量化量の 3.3%）、がれき類が 12 千トン（同 3.2%）、廃プラスチック類が 8 千トン（同 2.0%）、動植物性残渣が 3 千トン（同 0.9%）と続いています。

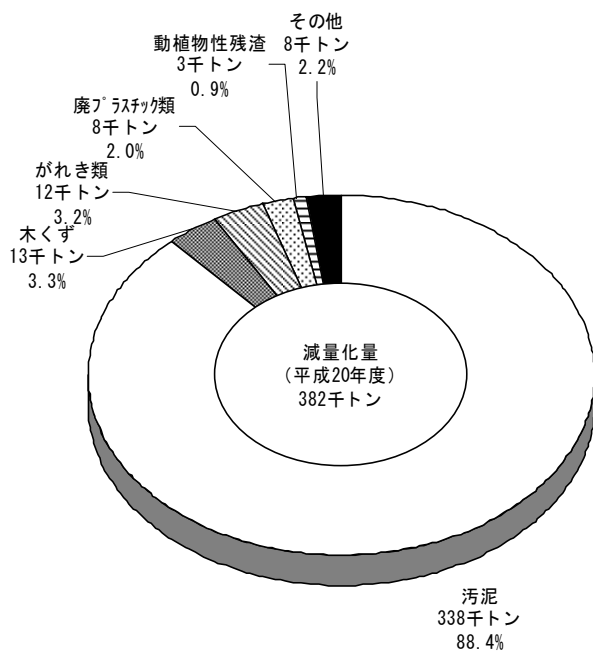


図 2-2-16 減量化量（種類別）

最終処分量 33 千トンを種類別に見ると、上位 5 品目では廃プラスチック類が 8 千トンで最も多く、全体の 23.5%を占めています。これにガラス・陶磁器くずが 6 千トン（最終処分量の 17.8%）、がれき類が 3 千トン（同 8.6%）、金属くずが 3 千トン（同 8.2%）、鉱さいが 2 千トン（同 5.5%）と続いており、これら以外の最終処分量が 12 千トン（同 36.3%）となっています。

なお、廃棄物の品目名は排出時の品目に基づいています。このため、木くずや廃プラスチック等が焼却等の中間処理を経て燃えがらやばいじんの形で最終処分された場合であっても、当初の木くずや廃プラスチックの品目名での最終処分量となります。

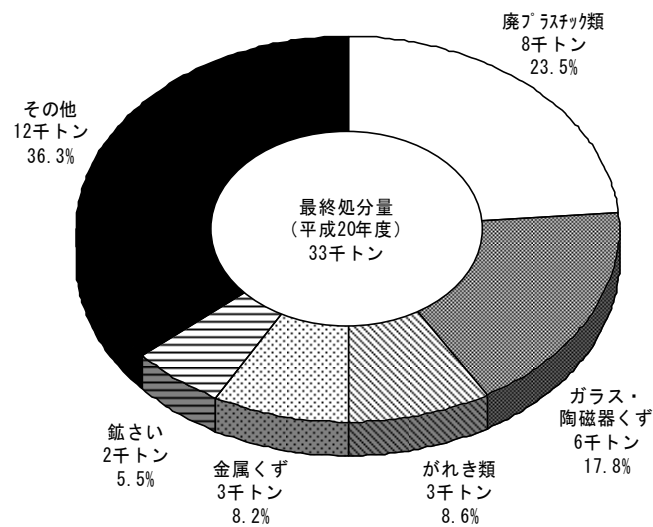


図 2-2-17 最終処分量（種類別）

排出量の多い業種の種類の処理・処分状況を見ると、県平均と比較して再生利用量の比率が高い業種は、建設業、製造業、鉱業で、建設業では排出量の約94%が再生利用されています。減量化量の比率が高い業種は電気・ガス・熱供給・水道業で、約74%が減量化されています。最終処分量の比率が高い業種は医療・福祉で、約38%が最終処分されています。また、「その他」の業種では約28%が最終処分されており、排出量全体に対する割合は低いですが、排出量に対する最終処分量の比率が高いことが特徴となっています。

表 2-2-1 処理・処分状況（種類別）

(単位：千トン)

業 種	排出量		再生利用量		減量化量		最終処分量	
	排出量	比率	再生利用量	比率	減量化量	比率	最終処分量	比率
高知県	1,172	100.0%	757	64.6%	382	32.6%	33	2.8%
建設業	542	100.0%	511	94.2%	19	3.5%	13	2.3%
電気・ガス・熱供給・水道業	336	100.0%	88	26.2%	248	73.8%	0	0.0%
製造業	194	100.0%	110	56.6%	73	37.9%	11	5.5%
鉱業	71	100.0%	40	55.9%	31	43.8%	0	0.4%
医療・福祉	14	100.0%	2	15.1%	7	47.2%	5	37.7%
その他	14	100.0%	6	47.2%	3	25.0%	4	27.8%

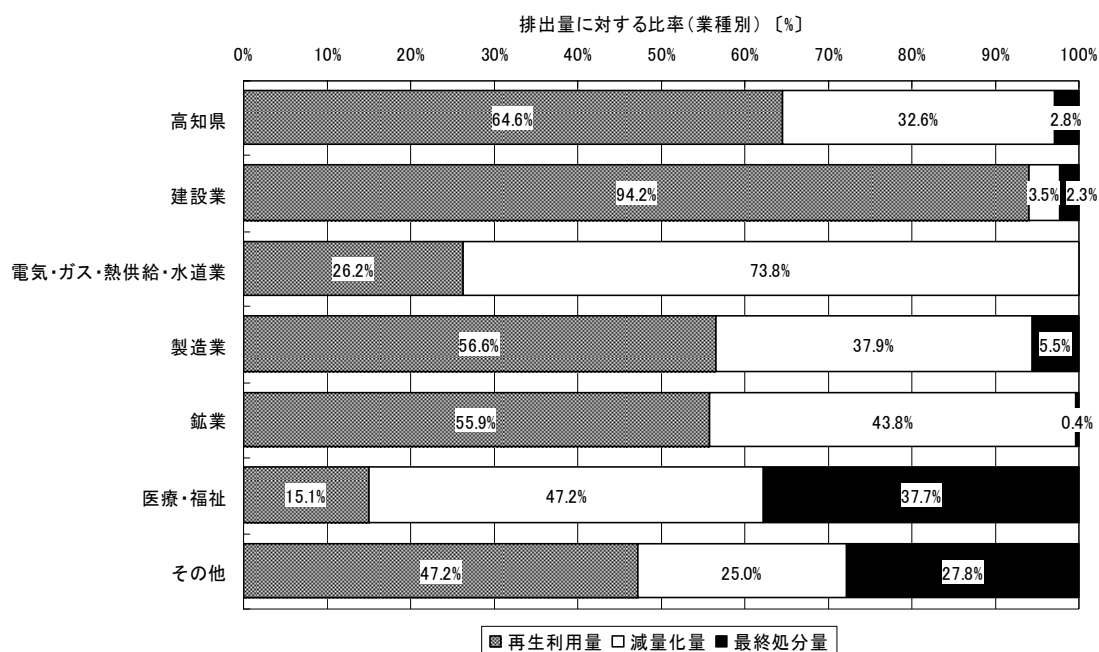


図 2-2-18 処理・処分状況（業種別）

排出量の多い廃棄物の種類の処理・処分状況を見ると、県平均と比較して再生利用率の比率が高いものは、燃えがら、がれき類、ガラス・陶磁器くず、木くずとなっています。

減量化量の比率が高いものは汚泥で、排出量と併せると、県全体の減量化率の多くを占めていると考えられます。

なお、「その他」の種類は、排出量全体に対する割合は低いですが、排出量に対する最終処分量の比率が高いことが特徴となっています。

排出量と再生利用率の上位品目が類似しているのに対し、最終処分量の上位品目はこれらと異なる種類の廃棄物となっています。排出量上位の廃棄物は再生利用率が高いが、それ以外の廃棄物については、最終処分される割合が比較的高いといえます。

表 2-2-2 処理・処分状況（種類別）

(単位：千トン)

種 類	排出量		再生利用率		減量化量		最終処分量	
	量	比率	量	比率	量	比率	量	比率
高知県	1,172	100.0%	757	64.6%	382	32.6%	33	2.8%
がれき類	496	100.0%	482	97.0%	12	2.4%	3	0.6%
汚泥	423	100.0%	84	19.8%	338	79.9%	1	0.3%
燃えがら	77	100.0%	77	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
木くず	50	100.0%	36	72.3%	13	25.2%	1	2.5%
ガラス・陶磁器くず	33	100.0%	28	82.6%	0	0.0%	6	17.4%
その他	92	100.0%	50	55.1%	20	21.4%	22	23.5%

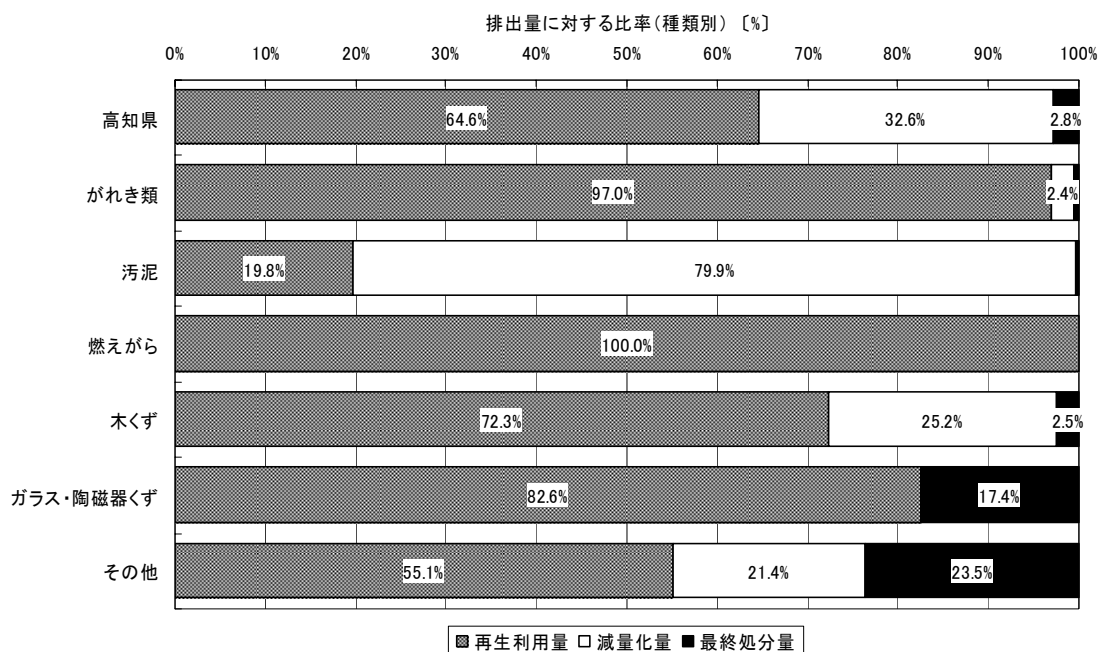
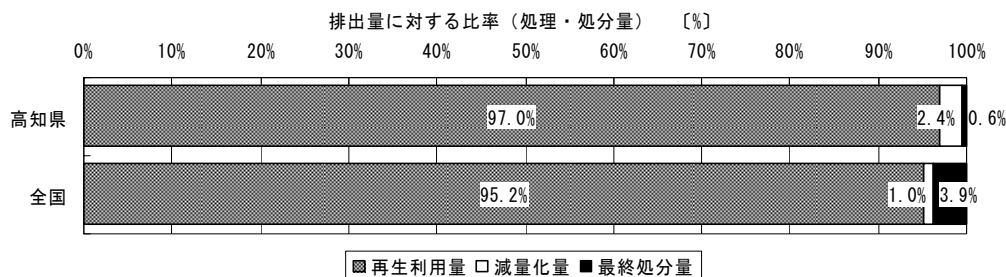


図 2-1-19 処理・処分状況（種類別）

排出量の多い廃棄物の種類のうち、がれき類と汚泥の処理・処分状況を全国と比較すると、本県はいずれも再生利用量の比率が全国よりも高くなっています。

特に汚泥については、再生利用量の比率が全国の2倍以上となっており、また、最終処分量の比率も低い水準にあります。

■がれき類



対象年次

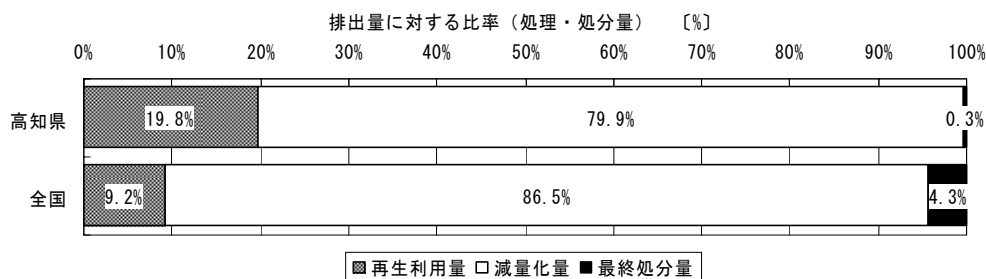
高知県 : 平成 20 年度

全国 : 平成 19 年度

出展 : 「産業廃棄物の排出及び処理状況等 (平成 19 年度実績) について (平成 22 年 1 月 14 日 環境省)」

図 2-2-20 処理・処分場の-全国との比較 (がれき類)

■汚泥



対象年次

高知県 : 平成 20 年度

全国 : 平成 19 年度

出展 : 「産業廃棄物の排出及び処理状況等 (平成 19 年度実績) について (平成 22 年 1 月 14 日 環境省)」

図 2-2-21 処理・処分場の-全国との比較 (汚泥)

エ. 特別管理産業廃棄物の状況

平成 20 年度に県内の事業所等から発生した特別管理産業廃棄物の排出量は、3,427 トンとなっています。

排出量を業種別に見ると、医療、福祉が 2,094 トンで最も多く、全体の 61.1%を占めています。これに製造業が 1,316 トン（特別管理産業廃棄物排出量の 38.4%）、建設業が 11 トン（同 0.3%）、その他が 6 トン（同 0.2%）となっています。

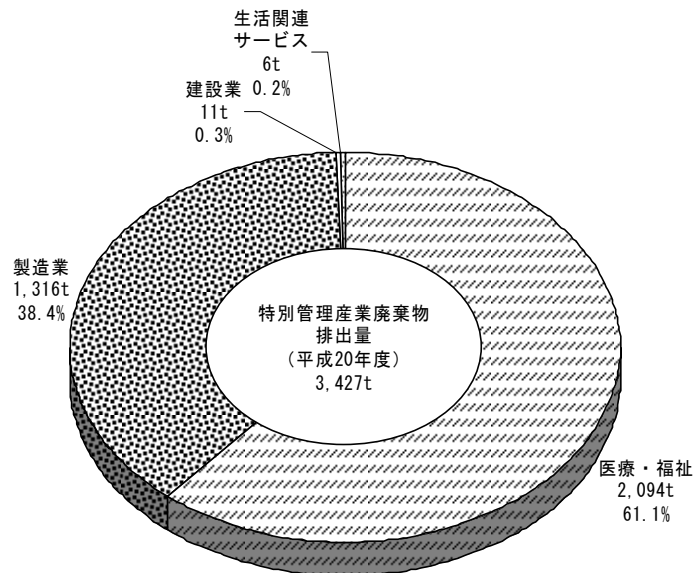
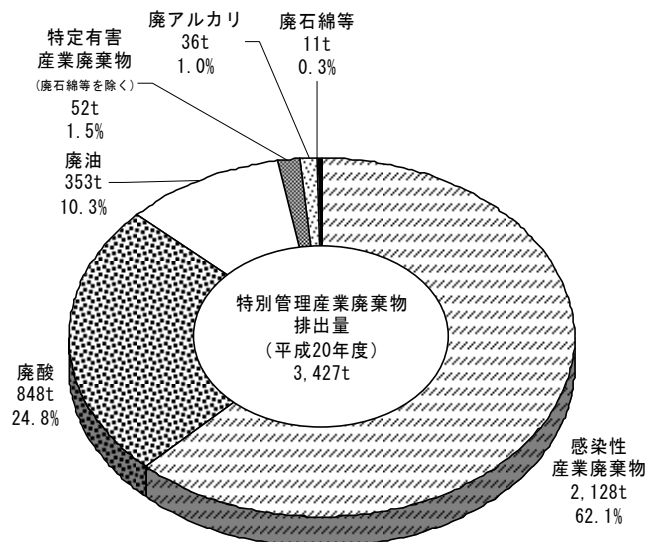


図 2-2-22 特別管理産業廃棄物の排出状況

排出量を種類別に見ると、感染性産業廃棄物が 2,128 トンで最も多く、全体の 62.1%を占めています。これに廃酸が 848 トン（特別管理産業廃棄物排出量の 24.8%）、廃油が 353 トン（同 10.3%）、特定有害産業廃棄物（廃石綿を除く）が 52 トン（同 1.5%）、廃アルカリが 36 トン（同 1.0%）、廃石綿等が 11 トン（0.3%）となっています。



※平成 20 年度の特別管理産業廃棄物集計は、廃油、廃酸、廃アルカリ、感染性産業廃棄物、廃石綿等、特定有害産業廃棄物（廃石綿等を除く）の 6 種類に対する集計であり、廃 PCB 及び PCB 汚染物等は集計から除外している。

図 2-2-23 特別管理産業廃棄物の排出状況

特別管理産業廃棄物の処理・処分状況を見ると、排出量の約 54%が減量化、約 35%が最終処分となっており、残りの約 11%が再生利用となっています。

特別管理産業廃棄物の処理・処分状況について種類別に見ると、排出量が最も多い感染性産業廃棄物は、約 45%が減量化されているものの、残りの約 55%はほとんどが最終処分されています。

これに対し、廃油、廃酸、廃アルカリは、ほとんどが再生利用又は減量化となっており、最終処分はわずかな量となっています。

廃石綿等は排出量のうち約 67%が最終処分されています。

表 2-2-3 特別管理産業廃棄物の処理・処分状況（種類別）

単位：t

（ ）は排出量に対する比率

種 類	排出量	処理・処分量		
		再生利用量	減量化量	最終処分量
合計	3,427 (100%)	369 (10.8%)	1,866 (54.5%)	1,192 (34.8%)
廃油	353 (100%)	196 (55.7%)	156 (44.2%)	0 (0.0%)
廃酸	848 (100%)	127 (15.0%)	716 (84.4%)	5 (0.5%)
廃アルカリ	36 (100%)	30 (84.5%)	5 (15.4%)	0 (0.1%)
感染性産業廃棄物	2,128 (100%)	1 (0.1%)	948 (44.5%)	1,179 (55.4%)
廃石綿等	11 (100%)	3 (32.7%)	0 (0.0%)	7 (67.3%)
特定有害産業廃棄物 (廃石綿等を除く)	52 (100%)	11 (20.6%)	41 (78.4%)	1 (1.1%)

オ. 中間処理施設、最終処分場の設置状況

処理業者の許可件数は、産業廃棄物の収集・運搬業者が 2,177 件、処理・処分業者が 140 件となっています。

また、特別管理産業廃棄物の収集・運搬業者が 203 件、処理・処分業者が 3 件となっています。

廃棄物処理法第 15 条の規定に基づき許可された産業廃棄物の中間処理施設は、脱水施設が 11 施設、天日乾燥施設が 1 施設、焼却施設が 11 施設、破碎施設が 120 施設となっています。

産業廃棄物の最終処分場は、安定型が 11 施設となっており、管理型は平成 22 年 8 月現在設置されていません。

表 2-2-4 処理業者の許可件数（平成 22 年 8 月現在）

廃棄物	業者の区分	業者数	高知県	
			高知県	高知市
産業廃棄物	収集・運搬業者	2,177	1,296	881
	処理・処分業者	140	108	32
	中間処理	128	99	29
	中間+最終	10	8	2
	最終処分	2	1	1
特別管理 産業廃棄物	収集・運搬業者	203	104	99
	処理・処分業者	3	1	2
	中間処理	3	1	2
	中間+最終	0	0	0
	最終処分	0	0	0

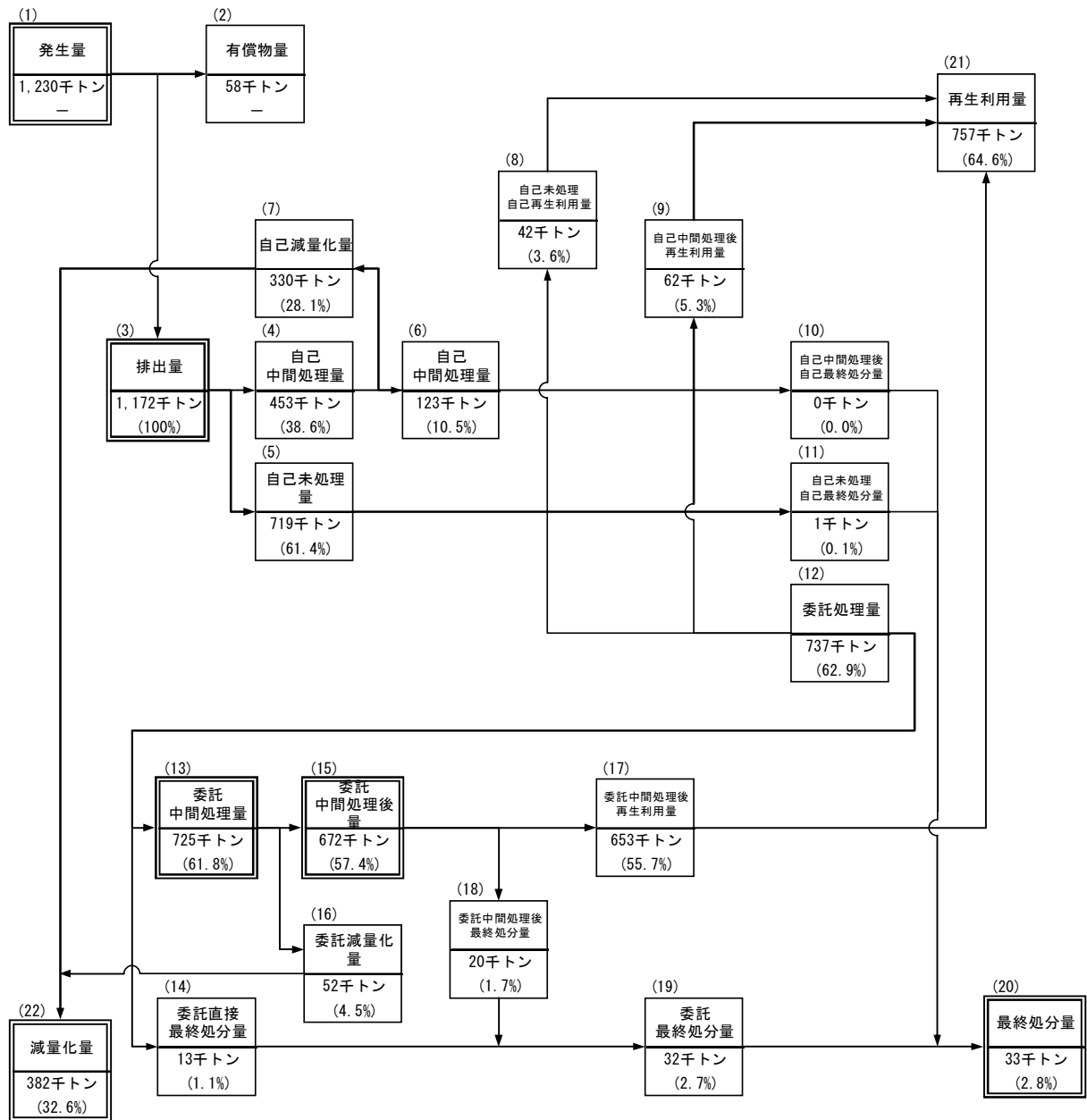
表 2-2-5 中間処理施設（廃棄物処理法第 15 条の規定に基づく）の設置状況（平成 22 年 8 月現在）

処 理	施設数	高知県	
		高知県	高知市
脱水	11	6	5
天日乾燥	1	0	1
焼却	11	6	5
破碎	120	96	24
合計	143	108	35

表 2-2-6 最終処分場（廃棄物処理法第 15 条の規定に基づく）の設置状況（平成 22 年 8 月現在）

最終 処分場	高知県			高知市		
	施設数	許可容量 (m ³)	残容量 (m ³)	施設数	許可容量 (m ³)	残容量 (m ³)
遮断型	0	—	—	0	—	—
安定型	11	1,862,436	1,270,531	3	485,538	419,719
管理型	0	—	—	0	—	—
合計	11	1,862,436	1,270,531	3	485,538	419,719

不要物等発生量を起点とした詳細な処理・処分フローを以下に示します。



() は排出量に対する比率

量は小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

(1)発生量には(2)有償物量として取り扱われた動物のふん尿を含みます。

図 2-2-24 排出量及び処理状況のフロー

表 2-2-7 処理フローの用語の定義

項目	フロー図 No.	定義
不要物等発生量	(1)	事業所内で生じた産業廃棄物量及び有償物量
有償物量	(2)	(1)の発生量のうち、中間処理されることなく、他者に有償で売却した量
排出量	(3)	(1)の発生量のうち、(2)の有償物を除いた額
自己 処理	自己中間処理量	(4) (3)の排出量のうち、自ら中間処理した廃棄物量で処理前の量
	自己未処理量	(5) (3)の排出量のうち、自己中間処理されなかった量
	自己中間処理後量	(6) (4)で中間処理された後の廃棄物量
	自己減量化量	(7) (4)の自己中間処理後量から(6)の自己中間処理後量を差し引いた量
	自己未処理自己再生利用量	(8) (5)の自己未処理量のうち、他者に有償売却できないものを自ら利用した量
	自己中間処理後再生利用量	(9) (6)の自己中間処理後量のうち、自ら利用し又は他者に有償で売却した量
	自己中間処理後自己最終処分量	(10) (6)の自己中間処理後量のうち、自己の埋立地に処分した量
	自己未処理自己最終処分量	(11) (5)の自己未処理量のうち、自己の埋立地に処分した量
委託 処理	委託処理量	(12) (6)の自己中間処理後量及び(5)の自己未処理量のうち、中間処理及び最終処分を委託した量
	委託中間処理量	(13) (12)の委託処理量のうち、処理業者等で中間処理された量
	委託直接最終処分量	(14) (12)の委託処理量のうち、処理業者等で中間処理されることなく最終処分された量
	委託中間処理後量	(15) (13)で中間処理された後の廃棄物量
	委託減量化量	(16) (13)の委託中間処理量から(15)の委託中間処理後量を差し引いた量
	委託中間処理後再生利用量	(17) (15)の委託中間処理後量のうち、処理業者等で自ら利用し又は他者に有償で売却した量
	委託中間処理後最終処分量	(18) (15)の委託中間処理後量のうち、最終処分された量
	委託最終処分量	(19) 処理業者等で最終処分された量
最終処分量	(20)	排出事業者と処理業者等の最終処分量の合計
再生利用量	(21)	排出事業者、処理業者等で再生利用された量
減量化量	(22)	排出事業者又は、処理業者等の中間処理により減量された量

第3章 前回の計画目標の達成状況と課題

1. 前回の計画目標の達成状況

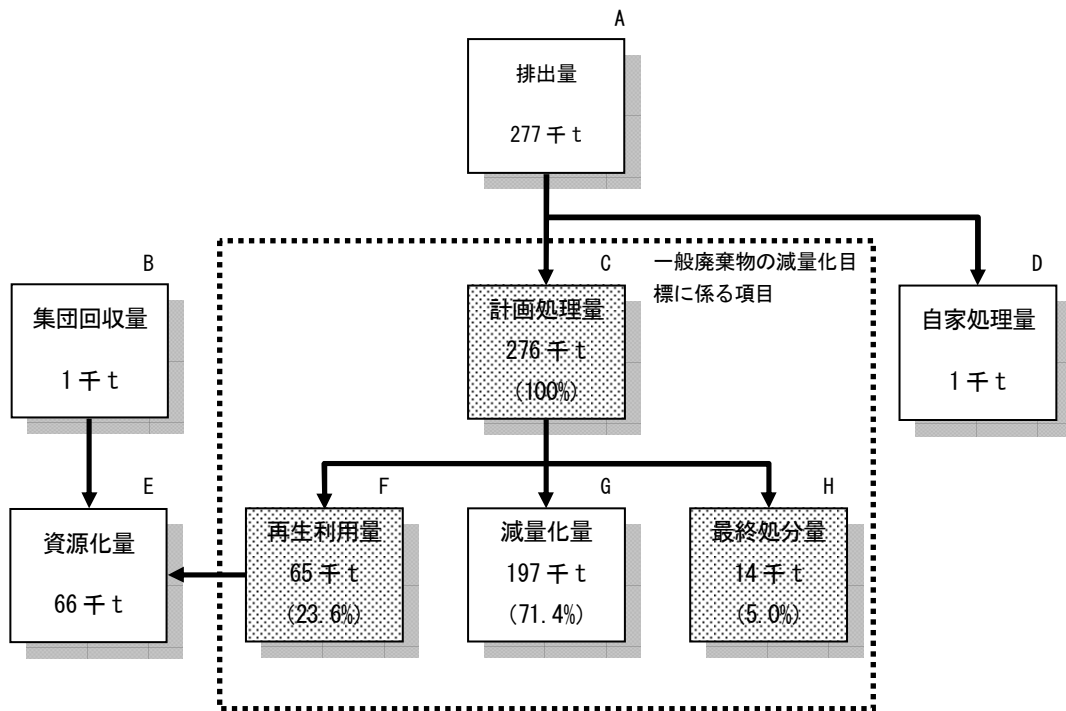
(1) 一般廃棄物

ア. 目標に係る項目

前回の「高知県廃棄物処理計画（平成19年3月）」では、一般廃棄物については、以下の3項目について目標が定められています。

- 排出量
- 再生利用量
- 最終処分量

なお、目標で示した「排出量」は「自家処理量」を含まない「計画処理量」に相当します。これらの項目に対応した処理フローを以下に示します。



網掛けは「高知県廃棄物処理計画（平成19年3月）」において一般廃棄物の減量化目標が示された項目を示します。

()は計画処理量に対する比率を示します。

量は小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

図3-1-1 一般廃棄物の処理フローと前回計画の目標との対応

イ. 推移状況

平成 20 年度の計画処理量は 276 千トンで、再生利用量は 65 千トン、減量化量は 197 千トン、最終処分量は 14 千トンとなっています。平成 20 年度を平成 16 年度と比較すると、排出量、再生利用量、最終処分量は減少、減量化量はやや減少となっています。

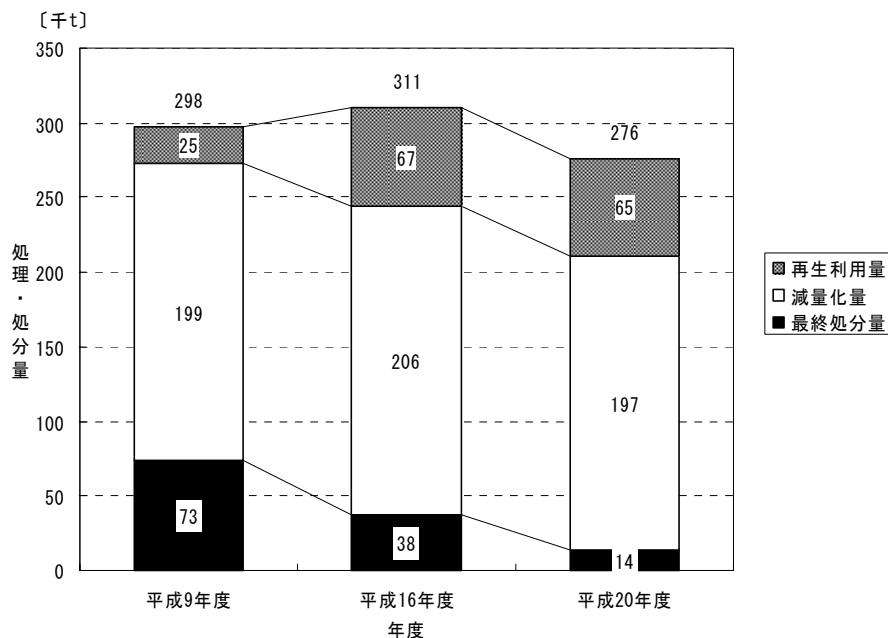


図 3-1-2 処理・処分量の推移状況

平成 20 年度の再生利用率（計画処理量に対する再生利用量の比率）は 23.6%で、平成 16 年度よりも上昇しています。

減量化率は 72.2%で、平成 16 年度に比べると大きく上昇しています。

最終処分量（同最終処分量の比率）は 5.0%で、平成 16 年度から大きく低下しました。

再生利用率は上昇傾向、最終処分量は下降傾向で推移しています。

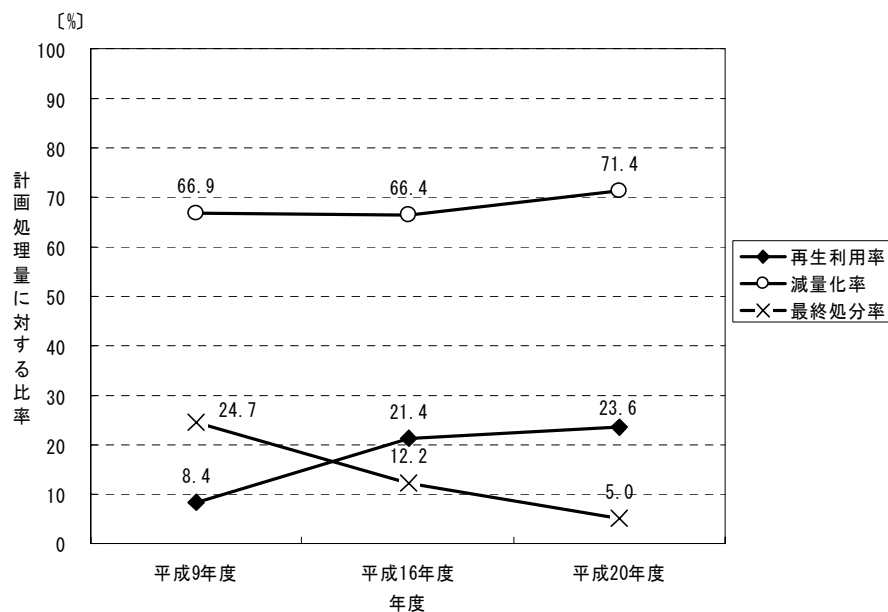


図 3-1-3 処理・処分率の推移状況

ウ. 目標との比較

前回の「高知県廃棄物処理計画（平成 19 年 3 月）」において、本県の一般廃棄物の減量化目標は以下のとおり設定されています。

平成 22 年度の高知県の一般廃棄物減量化目標

- 排出量を平成 9 年度に対し約 5%削減します。
- 再生利用量を約 24%に増加します。
- 最終処分量を平成 9 年度に対し半減します。

本計画に示された排出量、再生利用量、最終処分量の目標と平成 22 年度見込みを比較したところ、排出量、最終処分量は目標を達成すると見込まれますが、再生利用量は目標を下回ると見込まれます。

これらのことから、本県において一般廃棄物の排出抑制は目標を達成する水準にあります。再生利用については、平成 19 年度に目標水準を達成していたのが平成 20 年度には再び目標値を下回っているため、再び目標水準に上昇するための努力が必要となっています。

表 3-1-1 一般廃棄物の減量化目標の達成状況

項 目		目標（平成 22 年度）		実績（平成 20 年度）		見込み（平成 22 年度）	
		量	比率	量	比率	量	比率
排出量		283 千 t	100.0%	276 千 t	100.0%	272 千 t	100.0%
処理・処分量	再生利用量	68 千 t	24.0%	65 千 t	23.6	64 千 t	23.5
	減量化量	179 千 t	63.2%	197 千 t	71.4	194 千 t	71.3
	最終処分量	36 千 t	12.7%	14 千 t	5.0	13 千 t	5.1
			※49.1%		※18.9		※19.1

注) 網掛けをした箇所が目標と実績の比較すべき対象を示します。

見込み（平成 22 年度）については、「第 4 章 廃棄物排出量の見込みと減量化目標」と同様に予測したものです。

※は平成 9 年度最終処分量に対する比率を示します。

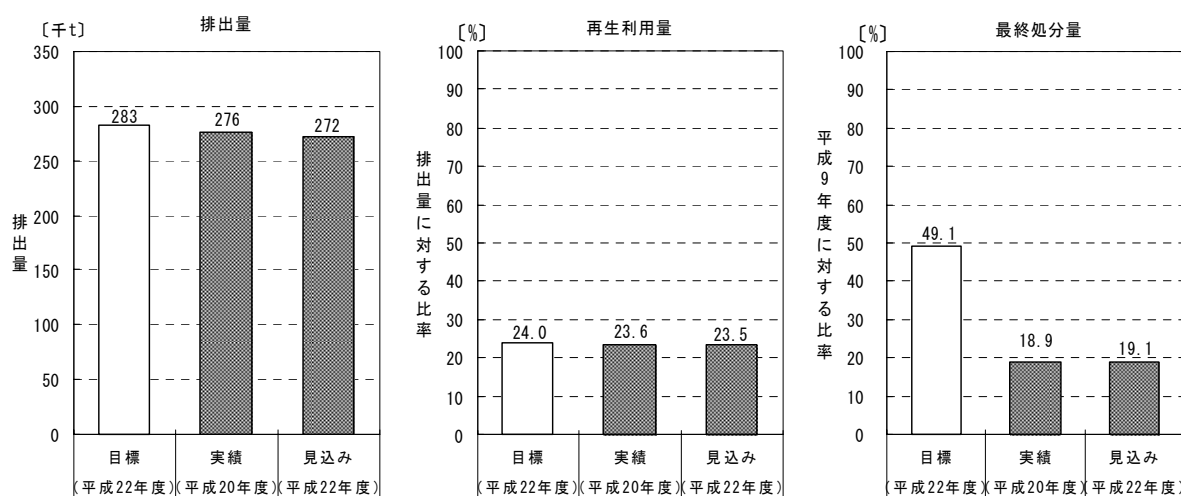


図 3-1-4 目標と実績の比較

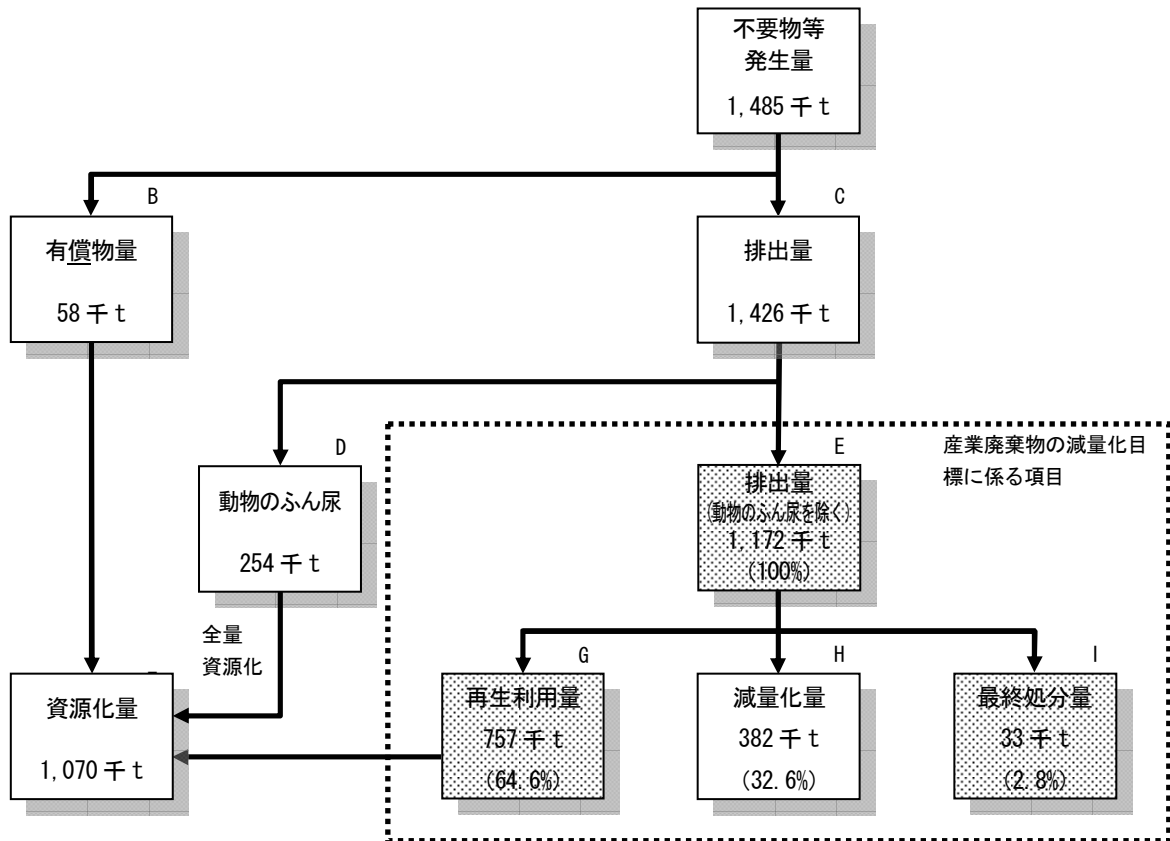
(2) 産業廃棄物

ア 目標に係る項目

前回の高知県廃棄物処理計画（平成 19 年 3 月）では、産業廃棄物は以下の 3 項目について目標が定められています。

- 排出量
- 再生利用量
- 最終処分量

これらの項目に対応した処理フローを以下に示します。



注 1. () は排出量に対する比率を示します。

2. 量は少数を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

網掛けは「高知県廃棄物処理計画（平成 19 年 3 月）」において産業廃棄物の減量化目標が示された項目を示します。

図 3-1-5 産業廃棄物の処理フローと前回計画の目標との対応

イ. 推移状況

平成20年度の排出量は、1,172千トンで、再生利用量は757千トン、減量化量は382千トン、最終処分量は33千トンとなっています。平成20年度と平成17年度を比較すると、排出量は約5%、最終処分量は約30%減少しています。また、再生利用量は約8%減少しています。

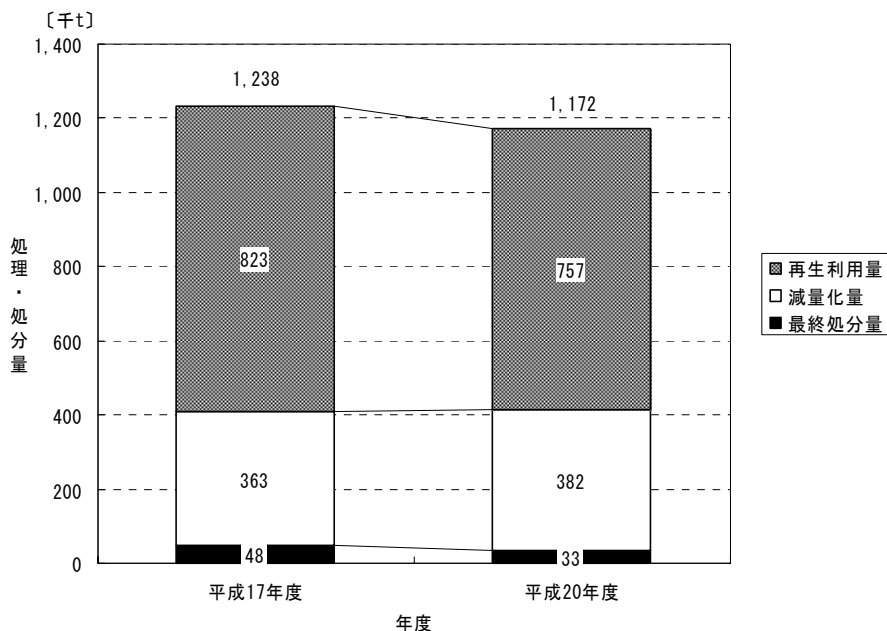


図 3-1-6 処理・処分量の推移状況

平成20年度の再生利用率（排出量に対する再生利用量の比率）は64.6%で、平成17年度よりも約9ポイント減少しました。

最終処分率（同最終処分量の比率）は2.8%で、平成17年度より約1ポイント減少しました。

図 3-1-6 と併せてみると、再生利用量、再生利用率の減少は、排出量の減少と減量化量、減量化率の上昇の2つの要因が考えられます。

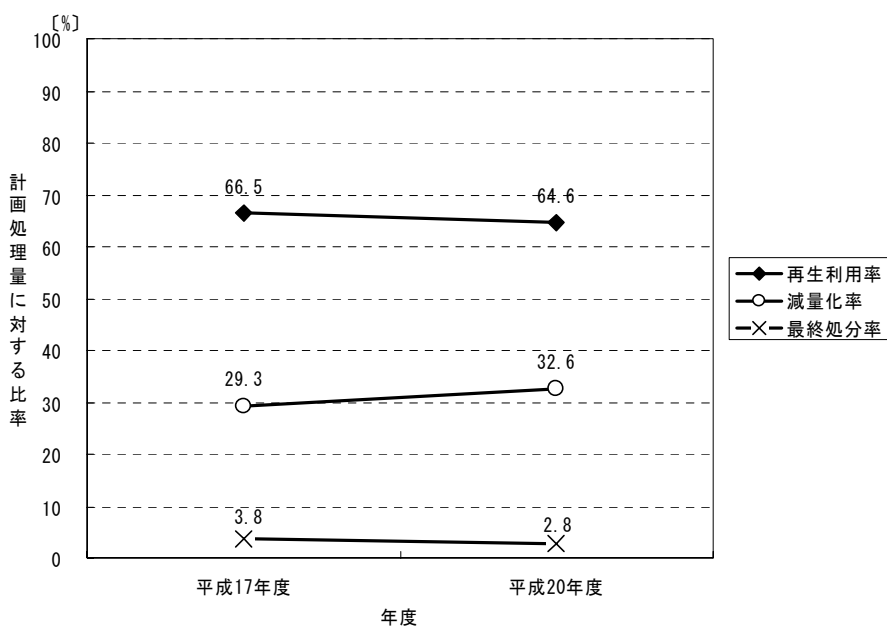


図 3-1-7 処理・処分率の推移状況

ウ. 目標との比較

前回の「高知県廃棄物処理計画（平成 19 年 3 月）」において、本県の産業廃棄物の減量化目標は以下のとおり設定されています。

平成 22 年度の高知県の産業廃棄物減量化目標

- 排出量を平成 17 年度に対し約 9%削減します。
- 再生利用量を平成 17 年度と同じ率とします。
- 最終処分量を平成 17 年度と同じ率とします。

本計画に示された排出量、再生利用量、最終処分量の目標は、平成 22 年度では、最終処分量では達成するものの、排出量、再生利用量は目標値に到達しないと見込まれます。

これらのことから、本県における産業廃棄物の排出抑制、排出後の再生利用については、さらなる努力が必要であると考えられます。

表 3-1-2 産業廃棄物の減量化目標の達成状況

項 目		目標（平成 22 年度）		実績（平成 20 年度）		見込み（平成 22 年度）	
		量	比率	量	比率	量	比率
排出量		1,126	100.0%	1,172	100.0%	1,160	100.0%
処理・処分量	再生利用量	750	66.6%	757	64.6%	733	63.2%
	減量化量	334	29.7%	382	32.6%	395	34.1%
	最終処分量	42	3.7%	33	2.8%	32	2.7%

注) 網掛けをした箇所が目標と実績の比較すべき対象を示します。

見込み（平成 22 年度）については、「第 4 章 廃棄物排出量の見込みと減量化目標」と同様に予測したものです。

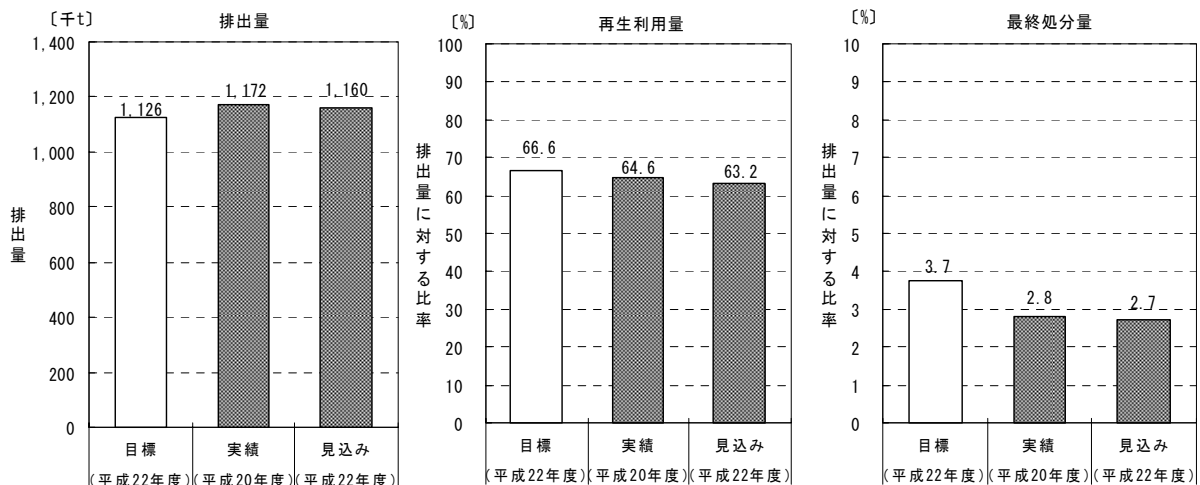


図 3-1-8 目標と実績の比較

2. 廃棄物処理の課題

(1) 一般廃棄物

ア. ごみの排出抑制、減量化、リサイクルの推進

県民1人1日当たりのごみ排出量は969gで、全国平均(1,033g)を下回っています。また、本県におけるごみ排出量のピーク時である平成13年度(1,105g)と比べると、136gと約12%の減量となっています。これは、政府主導による国全体の循環型社会への転換を目的とした施策の展開とともに、本県においても県民の環境意識の高まりにより、行政、県民、生産者等がそれぞれの立場において、様々な取組みを行ってきた成果が現れたものと推察されます。しかし、中央中部ブロックでは1,056g、安芸広域ブロックでは1,027gと全国平均に近い排出量となっている地域もあり、今後も排出抑制のための努力を継続する必要があります。

また、本県の一般廃棄物のリサイクル率は23.8%(うち集団回収を除く再生利用率は23.6%)であり、全国平均(20.3%)を上回っていますが、中央東部、中央中部ブロックでは全国平均と同等又はそれ以下のリサイクル率となっています。これらの地域は県内でも人口が多い地域であるため、これらの地域のリサイクル率を向上させることが県全体のリサイクル率の向上に大きく影響すると考えられます。

再生利用量のうち、直接資源化量は減少傾向、中間処理後再生利用量は横ばい傾向で推移していますが、1人1日当たりの資源化量は地域間で差が生じています。また、市町村間で分別収集品目が異なっていることもあり、品目別資源化量についても地域間で異なる傾向が見られます。

イ. ごみの適正処理の推進

廃棄物処理法の改正やダイオキシン類対策特別措置法の施行等に伴うごみ処理の広域化が求められ、本県においては「高知県ごみ処理広域化計画」にもとづいた広域化が進められてきました。この結果、可燃ごみ処理施設は県内8施設に集約されていますが、資源化処理施設については広域化が進展していない現状があります。今後は人口の減少等による全体的なごみ量の減少傾向が続くと予測されることから、資源化処理の効率化のための広域処理施設の整備が必要となると考えられますが、広域化による収集運搬効率の維持のために市町村拠点としてのストックヤード等の整備も併せて検討する必要があります。

ウ. 不法投棄、散乱ごみの防止

粗大ごみや廃家電等の不法投棄が後を絶たず、また、たばこの吸い殻や空き缶等の散乱ごみも随所に見られます。

現状では、県福祉保健所や県土木事務所職員、市町村担当職員等が管轄区域をパトロールしていますが、近年では不法投棄防止のための監視カメラを設置する自治体もあります。

今後も県民等に対し、不法投棄による防止について、被害の現状や発覚した場合の罰則などを含め、普及啓発や環境教育の充実に努める必要があります。

エ. し尿等の適正処理の推進

公共用水域の環境保全を図るため、公共下水道や合併処理浄化槽等の整備が進められていますが、平成20年度における県内の水洗化率は72.3%と全国平均(90.7%)に比べると依然低い水準にあります。

今後も生活排水処理施設の整備は継続して進めていく必要がありますが、山間地域が多い高知県では、必ずしも公共下水道等の集合処理が適しているとは限らないため、個別処理についてもより一層の普及促進が望まれます。

(2) 産業廃棄物

ア. 産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルの推進

本県の産業廃棄物処理の現状は、前回の計画における排出抑制、再生利用率が目標水準に達していない結果となっており、これらの向上が課題となっています。

既存の最終処分場の延命化や資源の循環利用促進のため、排出抑制、再生利用は積極的に推進していく必要があります。現在でも排出量の多い「がれき類」、「汚泥」に対する再生利用の取組みが国を挙げて行われていますが、これを継続するとともに、今後は排出抑制や減量化、再生利用が進んでいない種類の産業廃棄物に対する取組みも推進する必要があります。

排出量が多い産業廃棄物のうち、「がれき類」などの建設副産物については、平成 14 年 5 月に建設リサイクル法が完全施行され、一定規模以上の建設工事においては、特定建設資材廃棄物の分別解体や再資源化等が義務付けられ、リサイクルの推進が図られています。しかし、不法投棄は建設系産業廃棄物に関するものが多くを占めているため、資源化施設で処理された後も最終的な利用あるいは適正処分されるまでの確認に努める必要があります。

また、「汚泥」は、業種別では下水道業から多く排出されており、排出量が増加傾向にあります。これらについては、堆肥化やセメント原料化が図られるなどリサイクルが進められていますが、下水道整備の進捗状況と合わせると、今後も増加傾向が考えられるため、適正処理やリサイクルを推進する必要があります。

イ. 産業廃棄物の適正処理の推進

環境への負荷の低減と資源化推進のため、今後は焼却施設での処理量を抑え、再生利用量の増加を図る必要があります。

また、本県の産業廃棄物の最終処分率は約 2.8%で、全国平均（約 6.1%）の約半分と低い水準にあることから、今後もこの傾向を維持する必要があります。

最終処分量の多い「廃プラスチック類」、「ガラス、陶磁器くず」、「がれき類」等については、再生利用に係る技術の導入、分別の徹底等による減量化及び循環利用を積極的に推進し、最終処分量を削減する必要があります。

排出事業者が自らの判断により優良な業者を選択し、産業廃棄物の適正処理、減量化、リサイクルの推進ができるよう、県内において優良な産業廃棄物処理業者の育成を推進する必要があります。県では、産業廃棄物処理業者の優良性評価制度を平成 17 年度から実施していますが、十分な広がりや効果が得られているとはいえない状況であり、今後は制度面の見直しや更なる普及促進により、認知度の向上と利用拡大を図っていく必要があります。

ウ. 産業廃棄物処理施設の整備の推進

県内で発生する産業廃棄物は県内で処理処分するという基本方針の下で、排出事業者責任の原則を堅持しつつ、長期的展望のもとに安定的に対応できるよう、産業廃棄物処理施設の計画的な整備を促進する必要があります。

この要望に応えるため、財団法人エコサイクル高知により管理型最終処分場の建設が進められており、平成 23 年度からの供用開始を目指しています。

エ. 産業廃棄物の不法投棄の防止

不法投棄や産業廃棄物の野焼きなどの不適正処理については、排出事業者や処理業者に対する指導に努めているものの、平成 20 年度には推定量 2,500 t の不法投棄が明らかになっているなど、依然として不法投棄の根絶には至っていません。

こうした不法投棄や不適正処理を防止するために、産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度の徹底や監視指導体制を強化するとともに、排出事業者、産業廃棄物処理業者に対し、処理基準等の遵守について助言、指導を継続的に行っていく必要があります。

第 4 章 廃棄物排出量の見込みと減量化目標

1. 一般廃棄物の将来予測

(1) ごみ

ごみの将来予測は、生活系ごみ、事業系ごみに区分して、それぞれ将来予測を行いました。
 生活系ごみと事業系ごみについては、「原単位法」を使用し、県民 1 人または従業者 1 人 1 日
 当たりのごみ排出量に活動量（排出者総数）を乗ずることで将来の排出量を求めました。
 県民 1 人当たりの 1 日のごみ排出量は過年度の推移状況から設定しました。
 活動量のうち、将来人口は国立社会保障・人口問題研究所による将来推計値を使用しました。
 また、将来従業者数は、過年度の推移状況から設定しました。

ア. 排出量

将来の排出量は、平成 27 年度は 266 千トン、平成 32 年度は 258 千トンと予測され、平成 20
 年度の 276 千トンと比較して平成 27 年度では約 4%、平成 32 年度では約 7%の排出量が減少す
 ると予測されます。この要因は人口の減少によるものであり、生活系ごみの減少量が多くなっ
 ています。一方の事業系ごみについては、横ばい又はやや増加傾向で推移すると予測されます。

表 4-1-1 計画処理量の将来予測

単位：千トン

項 目	実績値		推計値		
	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 22 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
排出量（計画処理量）	287	276	272	266	258
生活系ごみ	211	206	202	195	186
事業系ごみ	76	70	70	71	72

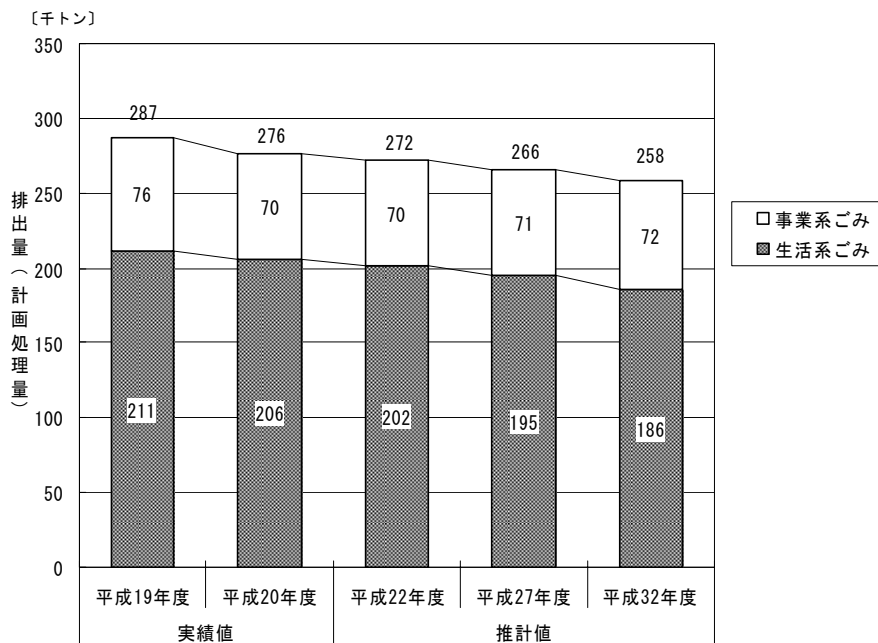


表 4-1-1 排出量（計画処理量）の将来推移

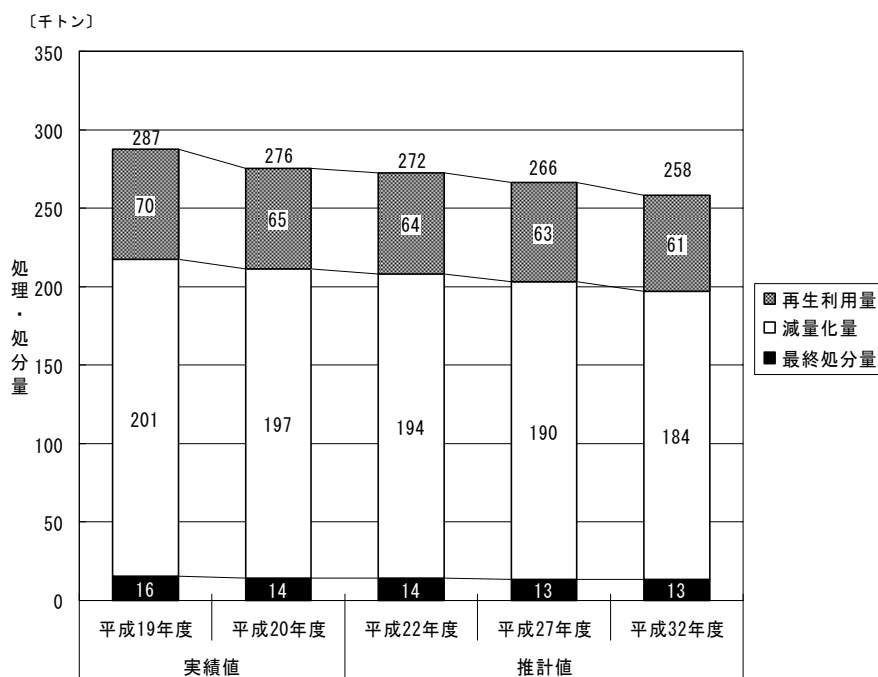
イ. 処理・処分量

将来のごみの処理・処分量についてみると、平成 27 年度の再生利用量は 63 千トン、減量化量は 190 千トン、最終処分量は 13 千トン、平成 32 年度の再生利用量は 61 千トン、減量化量は 184 千トン、最終処分量は 13 千トンと予測されます。

表 4-1-1 計画処理量の将来予測

単位：千トン

項目	実績値		推計値		
	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 22 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
処理・処分量	287	276	272	266	258
再生利用量	70	65	64	63	61
減量化量	201	197	194	190	184
最終処分量	16	14	14	13	13



(2) し尿

し尿等処理量については、し尿処理量と浄化槽汚泥処理量に分けて、それぞれ将来予測を行いました。

し尿処理量と浄化槽汚泥処理量については、「原単位法」を使用して、1人1日当たりのし尿、浄化槽汚泥の処理量(収集原単位)に活動量(処理人口)を乗ずることで将来の排出量を求めました。このとき、将来の1人1日当たりのし尿・浄化槽汚泥の収集原単位は、現況(平成20年度)と同じ水準としました。

将来の活動量は、いずれも処理人口とし、し尿は汲み取り人口、浄化槽汚泥は合併処理浄化槽人口と単独処理浄化槽人口を合わせたものとしました。

将来のし尿等処理量は、平成27年度は304千kL、平成32年度は258千kLと予測され、平成20年度の378千kLと比較して減少傾向で推移すると予測されます。

また、し尿等処理量の内訳について見ると、し尿処理量は減少傾向をたどりますが、浄化槽汚泥処理量は平成27年度までは増加傾向でその後減少傾向に転じると予測されます。

表 4-1-3 し尿等処理量の将来予測

項目	実績値		推計値			
	平成19年度	平成20年度	平成22年度	平成27年度	平成32年度	
1人1日当たりの処理量 (L/人・日)	し尿	2.39	2.39	2.39	2.39	2.39
	浄化槽汚泥	1.48	1.42	1.42	1.42	1.42
処理人口 (千人)	し尿	230	213	184	117	70
	浄化槽汚泥	394	377	379	388	381
し尿等処理量 (千kL)		387	378	356	304	258
	し尿	191	186	160	102	61
	浄化槽汚泥	196	191	196	201	197

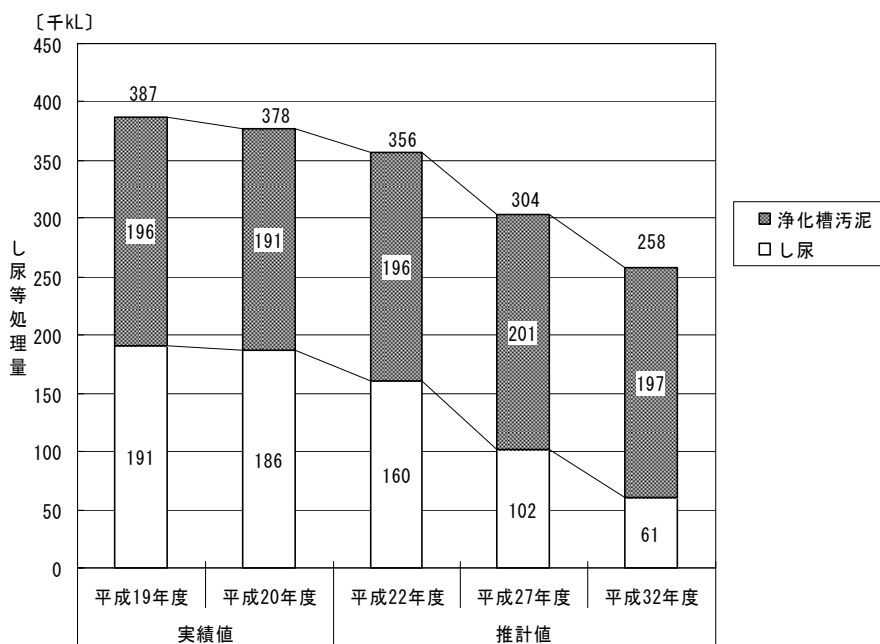


図 4-1-3 し尿等処理量の将来推計

2. 産業廃棄物の将来予測

将来における産業廃棄物の発生量及び排出量は、今後とも「大きな技術革新及び法律上の産業廃棄物の分類に変更がなく、現時点における産業廃棄物の排出状況と業種ごとの活動量との関係は変わらない」と仮定して、「原単位法」により推計しました。

将来における単位活動量当たりの産業廃棄物の発生量は、現況と同じものを用いました。

将来における活動量は、過年度の推移状況より業種別に設定しました。

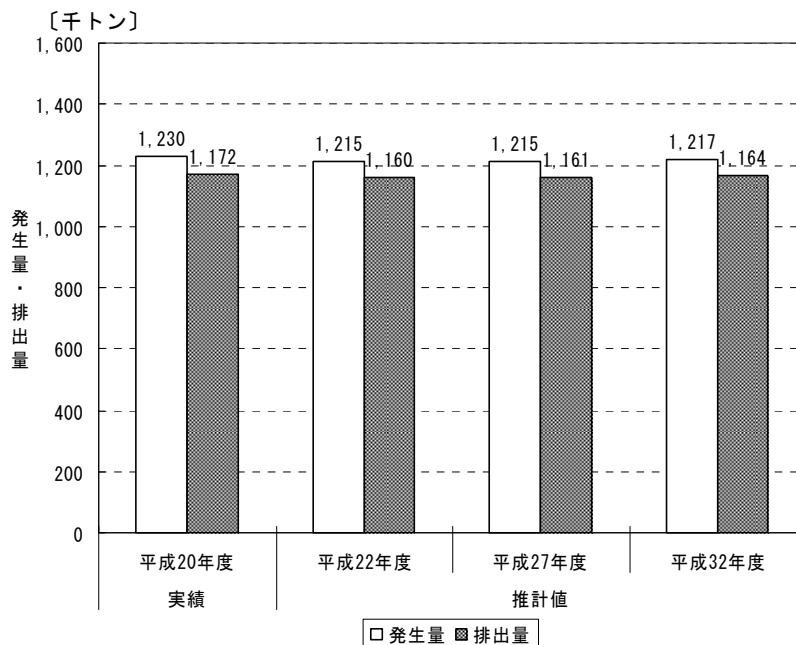
排出量に対する再生利用量、減量化量、最終処分量の比率は、現況（平成 20 年度）と変わらないものとして種類別に推計しました。

ア. 排出量

将来の産業廃棄物発生量（動物のふん尿を除く）は、平成 27 年度は 1,215 千トン（平成 20 年度から 1.2%減少）、平成 32 年度は 1,215 千トン（同 1.1%減少）と予測され、平成 20 年度の 1,230 千トンと比較して減少しますが、微増傾向で推移すると予測されます。

増加する要因としては、排出量上位 5 業種の発生量のうち、建設業がやや減少、その他の業種がほぼ横ばいと予測されるのに対し、電気・ガス・水道・熱供給事業は比較的大きい増加が予測されるためです。種類別では、上位 5 品目のうち汚泥の発生量の増加が比較的大きいと予測されますが、これは下水道人口の増加による下水汚泥発生量の増加を考慮したものです。これら以外の品目では、燃えがらが横ばい傾向ですが、がれき類をはじめ概ね減少傾向と予測されます。

排出量は、平成 27 年度は 1,161 千トン（平成 20 年度から 0.9%減少）、平成 32 年度は 1,164 千トン（同 0.7%減少）と予測され、こちらも平成 20 年度の 1,172 千トンと比較して、減少するものの微増傾向で推移すると予測されます。



※発生量には有償物として取り扱われる動物のふん尿を含む。

図 4-2-1 発生量、排出量の将来予測

表 4-2-1 排出量の将来予測〔業種別・種類別〕

■業種別

単位：千 t

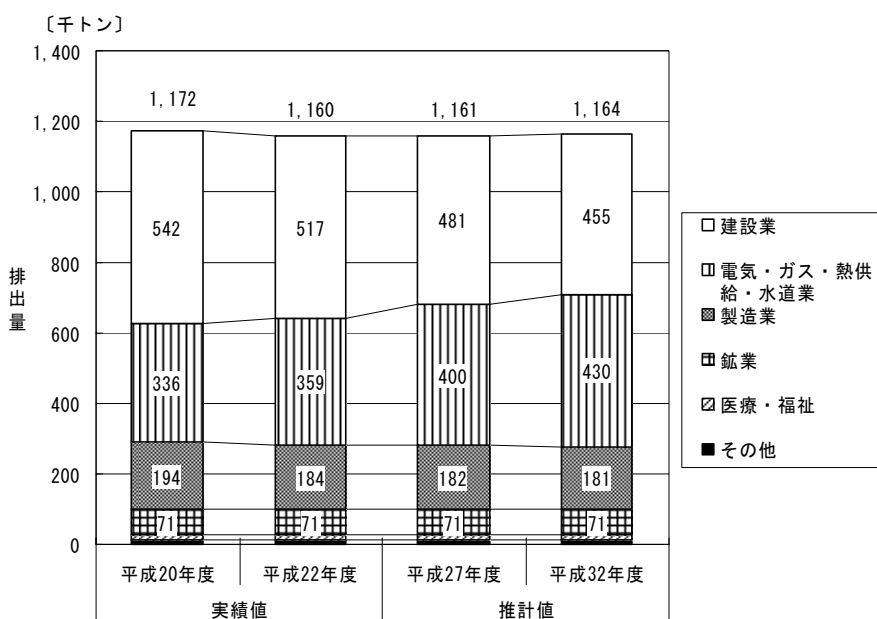
業 種	実績値	推計値		
	H20年度	H22年度	H27年度	H32年度
建設業	542	517	481	455
電気・ガス・熱供給・水道業	336	359	400	430
製造業	194	184	182	181
鉱業	71	71	71	71
医療・福祉	14	14	14	14
その他	14	13	13	13
計	1,172	1,160	1,161	1,164

■種類別

単位：千 t

種 類	実績値	推計値		
	H20年度	H22年度	H27年度	H32年度
がれき類	496	473	441	418
汚泥	423	441	480	510
燃えがら	77	77	77	77
木くず	50	48	46	45
ガラス・陶磁器くず	33	32	31	30
その他	92	88	85	84
計	1,172	1,160	1,161	1,164

■業種別



■種類別

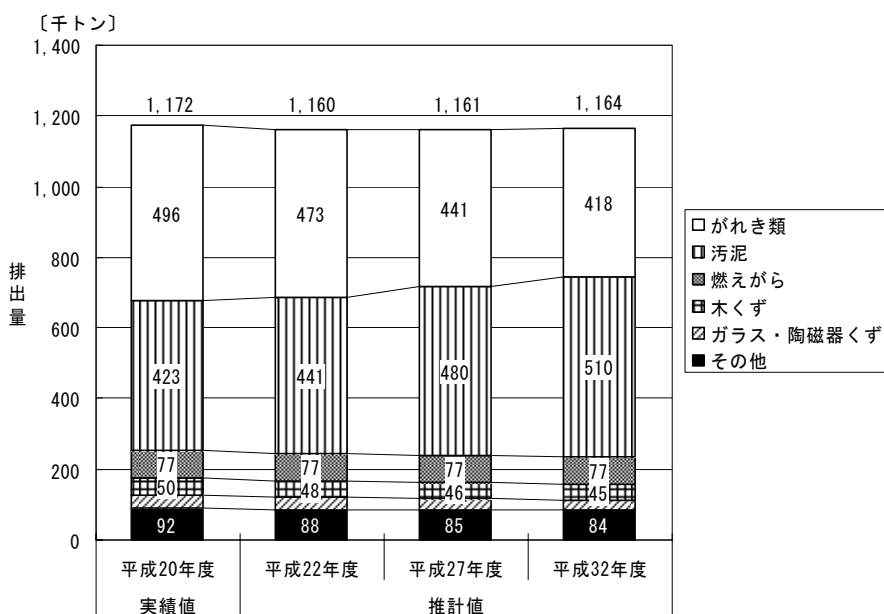


図 4-2-2 排出量の将来予測〔業種別・種類別〕

イ. 処理・処分量

将来の処理・処分量についてみると、排出量は微増傾向となりますが、再生利用量は減少し、減量化量は増加すると予測されます。

最終処分量は、減量化量が増加するため、これに最終処分量は現状からさらに減少すると予測されますが、現状の最終処分量が低い水準にあるため、減少量は少なくなると予測されます。

表 4-2-2 処理・処分量の将来予測

単位：千 t

項目	実績値	推計値		
	平成 20 年度	平成 22 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
再生利用量	757	733	706	687
減量化量	382	395	425	447
最終処分量	33	32	31	30
その他量	0	0	0	0
合計	1,172	1,160	1,161	1,164

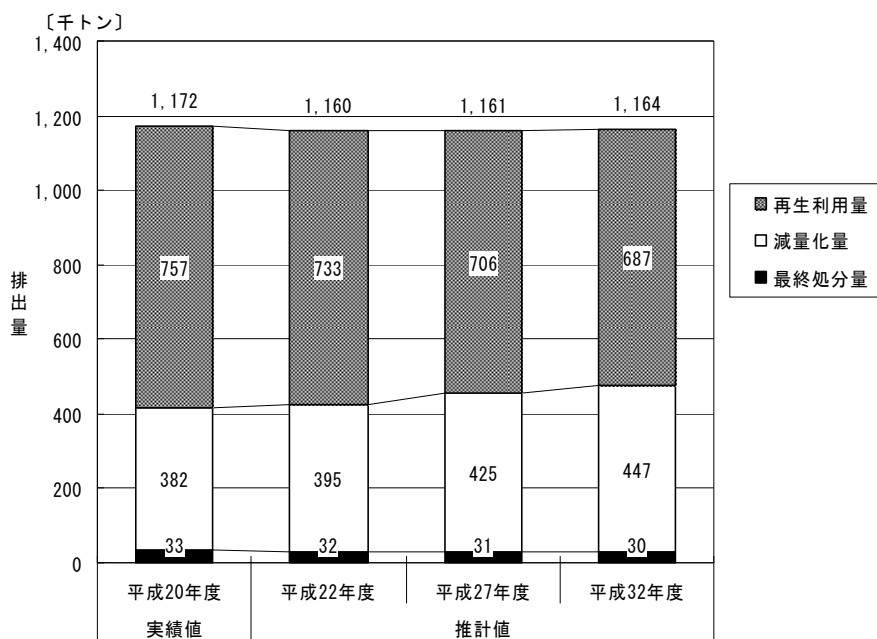


図 4-2-3 処理・処分量の将来予測

3. 一般廃棄物の減量化目標

(1) 国の減量化目標

一般廃棄物（ごみ）の減量化目標の設定に際しては、国の基本方針である「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成13年5月 環境省告示第34号 以下「国の基本方針」という。）」をもとにする必要があります。

平成22年8月に改正された国の基本方針は以下のような内容となっています。

国の減量化目標	
目標年次	平成27年度
内 容	○排出量を平成19年度に対し約5%削減 ○再生利用量を約25%に増加 ○最終処分量を平成19年度に対し約22%削減

(2) 高知県の減量化目標

国の基本方針にもとづき、本県の一般廃棄物（ごみ）の減量化目標を以下のように定めます。

高知県の一般廃棄物（ごみ）の減量化目標	
目標年次	平成27年度
内 容	○排出量を平成19年度に対し約8%削減します。 ○再生利用量を約25%に増加します。 ○最終処分量を平成19年度に対し約22%削減します。

表4-3-1 高知県の一般廃棄物（ごみ）の減量化目標

単位：千t

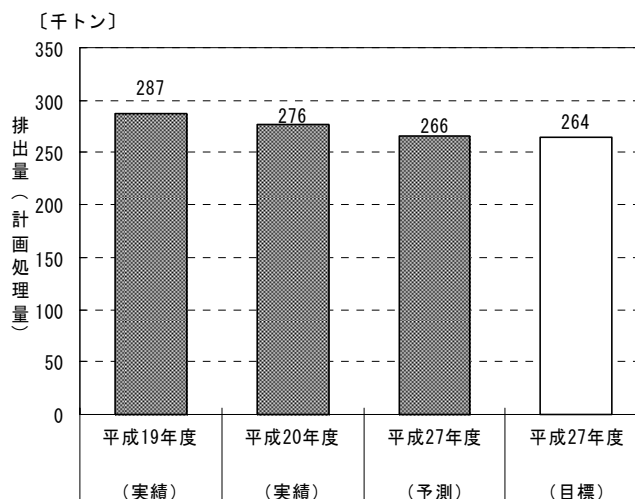
項 目	平成19年度 (実績)		平成20年度 (実績)		平成27年度 (予測)		平成27年度 (目標)		
		比率		比率		比率		比率	
排出量（計画処理量）	287	100%	276	100%	266	100%	264	100%	
処理	再生利用量	70	24.5%	65	23.6%	63	23.7%	66	25.0%
	減量化量	201	70.0%	197	71.4%	190	71.4%	186	70.3%
処分量	最終処分量	16	5.5%	14	5.0%	13	4.9%	12	4.7%

注）小数点以下四捨五入のため、合計が一致しない場合があります。

ア. ごみの排出量の抑制に係る目標

本県の平成27年度における目標は、平成19年度の排出量（計画処理量）を約8%削減した264千トンとします。これは現状（平成20年度）から約2%減量することになります。

目標を達成するためには、平成27年度の予測値に対して2千トン（約1%）削減する必要があります。



図

4-3-1 排出量の抑制に係る目標

イ. 再生利用量の増加に係る目標

本県の平成27年度における目標は、排出量（計画処理量）の25%にあたる66千トンとします。これは現状（平成20年度）から約2%の増加にあたりますが、再生利用量は減少傾向と予測されるため、目標を達成するには、平成27年度の予測値に対して3千トン（約5%）増やす必要があります。

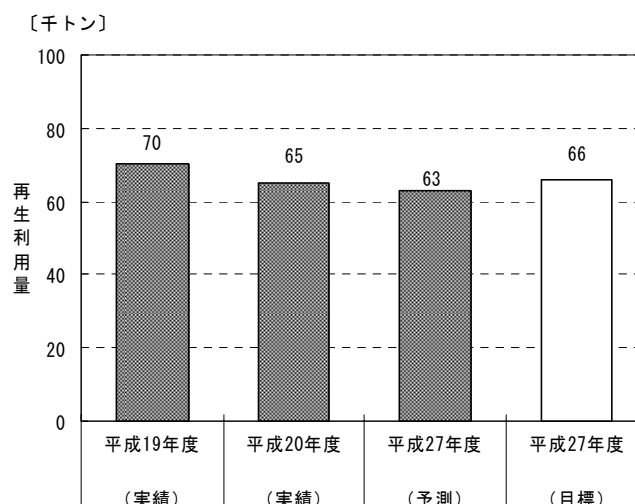


図 4-3-2 再生利用量の増加に係る目標

ウ. 最終処分量の削減に係る目標

本県の平成27年度における目標は、平成19年度最終処分量を約22%削減した12千トンとします。これは平成20年度から約11%減量することになります。

目標を達成するためには、平成27年度の予測値に対して1千トン（約5%）減らす必要があります。

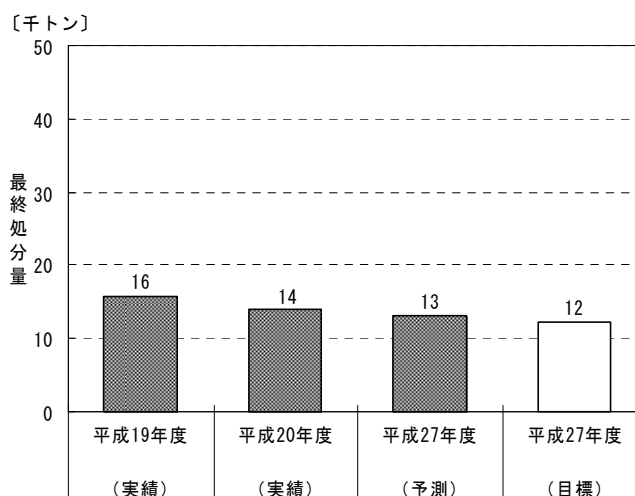


図 4-3-3 最終処分量の削減に係る目標

4. 産業廃棄物の減量化目標

(1) 国の減量化目標

産業廃棄物の減量化目標の設定についても、一般廃棄物と同様に国の基本方針をもとにする必要があります。

平成 22 年 8 月に改正された国の基本方針は以下のような内容となっています。

国の減量化目標（産業廃棄物）	
目標年次	平成 27 年度
内 容	○排出量を平成 19 年度に対し増加を約 1%に抑制 ○再生利用量を約 53%に増加 ○最終処分量を平成 19 年度に対し約 12%削減

(2) 高知県の減量化目標

本県の産業廃棄物の減量化目標は、平成 20 年度の排出量、再生利用量について平成 22 年度の減量化目標を達成していないことや、排出量の減少傾向を考慮し、以下のように定めます。

高知県の産業廃棄物の減量化目標	
目標年次	平成 27 年度
内 容	○排出量を平成 20 年度に対し約 2%削減します。 ○再生利用率を平成 20 年度と同じ率（約 65%）とします。 ○最終処分量を平成 20 年度に対し約 12%削減します。

表 4-4-1 高知県の産業廃棄物の減量化目標

単位：千 t

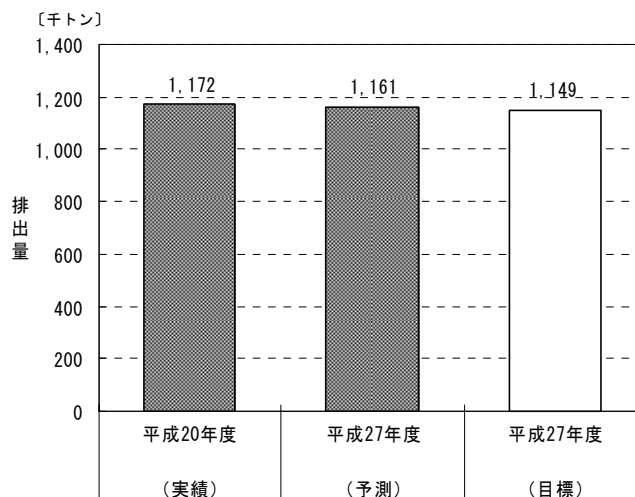
項 目	平成 20 年度 (実績)		平成 27 年度 (予測)		平成 27 年度 (目標)		
		比率		比率		比率	
排出量（計画処理量）	1,172	100%	1,161	100%	1,149	100%	
処理 ・ 処分量	再生利用量	757	64.6%	706	60.8%	742	64.6%
	減量化量	382	32.6%	425	36.6%	378	32.9%
	最終処分量	33	2.8%	31	2.6%	29	2.5%

注）小数点以下四捨五入のため、合計が一致しない場合があります。

ア. 排出量の抑制に係る目標

本県の平成 27 年度における目標は、平成 20 年度の排出量（計画処理量）を約 2%削減した 1,149 千トンとします。

目標を達成するためには、平成 27 年度の予測値に対して 13 千トン（約 1%）削減する必要があります。



図

4-4-1 排出量の抑制に係る目標

イ. 再生利用量の増加に係る目標

本県の平成 27 年度における目標は、再生利用率（排出量に対する再生利用量の割合）で平成 20 年度と同じ約 65%とします。

目標を達成するためには、平成 27 年度の予測値に対して 36 千トン（約 5%）増やす必要があります。

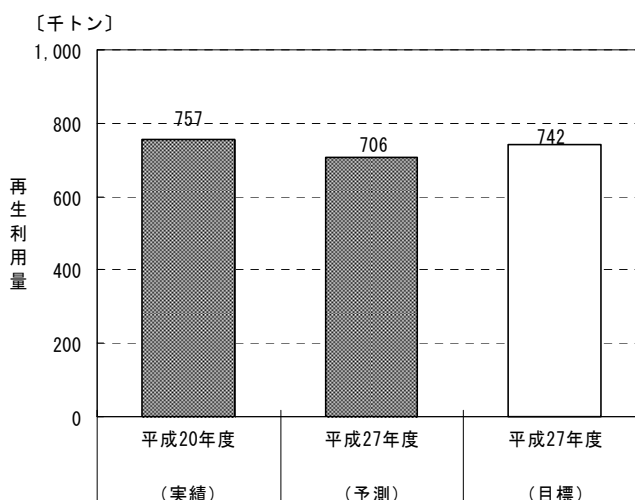


図 4-4-2 再生利用量の増加に係る目標

ウ. 最終処分量の削減に係る目標

本県の平成 27 年度における目標は、平成 20 年度の最終処分量を約 12%削減した 29 千トンとします。

目標を達成するためには、平成 27 年度の予測値に対して 2 千トン（約 6%）減らす必要があります。

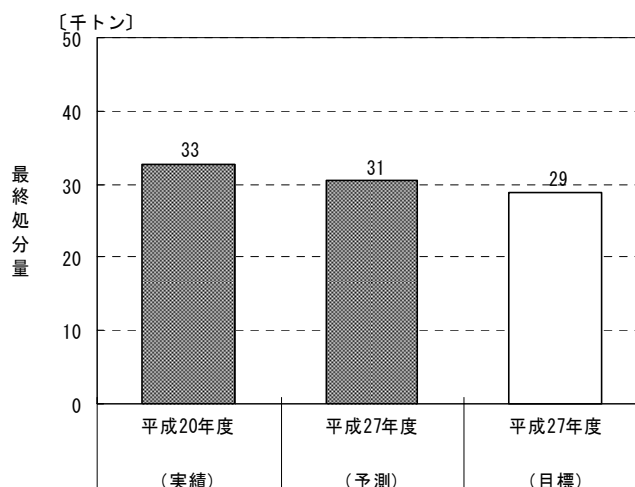


図 4-4-3 最終処分量の削減に係る目標

第5章 施策の展開

1. 施策の基本方針

第3章で述べた廃棄物処理に関する課題を解決し、循環型社会の実現に向けた施策を推進するにあたっては、今後も県全体で一層の廃棄物の排出抑制と循環的利用の推進を図る必要があります。そのために、処理施設の適正な管理・運営のほか、県民や事業者に対する環境教育、各種のリサイクル法に基づく取組などハード・ソフト両面からの有効な施策を推進することとします。

具体的には、以下に示す項目の基本的な考え方にもとづき、県民、事業者（排出事業者、処理業者）、市町村や関係団体等との協力のもとで、実効ある廃棄物・リサイクル対策を計画的に推進し、循環型社会の構築を図ります。

【廃棄物処理の基本方針と主要施策】

1. 廃棄物の排出抑制		
	一般廃棄物関係	①廃棄物の発生が少ない製造工程等とライフスタイルへの転換
		②県・市町村の率先活動
		③事業系ごみの排出指導の推進
	産業廃棄物関係	①多量排出事業者による排出抑制の推進と指導の徹底
		②排出事業者に対する環境マネジメントシステム導入の促進
2. 循環的利用の推進		
	一般廃棄物関係	①グリーン購入・調達推進
		②高知県リサイクル製品等認定制度の推進
		③各種リサイクル法に基づく取組みの推進
		④リサイクル性の高い施設整備の推進
	産業廃棄物関係	①公共工事等における再生品利用等の推進
		②グリーン購入・調達推進
		③県認定リサイクル製品等の利用促進
		④産業廃棄物再生利用指定制度の活用促進
		⑤リサイクル技術の研究開発と普及への支援
3. 廃棄物の適正処理の推進		
	一般廃棄物関係	①不法投棄、散乱ごみ対策の推進
		②野外焼却禁止の徹底
		③焼却施設のダイオキシン類対策の継続
		④合併処理浄化槽の普及によるし尿処理の適正化促進
		⑤汚泥再生処理センターにおけるし尿等処理と再資源化の推進
	産業廃棄物関係	①公共関与による適正処理の推進
		②特別管理産業廃棄物の適正処理の推進
		③優良な産業廃棄物処理業者の育成と情報の提供
		④マニフェスト制度の活用促進
		⑤適正処理に関する講習会等の実施
		⑥監視指導体制の充実
		⑦適正処理の指導
		⑧不法投棄の未然防止

4. 廃棄物処理施設の整備等		
	一般廃棄物関係	①ごみ発電、熱回収施設及びリサイクル施設の整備促進
		②汚泥再生処理センターの整備促進
		③処理施設更新に係る長寿命化等の推進
		④温室効果ガス排出抑制の推進
	産業廃棄物関係	①中間処理施設の整備推進
		②最終処分場の整備推進
		③産業廃棄物処理に係る温室効果ガス排出抑制の推進
5. 意識改革の推進		
	一般廃棄物関係	①環境教育・環境学習の推進
		②情報公開の推進
		③排出抑制、再生利用に対するインセンティブ創出の推進
	産業廃棄物関係	①県民への普及啓発
		②リサイクル製品等の認定
6. 各種リサイクル法に基づく取組みの推進		
	①容器包装リサイクル法に基づく取組みの推進 ②家電リサイクル法に基づく取組みの推進 ③食品リサイクル法に基づく取組みの推進 ④建設リサイクル法に基づく取組みの推進 ⑤自動車リサイクル法に基づく取組みの推進 ⑥家畜排せつ物法に基づく取組みの推進	

2. 施策の内容

(1) 一般廃棄物関係

ア. 廃棄物の排出抑制

① 廃棄物の発生量が少ない製造工程等とライフスタイルへの転換

- 事業者に対して、製品の開発・製造・流通及び製品の使用時、廃棄時の各段階において廃棄物の発生を抑制するための取組を推進するよう普及・啓発を行います。
- 県民に対して、買い物袋の持参や過剰包装の辞退、容器包装廃棄物の排出の少ない製品、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品及び再生品の選択に努めるとともに、故障時の修理の励行等によりなるべく長期間使用することに努めるなどにより、ごみの排出を抑制するよう普及啓発を行います。
- 市町村による適正な循環的利用に対する取組みを支援します。
- 地域においてごみ問題に取り組んでいる団体や NPO 等との連携を図るとともに、その活動を支援します。

② 県・市町村の率先活動

- 県の公共施設から排出される廃棄物の発生抑制を率先して進めるとともに、市町村による率先活動を要請します。

③ 事業系ごみの排出指導の推進

- 事業系ごみを多量に排出する事業者による自主的な減量化、資源化を推進するとともに、市町村による減量化に向けての指導等の強化を促します。

イ. 循環的利用の推進

① グリーン購入・調達の推進

- 「高知県グリーン購入基本方針」にもとづき、グリーン購入を実施することで県の業務活動で生じる環境負荷の低減に努めます。
- 市町村、県民、事業者等に対し、グリーン購入を喚起し、環境物品への需要の転換を促進します。

② 高知県リサイクル製品等認定制度の推進

- 県では、平成 16 年度に「高知県リサイクル製品等認定制度」を創設し、本県内において循環資源を利用して製造されたリサイクル製品及び環境配慮型事業所及びエコショップを認定しています。今後もこの制度の普及促進並びに県民等への PR に努め、環境関連産業の育成、循環型社会構築に努めます。

③ 各種リサイクル法に基づく取組みの推進

- 「容器包装リサイクル法」にもとづく容器包装廃棄物のリサイクル推進を目的とし、県では「高知県分別収集計画」を策定し、分別収集の促進に関する知識の普及、市町村相互間の分別収集に関する情報交換の促進などを進めます。また、他のリサイクル関連法に関する市町村等の取組みに対し、助言・指導を行います。

④ リサイクル性の高い施設整備の推進

- 市町村等が一般廃棄物処理施設を建設する場合に、発電設備の併設や資源化機能が高い施設の整備を行うよう助言します。

ウ. 廃棄物の適正処理の推進

① 不法投棄、散乱ごみ対策の推進

- 不法投棄や散乱ごみの防止に関する市町村の条例制定や関係団体等との連携等の取組みについて、先進事例の収集を行い、有用な情報の提供に努めます。

②野外焼却禁止の徹底

○家庭や事業所で行われるごみの野外焼却禁止を徹底し、市町村の焼却施設等での適正処理を推進するため、ポスターの掲示やチラシの配布などを行うとともに、市町村等と協力して県民等への啓発に努めます。

③焼却施設のダイオキシン類対策の継続

○ダイオキシン類対策特別措置法等にもとづくダイオキシン類対策の推進により、焼却処理施設からのダイオキシン類は低い水準に保たれています。今後も一定規模以上の焼却施設の設置者に対して、ダイオキシン類の排出基準を遵守するよう、燃焼管理の適正化や排ガス中のダイオキシン類濃度の定期的な測定、また施設の改善等について指導・助言を行います。

④合併処理浄化槽の普及によるし尿処理の適正化促進

○浄化槽については、関係団体等との連携を図り、設置者講習会等の定期的な実施、法定検査の励行、立入調査等を通じた維持管理の確立に努めます。

⑤汚泥再生処理センターにおけるし尿処理と再資源化の促進

○既存処理施設の処理能力を上回る処理が行われている現状を踏まえ、し尿処理施設や汚泥再生処理センター整備、広域的な処理体制の確立のための助言を行います。

○公共下水道の整備と併せて、合併処理浄化槽や農業集落排水処理施設等の整備を促進します。

エ. 廃棄物処理施設の整備等

①ごみ発電、熱回収施設、リサイクル施設の整備促進

○ごみ処理施設については、稼動時のエネルギー効率の向上、廃熱利用等を推進するため、ごみ発電、熱回収施設の整備を促進します。また、不燃・粗大ごみ処理施設、リサイクルの拠点となるリサイクルプラザ等の廃棄物処理施設の計画的な整備並びに既存の最終処分場の延命化に関して助言します。

②汚泥再生処理センターの整備促進

○市町村等のし尿処理施設の更新にあたっては、高度処理設備の設置に加え、処理工程から発生する汚泥類を資源化する汚泥再生処理センターの整備を推進するため、必要な指導及び助言を行います。

③処理施設更新に係る長寿命化等の推進

○ごみ処理施設、し尿処理施設ともに、ストックマネジメントによる長寿命化により、既存施設の有効利用が図られるとともに、効率的な施設整備ができるよう助言します。

○安全性、効率性、温暖化対策等のため、広域的な処理を行うよう助言、調整を行うとともに、広域化が十分に図られていない地域へのバックアップを行います。

④温室効果ガス排出抑制の推進

○新たな施設整備はもとより、既存施設においても改修等の機会に、可能な限り省エネルギー対策、高効率エネルギー回収等、地球温暖化対策等に配慮した施設整備を目指すよう助言します。

オ.意識改革の推進

①環境教育・環境学習の推進

- 県民や事業者がそれぞれ環境教育・環境学習の主体として取り組んでいけるよう、「環境活動支援センターえこらぼ」を中心として情報提供の強化及び普及啓発を行います。
- 学校における環境教育を総合的に推進するため、環境教育副読本や教員向け環境教育指導資料や事例集を一層活用するとともに、環境教育の実践事例の収集・提供を行います。
- 青少年教育施設、公民館等を活用した環境学習を一層推進します。

②情報公開の推進

- 一般廃棄物に関する排出量、処理・処分状況等の情報を的確に把握し、その情報を広く県民に公開します。
- 一般廃棄物処理施設の整備にあたっては、地域住民の信頼を確保し、理解を得るため、市町村等に対して施設の立地、処理方法、維持管理計画等について、積極的な情報公開を行うよう要請します。

③排出抑制、再生利用に対するインセンティブ創出の推進

- 有料化などの経済的インセンティブによる排出抑制を推進します。
- リサイクル率の向上のため、集団回収や拠点回収への協力を促進する市町村等を支援します。また、市町村による取組みについて広報媒体等を利用し、先進事例等として紹介するなど、県下のリサイクル意識の向上を促します。

(2) 産業廃棄物

ア. 廃棄物の排出抑制

①多量排出事業者による排出抑制の推進と指導の徹底

○多量排出事業者（年間排出量 1,000 t 以上、特別管理産業廃棄物の場合は年間 50 t 以上）に対して、処理計画の作成、計画の実行に際しての指導を徹底し、産業廃棄物の排出抑制を促進します。

○排出抑制等に関する必要な情報提供を行います。

②環境マネジメントシステム導入の促進

○産業廃棄物の循環的利用を推進し、環境負荷を低減するため、排出事業者に対し、国際標準化機構の環境マネジメントシステム（環境 ISO14000 シリーズ）や国のエコアクション 21 などの環境マネジメントシステムの導入を促進します。

○排出事業者の認証取得に対する支援を行います。

イ. 循環的利用の推進

①公共工事等における循環的利用等の推進

○県の公共事業等から発生する産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルに努めるとともに、積極的にリサイクル製品の使用を図ります。

○市町村等の公共事業においても、同様の対策が講じられるよう要請します。

②グリーン購入・調達推進

○リサイクル製品等への需要の転換を図るために、商品やサービス等を購入・調達する際に、環境負荷の低減につながる物品・サービス（環境物品等）等を優先的に選択するグリーン購入の普及促進に努めます。

③県認定リサイクル製品等の利用促進

○県は、「高知県リサイクル製品等認定制度」により、認定された製品の普及促進に向けて広く PR するとともに、県のグリーン購入実行計画の重点調達品目として、積極的な利用推進に努めます。

④産業廃棄物再生利用指定制度の活用の促進

○再生利用されることが確実であると知事が認めた産業廃棄物について、業の許可を受けずに再生利用を行うことができる産業廃棄物再生利用指定制度を、県内の事業者及び業界団体が活用するよう、必要な助言・指導を行います。

⑤リサイクル技術の研究開発への支援

○廃棄物の再生利用技術の開発に関する情報提供に努めるとともに、併せて相談、指導等を行います。

ウ. 廃棄物の適正処理の推進

①公共関与による適正処理の推進

○財団法人エコサイクル高知が建設計画を進めている公共関与による管理型最終処分場である「エコサイクルセンター」を完成させ、産業廃棄物の適正な最終処分を推進します。

②特別管理産業廃棄物の適正処理の推進

○感染性廃棄物については、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物適正処理マニュアル（平成 16 年 3 月改正）」に基づき、排出事業者に対して分別の徹底や保管基準の遵守等を指導し、処理業者に対しては適正処理が図られるよう指導を徹底します。

○廃石綿（アスベスト廃棄物）については、事業者及び処理業者に対して「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（平成 19 年 3 月）」の周知徹底を図るとともに、適正処理の確保に努めます。

○PCB 廃棄物については、「PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、PCB 廃棄物の保管事業者に対する報告の徴収及び立入検査を徹底し、保管等基準の遵守、散逸・流出の防止を図るとともに、国が進める広域的な処理事業を活用した適正処理の推進を図ります。

③優良な産業廃棄物処理業者の育成と情報の提供

○「産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度」の一層の普及促進と更なる内容整備を行い、優良な産業廃棄物処理業者の育成と優良性適合認定業者の拡充を図ります。また、排出事業者等が優良な処理業者を選択でき、効果的に利用できるような情報発信を行います。

④マニフェスト制度の活用促進

○排出事業者にはマニフェストによる産業廃棄物の発生から最終処分までの確認が義務付けられています。不法投棄の防止等を図るため、排出事業者及び処理業者においてマニフェストの適正な運用が励行されるよう指導します。

○事務の簡素化と適正処理の確保等を図るため、電子マニフェスト制度の普及を推進します。

⑤適正処理に関する講習会等の実施

○廃棄物処理法の改正により、産業廃棄物の処理に関する規制等が年々強化されていることから、排出事業者及び処理業者に対しては、関係法令等の改正内容の周知徹底を図る必要があります。このため、社団法人高知県産業廃棄物協会と協力して、引き続き講習会や研修会を定期的の実施します。

⑥監視指導体制の充実

○不適正処理や不法投棄などを防止するための監視指導体制の充実強化を図り、悪質な違反者に対しては、厳正な行政処分を行います。

⑦適正処理の指導

○産業廃棄物を適正に処理するには、排出事業者及び処理業者それぞれが廃棄物処理法をはじめとする関係法令を熟知し、かつ遵守する必要があります。そのため、機会あるごとに法令等の遵守の徹底を指導します。

⑧不法投棄の未然防止

○廃棄物監視員によるパトロールの強化を図るとともに、各福祉保健所ごとに設置している産業廃棄物等連絡協議会において、関係機関・団体等との緊密な連携を図ることにより不法投棄等の未然防止に努めます。

○廃棄物の不法投棄等の不適正処理は、環境汚染を招くおそれがあるばかりでなく、県民の廃棄物処理に対する信頼を損ねることから、不法投棄等の未然防止と発生後の原状回復等の速やかな対応に努めます。

エ. 廃棄物処理施設の整備等

①中間処理施設の整備推進

○処理業者が中間処理施設の設置を行う場合は、高知県産業廃棄物処理指導要綱による指導を行い、地域住民との合意形成の促進や関係法令の手続きを円滑に進めることにより、適正な産業廃棄物処理施設の設置を推進します。

②最終処分場の整備推進

○県内で発生する産業廃棄物は県内で処理するという基本的な考え方のもとに、財団法人エコサイクル高知が進めている管理型最終処分場「エコサイクルセンター」の建設に対し適切な支援を行います。また、供用開始後の同施設について、適正な処分場管理を行います。

○最終処分場の整備に際しては、高知県産業廃棄物処理指導要綱による指導を行い、地域住民との合意形成の促進や関係法令の手続きを円滑に進めることにより、施設の信頼性、安

全性の向上や責任ある処理体制が確立されるよう指導します。

③産業廃棄物処理に係る温室効果ガス排出抑制の推進

- 排出事業者との連携による廃棄物の排出抑制、再生利用とともに温室効果ガス排出量の抑制が今後重要になってくると考えられます。県では産業廃棄物処理施設の設置及び改良時において温室効果ガス排出抑制を考慮した施設整備や維持管理が行われるよう、必要な指導・助言を行います。

オ. 意識改革の推進

①県民への普及啓発

- 不法投棄の防止等、生活環境の保全に対する県民の関心に応えるため、産業廃棄物の排出・処理状況の現状、産業廃棄物の処理に関する施策等について県民に周知し、理解と協力を得られるよう努めます。
- 産業廃棄物のリサイクル製品の消費拡大につながるよう、県民に対する利用促進についての普及啓発を行います。

②リサイクル製品等の認定

- 廃棄物を循環資源として利用し、県内で製造加工される優秀な「リサイクル製品」と、環境に配慮した取組みで特に優れた成果をあげている県内の「環境配慮型事業所」について認定を行い、事業者の意識の向上を図ります。

(3) 各種リサイクル法の推進

① 容器包装リサイクル法に基づく取組みの推進

- 適切な分別・収集方法が確立・維持されるよう実施主体である市町村との情報交換を積極的に行います。
- 学校や職場などの環境教育の場やイベント等を通して分別収集の意義や方法について、普及啓発を行います。

② 家電リサイクル法に基づく取組みの推進

- 家電リサイクル法の対象となるエアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機等の不法投棄が後を絶たないことから、県民に対して広くポスター、チラシ等による普及啓発及び情報の提供を行います。
- 今後、地上波デジタル化に伴い従来型のテレビが大量に排出されると予想されるため市町村や関係団体等と連携・協力し、家電リサイクル法の円滑な運用を図ります。

③ 食品リサイクル法に基づく取組みの推進

- 食品の製造・加工業者、食品の卸・小売業及び飲食店等の事業者は、食品廃棄物の排出抑制、再生利用及び減量化を推進します。

④ 建設リサイクル法に基づく取組みの推進

- 特定建設資材をはじめとする建設副産物の分別解体及び再資源化等が一層推進されるよう、建設業者等に啓発を行います。
- 県が行う公共工事において、廃棄物の排出抑制に努めるとともに再生資材を率先的に使用します。また、市町村等に対しても同様の要請を行います。

⑤ 自動車リサイクル法に基づく取組みの推進

- 解体事業者等に対し立入検査を実施するとともに、電子マニフェストシステムによる確認等により適正処理に向けた指導を行います。

⑥ 家畜排せつ物法に基づく取組みの推進

- 家畜経営による環境汚染防止を図るため市町村、関係機関と連携し、総合的な指導を実施するとともに、各種補助事業等を活用し、動物のふん尿の処理施設の設置を促進し、堆肥化による処理を進めます。

第6章 計画を円滑に推進するための役割

1. 関係者の役割

循環型社会の構築を共通の目標として、県民、事業者、処理業者、市町村及び県がそれぞれの役割を分担し行動することが重要です。

(1) 県民の役割

県民は、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄の生活様式を見直すことが必要であり、日常生活において3R（リデュース：排出抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）の実践に取り組むことで持続可能な循環型の生活様式への転換を図って行くことが必要です。

また、地域においてごみ問題に取り組んでいる団体やNPO等は、行政や事業者等に循環型社会の形成に向けての提言や県民、事業者、行政との連携、協働を進める役割を担うことが期待されます。

県民には次の役割が求められます。

【求められる県民の役割】

- 「もったいない」という気持ちを大切に、購入した商品は長く使い、故障したときは修理して使うなど、ごみの排出をできるだけ少なくするよう努める。
- 容器包装廃棄物の排出の少ない商品や繰り返し使用できる商品の選択など、3Rを常に意識した循環型の生活様式への転換を図る。
- 所有又は管理する土地・建物を清潔に保つとともに、町内会等で実施する資源ごみの集団回収への参加等、行政や事業者が行う3R推進の取組みに積極的に協力、参加する。
- ごみを排出する場合には、定められた日に適切に排出するなど市町村の分別収集に協力し、ポイ捨てなどの不法投棄を行わない。
- 廃家電製品の再商品化等に関する料金の支払いや使用済自動車に係るリサイクル料金の預託等を行う。
- グリーン購入、環境ラベル（エコマークなど）商品などの環境に配慮した商品の選択に努める。

(2) 事業者の役割

事業者は、その事業活動に伴って廃棄物を排出しており、このことが環境への負荷を与える原因ともなっています。そのため、排出事業者責任を十分認識し、循環型社会の構築を考慮した事業活動を行う必要があります。

事業者には次の役割が求められます。

【求められる事業者の役割】

- 環境配慮設計や環境ラベルのある素材の活用など、製品の製造段階での再生原料の使用を心がけるとともに、発生・排出する廃棄物をできる限り少なくするための工夫や技術開発に努める。
- 製品が廃棄物になったとき、適正な処理が困難とならない商品の製造及び必要な情報の提供等までを視野に入れた環境にやさしい製品づくりに努める。
- 廃棄物の排出を抑制する事業活動の推進を図るとともに、排出する廃棄物については分別と資源化を促進する。
- 排出した産業廃棄物を自ら処理しない場合には、適切に委託先を選定し、適切な処理料金を負担するとともに、その処理が終了するまで産業廃棄物管理票（マニフェスト）により確認する。
- 循環型社会形成に向けた取組みに積極的に協力する。

(3) 処理業者の役割

廃棄物処理業者は、リサイクル事業や廃棄物の適正処理を通じて循環型社会を支え、地域の生活環境を保つ責任があることを十分認識し、法令の遵守はもちろんのこと、知識や処理技術の向上に努め、地域との協調に努める必要があります。

処理業者には次の役割が求められます。

【求められる処理業者の役割】

- 廃棄物処理施設の設置や運営に当たっては、地域との円滑な合意形成のもとに、生活環境の保全に配慮し、安全で適正な処理施設を設置するとともに、地域住民への施設や処理情報等の公開を通じ、処理事業に対する信頼の確保に努める。
- リサイクル産業への積極的な進出やリサイクル技術の開発のほか、排出事業者に対して廃棄物の減量化のため分別排出などの実践について助言する。
- 処理技術や知識の向上の研鑽に努めることはもとより、排出事業者が優良な処理業者を選択できるよう、情報公開を積極的に進める。
- 処理業者団体は、講習会等を通じて優良な処理業者の育成に取り組むとともに、県民に対し廃棄物の処理等の情報を発信するように努める。

(4) 市町村の役割

市町村は、一般廃棄物について処理責任を負うとともに、住民及び行政区域内の事業者にとって最も身近な行政主体であることから、地域の産業や生活等の特性を踏まえて、一般廃棄物の3Rを推進する役割を担っています。

市町村には次の役割が求められます。

【求められる市町村の役割】

- 一般廃棄物処理計画に基づき、収集運搬及び処分を効率的に行う。
- 住民の理解と協力を得て、容器包装、資源ごみ等の分別収集の促進等により循環型システムを推進する。
- 広域処理圏域内の市町村が連携し、ダイオキシン類の削減や効率的なごみ処理体制の整備を図る。
- 地域住民に対する環境教育の推進に努め、3Rに関する適切な情報を提供する。
- 自ら排出事業者として公共事業や上下水道からの廃棄物の「排出抑制、減量化、リサイクル」に努める。
- グリーン購入を自ら実践するとともに、地域住民にも促す。
- 地域住民と連携し監視活動を行うなど、不法投棄防止対策に努める。
- 災害廃棄物に関する迅速かつ適正な処理の検討を進める。

2. 県の役割

県は、廃棄物の排出抑制、適正処理及び処理体制の整備などの廃棄物に関する施策を総合的に推進していきます。

- 本計画を事業者、処理業者、市町村及び県民に周知するとともに、これら各主体の良好なパートナーシップのもとに、廃棄物の排出抑制、適正な循環的利用及び適正処分を推進する。
- 減量化目標など計画の実現にあたっては、市町村等との連携・調整を図りつつ、本計画で示した各種施策を積極的に展開するとともに、市町村の行う循環的利用や適正処理に向けた施策について、支援・協力をを行う。
- ごみ処理広域化計画の進捗状況を把握し、適切な助言・支援を行う。